二四年の有效の證券にして一九一九年以前の發行に係るものゝ數は一九二九年度の一ヶ年の發行證券數よりもやや多いが、一九三二年度の夫れには恐くは及ばないであろうことが判る。經過期間零の總經過契約が一九二四—二九年に於て逐次增加を示したことは部分的には資料提供會社數の增加に因るものであるが、多くの會社に在つては契約高の增加に拘らず診査數は却つて減少したのである。

無診査保險の長所

英國に於ける七十五生保會社中約五十六社が無診査生命保險を營んでゐる事實から推し考へて見ると、現時此の種の保險に對する社會的需要の嚴存することを知るに足るのである。契約申込人の觀點からすれば無診査で契約を締結し得ることの主たる利益は醫師を訪問する時間を節約し得る點に存する。

診査の省略は申込人が保險加入の決意をした瞬間から會社が申込を受諾し第一回保險料の拂込を受けて現實に危險を引受ける瞬間までの期間を短縮する。これは申込人及其の從屬者に對しては安定期を早め代理人に對しては手數料の支拂期を早め會社に對しては新契約獲得を早める所以である。申込書の署名から之に最後的決定を與ふる迄の時間節約は箇々の場合としては僅々兩三日に過ぎないでもあろうが新契約全體として見ると相當なものであるに相違ない。こゝに一言附加して置くが少くとも一社では第一回保險料の現金拂込があれば所定申込書の完了と同時に危險を引受ける、但それは正常的に特別の要求又は修正なくして引受けられるであろう所の良危險の場合に限らる。

現今の如き文化時代に在りても診査を厭ふ人の少からず存することは否めない。これが原因は疾病の發見せらるゝを懼ばないことに在るのかも知れないが、併し大抵の場合はその嫌忌の原因を知り得ないのであつて、疾病存在の可能性の如きは想像するに難いのである。然るに會社が無診査保險あるがためにこれなくんば失はれたであろう所の多大の契約を獲得し得ることは必定である。これは會社にとりて又代理人にとりて併し特に此種の申込人の從屬者にとりて一大利益でなければならぬ。

是の故に申込人は無診査保險の利益を滿喫するものと稱して敢へて大過はあるまい。唯一の不利益と見做すべきものは有診査の場合ならば醫師によつて發見されたであろうと思はれる重要事實隱蔽の廉で請求拒否の機會が多くなることであるが、實際問題としては保險大衆は先天的に正直であること、代理人の忠誠なること及會社側の選擇が嚴密なることの三理由から拒絶は極めて稀であることを强調して置きたい。

會社の慣行

會社側から見た無診査保險の利弊を研究するためには、無診査普通生命保險に於ける諸會社の慣行を確かめることが必要であつた。そこで七十六社に對して質問狀を發送した所七十社から詳細をつくした返書を寄せられた。其等の諸社に對しては箇別的に謝狀を呈して置いたが諸種の質問——少くとも其の一は多大の手數をかけた

に相違ない――に對して親切な回答を賜つたことに對して玆に更めて深謝の意を表する次第である。

英國に於ては多數の終身保險及養老保險證券が從業員保險施設に關聯して無診査で發行される。併し其の大多數は雇傭前に診査を受けた使用人又は團體生命保險に比すべき方法に於て大集團に對して發行せられるものであるから、嚴格なる意味に於ける無診査保險といふことは出來ぬ。小會社の使用人又は特殊產業若は特殊職業の所屬者に對する保險施設は原則として保險會社の正常的無診査規則に準據する。

前記七十社は概ね何等かの形式の使用人保險（スタフ・スキーム）を營んでゐるが、中十四社は無診査保險を專ら使用人保險のみに限り、殘る五十六社は制限年齡內に於て一般大衆向きの眞實の無診査保險を營んでゐる。此の五十六社の無診査保險は二大別される。

一　一般無診査保險（三十社）――無診査制限（例へば年齡は五十歲以下で、金額は一千磅以下）內の總ての申込を先づ第一次的に無診査として考慮する。

二　特別無診査保險（二十六社）――申込人の希望があれば制限內の申込を無診査として考慮する。

無診査保險は成る可く避ける方針であると回答して來たもの二社、無診査保險の手數料は半減されるから從つて其の業績も微々たるものであると回答して來たものが一社あつた。

各種無診査保險會社を保險種類別にすると

	使用人保險專門	一般無診査	特別無診査
純生保險會社	一四	三〇	二六
從業會社（簡易保險を營まず）	一	八	一
從業會社（簡易保險を營む）	二	八	五
屬領及植民地會社	六	六	一四
計	六社	八社	六社

一般無診査保險を營むものに屬領及植民地會社が多く「特別無診査保險」及「專ら使用人保險」を營むものに從業（非簡易）會社の多いことは興味ある事實である。

事業成績

無診査保險の業績を確かめるため會社に對して一九三二年度現在契約件數及保險金額を診査の有無別にして回答されんことを要請した。回答は機密を要するものであるからこゝに實數其儘を再揭することを得ないが左に比率の形式に於て會社數だけを表示する。

總契約高に對する無診査契約高の比率	一般無診査保險 金額基礎	一般無診査保險 件數基礎	特別無診査保險 金額基礎	特別無診査保險 件數基礎
九〇%以上	一社	一社	一社	一社
八〇—八九%	二	四		
七〇—七九%	二	五		
六〇—六九%	二	一		
五〇—五九%	三	四		
四〇—四九%	二	五		
三〇—三九%		二		
二〇—二九%	四	一	一	一
一〇—一九%	三	二	一	一
九%	一	五	一	一
不明	一二			
計	三〇	三〇	二六	二六

一般無診査保險を營む會社は特別無診査保險を營む會社に較べて、其の無診査契約高の總契約高に對する割合が高い。これは容易に豫想し得る所である。無診査保險の平均保險金額は有診査保險に比し低額であるから、總

契約高に對する比率は金額基礎の場合が件數基礎の場合よりも低いのは素より當然である。一般無診査保險の場合に於て件數基礎で八〇%以上の五會社中四社は簡易保險會社である。

金額、年齢其他の制限

終身保險、制限拂込終身保險及養老保險の保險金額制限は左表の通りである。短期保險の場合には有診査を原則とし重復定期保險及十年滿期養老保險の場合には通例制限が一層寛大である。調査し得た所だけでは配當付契約にも無配當契約にも同じ制限が適用される。

最高保險金額	一般無診査	特別無診査	最高保險金額	一般無診査	特別無診査
一〇〇磅	一社	一社	一、五〇〇磅	二社	一社
一五〇	一	一	二、〇〇〇	六	五
二五〇	一	一	二、五〇〇	一	二
三〇〇	二		五、〇〇〇	一	一
五〇〇	六	四	制限ナシ	一	二
七五〇	一	一			
一、〇〇〇	九	九	計	三〇	二六

保險金最高制限を設けずして一般無診査保險を營む會社では時に甚だ高額の無診査契約をとることもあると信ぜられる。此種の二會社に於ける無診査保險平均保險金額は夫れ〳〵二六〇磅及三二六磅であつた。簡易保險を兼營する無診査保險會社の保險金最低制限は大抵二五磅であるが、例外として一兩社は五〇磅以下を引受けない。簡易保險を兼營しない無診査保險會社ではその殆ど總てが一〇〇磅を最低制限としてゐるが中には五〇磅のものもある。二〇〇磅を制限とするものに二社あり、更に他の一社は五〇〇磅を制限とするものと察せられる。

最高年齢は左の通りである。

最高年齢	一般無診査	特別無診査
三五歳	一社	一社
四五歳	一一	四
五〇歳	一八	二二
計	三〇	二六

最低年齢は通常一五歳又は一八歳である。それ以下の年齢者を被保險者とする申込は二一歳に達するまで危險が開始しない小兒据置保險の場合に於てのみ受理される（場合により二つ以上の最高金額制限及最高年齢制限を設けることもある。前二表には無診査契約の大半に適用される制限を掲げて置いた。之を例へば或る社では五〇歳までは最高保險金三〇〇磅、五一歳以上六〇歳までは一〇〇磅としてあるから表には金額は三〇〇磅、年齢は五〇歳の兩者を載せてある）。

保險金及年齢の最高制限に付一般無診査保險と特別無診査保險との間に概して差違のない所から見ると、後者を營む會社は申込人に診査選擇權を與ふることにより逆選擇を誘致した事實はなかつた、又之を豫想し得ないとの意見らしい。乍併一面に於て會社は例外なく診査要求權を留保してゐること及會社の選擇は特別無診査保險の場合に於て一層の嚴密さを豫想し得ることを忘れてはならぬ。

五十二社では診査の有無に拘らず全然同一の料率及約款を適用してゐる。尤も其中七社は二年以内に證券を讓渡しない旨の申込人の合意を要求してゐる。現時料率及約款上の制限は稀有であるから左に參考のため制限會社の制限内容をやゝ詳細に檢討して見よう。

會社	保險金最高制限	年齢制限	制限
A（一般無診査）	一、〇〇〇磅	五〇歳	契約後最初の六ケ月又は次の六ケ月以内に死亡の場合には五〇〇磅を超過する保險金額の夫れ〳〵半分又は四分の一を削減す。但災害死の場合は全額支拂。
B（〃　）	三〇〇磅	五〇歳	最初の一ケ年以内は半額給付。
C（特別無診査）	二、〇〇〇磅	四五歳	利益配當には無診査保險部を特別扱。最近の配當では有診査及無診査の配當率略同樣。
D（〃　）	二、〇〇〇磅	五〇歳	左の執れかに依る。

（一）初年度に於て保險金の一%、第二年度並に第三年度に於て保險金の〇・五%に相

當する割增保險料。

(二)初年度以内は三分の一給付、第二年度内は三分の二給付、爾後は全額給付。

六社では一九二五年に有效であつた早期死亡に對する制限を現今では撤廢したものゝ如くである。又他の二社では其の時分には無診査保險を利益配當付契約に制限してゐたものと思はれる。

女子

大抵の會社では無診査保險の引受上男女間に差別を設けてゐないが例外として

一般無診査保險——

未婚又は既婚の職業婦人に限るもの四社(全部加奈陀會社)、其中保險金最高制限額を引下げたもの三社、保險金最高制限額を引下げ且妊婦に對して一%の一回拂割增保險料を課するもの一社(加奈陀會社)、女子を引受けざるもの二社。

特別無診査保險——

職業婦人に限るもの二社、妊婦に對しては診査を要求するもの一社、保險金最高制限額を引下げ且未婚女子に限るもの一社、女子を引受けざるもの三社。

申込書の特殊性

申込人をして有診査の場合よりも詳細な特殊申込書を作製させる。申込書の記入事項は概ね左の如きものである(詳しきことは後段參照)。

一　氏名、住所、職業、配偶關係
二　申込契約の詳細
三　外國居住
四　航　空
五　他の生保契約の存否
六　身長及體重
七　習　性
八　家　歴
九　箇人的經歴及現在の健康狀態
十　家庭醫の氏名
十一　友人の氏名

以上の申告と突き合はせ之を補充するためには左の報告書の一つ又は兩つ以上を以てする。

一、家庭醫の報告書

英國に於ける無診査保險及危險選擇

	一般無診査	特別無診査
常に取寄せるもの	九	八
必要と認めた場合に取寄せるもの	一一	一一
必要と認めた場合又は保險金が左記金額を超過する場合に取寄せるもの		
イ　一、〇〇〇磅	二	—
ロ　五〇〇磅	一	一
ハ　二〇〇磅	—	二
取寄せざるもの	七	四
	三〇社	二六社

特別無診査會社は一般無診査會社よりも家庭醫の報告書を徵することが多いらしい、卽ち前述した選擇の嚴密といふことを裏書してゐるのである。

家庭醫報告書は家歷、習性、現在の健康狀態、診療の詳細、其他申込人の主治醫であつた期間に於ける參考事項の記入を要求する。別に申込人が主治醫に就き診察を求めたかも知れない特殊疾病又は外科手術に關する特別質問のために一欄が設けてある。

二、代理人及(又は)定給外勤員の報告書

	一般無診査	特別無診査
兩報告書を取寄せるもの	二〇	二一
兩者とも取寄せないもの	八	五
一方を取寄せるもの	二	—
	三〇社	二六社

此の場合にも特別無診査保險に於て選擇の一層嚴密なるものあるを窺ひ知り得るのである。通常報告書は申込人と正に面接したが、無診査保險の被保險者として好適な者と見做すといふ旨の陳述の形式による。

卑見に依れば申込人と面接した專業代理人の報告書は至大の價値あるものである。經驗者は一見して缺陷を發見することが出來る。而して報告書の價値は申込人に就ての代理人の印象に存する。それは醫者にとりて臨床的診察の外に危險の一般的印象といふものが非常に參考になるのと同じ道理である。報告書を出す代理人は新契約の獲得と金錢的利害關係ある者に限定すべきや否やの問題はその解決が容易でない。乍併危險の選擇及評價を補助する本社々員の少くとも一名が報告書を出す代理人等と日常能ふ限り接觸を保つてゐることだけは必要であると信ずる。かくすることによつて代理人各箇の信賴可能程度を測定し得るからである。

三、申込人の親友の報告書

	一般無診査	特別無診査
常に取寄せるもの	一八	二三
必要と認めた場合に取寄せるもの	一	二
取寄せないもの	一一	一
	三〇社	二六社

卑見に依れば此の報告書は診査といふものが未だ行はれなかつた時代の遺物である。而して所謂親友は申込人の指名に係るものであるから其の報告書は逆選擇防止の觀點からすれば殆ど無價値と謂はなければならぬ。乍併新契約獲得の源泉として觀察すれば極めて貴重であつて、それが今日尙ほ一般的に要求されてゐるのは實にこれが爲めなのである。現に親友報告書は取寄せないとの回答を寄越した十二社中六社までが申込人に對して一名又は場合により二名の親友指名を要求してゐる。

四、興信所の報告書

十四社では必要と認めた場合に限り此の報告書を求めてゐるが缺かさず之を取寄せるといふ會社はない。加奈陀では凡ゆる場合に於て「調査內報」を求めるのが過去若干年間の慣行であつた。會社は何れも皆共同機關の援助を仰ぐのである。而して職業、習性、財政狀態、過去の經歷及既往の無診査調査に關する供給資料は危險の選擇上極めて效果的であるに相違ない。此の國に類似機關の存在しないことは遺憾である。

選擇

危險選擇上最も重要な因子である申込書に付やゝ詳細に說述したい。無診査保險では保險料の割增といふことは稀であつて選擇は危險を引受けるか又は診査のため留保するか執れかの形式をとるのである。診査の要求に就ては兩つの違つた意見が對立してゐるものゝ如く見ゆる。其の一は無診査保險を以て最健康體を引受ける一手段と見做すのであつて、聊かでも疑はしき廉あらば躊躇なく診査を要求すべくこれが經費は有益に使はれたものと見るのである。其の二は無診査保險を營む會社は能ふ限り此の基礎にて證券を發行すべく、眞に已むを得ざる場合に於てのみ診査の要求を爲すべきものと主張するのである。

選擇上寬嚴の差あることを明白にするため無診査申込件數に對する診査要求件數の割合を左に表示する。

診査要求件數の割合	一般無診査	特別無診査
二五—二九%	一	—
二〇—二四%	二	二
一五—一九%	一	四
一〇—一四%	八	二
五—九　%	七	一
〇—四　%	三	一七
回答なし	八	
	三〇社	二六社

特別無診査會社の選擇が一層嚴密であるかどうかは右の數字からは判斷し兼ねる。診査其他の防衛手段の要求される場合如何は申込書の諸點を洩れなく檢討した上でなければ判明しない。申すまでもなく或る會社では他の會社よりも嚴重である。而して之に關する卑見は概していへば筆者の私見を他の源泉から入手せる資料を以て補足したものである。

申込書の分析解剖

申込書の質問事項を十種別にした。最初の九種はオスカー・エッチ・ロッヂヤス博士及アーサー・ハンター氏が危險選擇を分解した因子（米國アクチュアリー協會々誌第二十卷第二七三頁）であり、最後の第十種は前記兩氏が意見を發表した時分に未だ幼稚の域を脱し得なかつた「航空」である。

一、體格――申込書は例外なく申込人の身長體重を要求してゐるが、其の總てが正確なる數字又は身長若は體重の測定方法に就ての說明を要求してゐる譯ではない。査閲に係る申込書の過半は前年に於ける體重の增減高を要求してあつた。他の缺陷は別問題として申込人が著しく體重不足又は體重過大なる場合には診査が要請される、標準からの許容乖離程度は會社によつて違ふが大體左の標準に依れば大過はあるまいと思ふ。

身長	中間體重（總ての年齡）	身長	中間體重（總ての年齡）
五フヒート〇インチ	一三一ポンド	五フヒート四インチ	一四〇ポンド
五〃　一〃	一三二〃	五〃　五〃	一四四〃
五〃　二〃	一三三〃	五〃　六〃	一四八〃
五〃　三〃	一三六〃	五〃　七〃	一五二〃
五〃　八〃	一五七〃	六〃　〇〃	一七八〃
五〃　九〃	一六二〃	六〃　一〃	一八五〃
五〃　一〇〃	一六七〃	六〃　二〃	一九二〃
五〃　一一〃	一七二〃	六〃　三〃	二〇〇〃

申込人が本表に依り

イ　四〇ポンド過滿なるか又は

ロ　xを年齡年數として（$8+2x$）ポンド體重不足

の場合に於ては診査を要求される。

原申込書が體重及身長の概算を示すに過ぎざる場合に於て申込人が

イ　三〇ポンド過滿なるか又は

ロ　（$8+10$）ポンド體重不足

なるときは正確なる測定が要求される。

二、證券の種類――此の點は無診査保險業務規則で定めてある。前述した如く短期保險は有診査を原則とする。例外として無診査保險を三年以下の短期保險に限るものがたゞ一社ある。

三、家歷――會社は何れも皆通常左の如き形式にて詳細な家歷を要求する。

	生存		死亡		
	年齢	健康狀態	年齢	死亡時日	特別死因	最終疾病の種類及性質
父						
母						
兄弟 生存者數						
兄弟 死亡者數						
姉妹 生存者數						
姉妹 死亡者數						

時としては妻又は夫及小供に關する詳細事項を質問することがある。

又現に結核患者又は精神病患者たる家族の有無が質問される。或る場合には他の疾病之を例へば癌腫、糖尿病、痛風などが質問に包含されることもある。左記五箇の場合には診査が要求される。

イ 結核患者あるとき

ロ 兩親共災害に因らずして五五歳前に死亡したるとき

ハ 家族に特定の疾病の系統ありと推せらるゝとき

ニ 兄弟姉妹又は小供に多數の夭折者を出したるとき（ワツセルマン試驗の追加が可なるべし）

ホ 一般的に見て家歴が不良なるとき

死因の疑はしき總ての場合就中結核の疑ある場合に於ては死亡證明書の提出が求められる。參考として家庭醫報告書を徵することも大に宜しい、けだし家庭醫は申込人の家庭事情に通曉するものと信ぜられるからである。

四、個人的經歴——

イ 災害、疾病、手術、質問形式は會社により「過去に於ける疾病、災害又は手術を列擧せられたし」といふ程度の簡單なものから左の如く多くの疾病を含む複雜なものに至るまで色々ある。

左記疾病の何れかに罹りたるか又は之に關して醫師の診療を求めたることありや

一 痙攣、癲癇的發作、腦病又は神經系統病

二 肺炎、喘息又は心臟若は肺臟の疾患

三 胃腸病、肝臟病、腎臟病又は膀胱病

四 皮膚病、中耳病又は眼疾

五 甲狀腺腫

六 梅　毒

七 レウマチス又は痛風

八　喀血又は吐血

九　其他の疾病

十　手術、災害又は負傷

質問の何れかゝ肯定的に應答せられたる場合には診査が要求される、但疾病が極めて短期であるか又はすつと以前に罹病したものである場合は此の限りでない。神經系統又は消化器系統の既往症ある場合及疾病にして申込人が診査醫に對して詳細な情報を傳へることが恐くは不可能であろうと思はれる性質のものである場合には、補足的に家庭醫の報告書を徵する。大手術の經驗ある場合には手術外科醫の報告書が可なりに役立つことがある。泌尿生殖器の既往症ある場合には顯微鏡に依る尿分析報告書及場合によりワツセルマン試驗、尿糖量カーブ其他が要求される。

ロ　結核患者との接近、調査に係る申込用紙五十六通中申込人が結核患者と同棲し、又は何等かの方法に於て之と接近したことの有無を質問してゐるものは十二通に過ぎない。此の事實に對しては結核患者との近頃の接近は家族に結核患者を出したる場合と同樣の嚴戒を要するとの意見あるに顧みてむしろ驚愕を禁じ得ないものがある。かゝる接近の經驗ある場合に於て診査を要することは言を俟たぬ。

ハ　他の生保證券及申込、會社は申込人が何れかの會社に對する既往の契約申込に際して料率を引上げられたるか、拒絶せられたるか、延期せられたるか又は其他の差別的待遇を受けたることの有無を質問するを常と

する。之に對して肯定的の應答ありたる場合又は應答の否定的であるに拘らず、之を肯定すべき理由ありと信ぜらるゝ場合には、診査を要求し且當該關係會社に紹介を發する。申込人は又自已を被保險者とする現在有效の生保契約に付其の詳細事項を回答すべく要求される。而して其の保險金合計が高額に上れば診査が要請されるかも知れぬ、但申込人が近頃診査に合格せることの確認せらるゝ場合は自から別である。現在證券中に無診査證券の有無を質問する會社は僅々三社に過ぎぬ。

五、健康狀態——會社は例外なく申込人に對して現に無病息災、良好なる健康狀態を樂しみつゝありや否やを質問する。之に加ふるに大抵の會社は之を例へば脊椎彎曲、畸形、脫腸、跛者、四肢喪失、發言故障、視力故障、聽力故障の如き不具又は器能障害の有無を質問する。不具又は器能障害にして輕微なる場合は、兎も角然らざる限りは診査が必要になる。而して補足參考資料として家庭醫の報告書を徵することにすれば尙更結構である。

六、習　性——

イ　アルコール及麻醉劑　大抵の會社は申込人に對して、過去及現在に於ける飲酒癖の有無及飲酒量を質問する。申込人は他の事項に關しては誠實を示すとしても、飲酒量だけは得て過少に申告する强い傾向があるらしく見ゆる。一日に二三回以上も飲酒すると告白するが如き申込人は稀である。一、二の會社では飲酒家たる申込人は之を自認するものでないとの建前の下に、其の申込用紙に於て飲酒量に關する質問を全然省略し

てゐるが、それには一面の道理があると思はれる。現在及過去に於ける麻醉劑の使用に關する質問を爲す會社の稀有であるのも同じ理由に出たものであることは疑ふべくもない。飲酒癖に就ては興信所の內報又は代理人若は家庭醫の報告書から多少とも知り得よう。

ロ　モーター競爭其他類似スポーツ　典型的質問は「貴下は現在モーター競爭、航空其他の危險なスポーツに參加し又は將來之に參加せんとする意思を有するか」といふのである。現今航空は比較的に安全となつたから之を「其他の危險なスポーツ」と同列に置くことは不適當と思はれる。從つてこれは別箇に取扱ふことにする。モーター競爭に出場するが如き申込人は、時に此の種のスポーツを愛好する人物の型の理由で不良危險たることがある。診査はかゝる場合に於て屢々役に立つものであるが、それは醫學的觀點からではなく—彼等は原則として診査に合格する—人性に就て深く且廣い智識を有つ經驗醫は、品性並に一般的習性に關して有益なるヒントを與へ得るといふ觀點からである。陸上又は水上に於けるモーター競爭、その實習若は試驗に因る死亡危險を包含せしむる場合には可なりの割增保險料が課せられる。

七、職業——總ての會社は申込人の現在の職業の詳細を質問する。中には過去の職業及轉職の意圖の有無に就て知ろうとするものもある。申込人は時に現在及過去に於ける海陸兵役關係並に兵役に服したゝめ何か惡い影響があつたかどうかを應答しなければならぬ。申込人が兵役に服した結果として現に恩給を受領しつゝありや否やの質問も屢々見る所である。申込人と酒精飲料販賣との關係は、危險の程度に至大の交渉を有するに拘らず之を質問する會社は僅々五社に過ぎぬ。申込人の職業が長時間若は深更までの勤務を必要とするか又は塵埃、濕氣、熱氣、化學的其他の有毒性瓦斯などへの露呈危險を孕む種類のものである場合には診査が要求される。又職業が望ましからざる型の人物を惹き付けるが如き性質のものである場合には、醫師の報告書は就中申込人の品性を明かにする上に於て多大の便宜を與へる。

八、住所——歐洲以外の地域に居住したことの有無、それが健康に及ぼした惡影響の有無及居住に關する將來の希望を質問するのが通例である。熱帶國又は亞熱帶國に旅行の可能性があれば、診査を要求しなければなるまい。尤も申込人が大會社の社員であれば、海外出張毎に豫め社醫の健康診斷を受けるのが慣例であるから保險會社では社醫の報告書を徵して診査に代へることも出來るのである。溫帶地方以外に居住の場合には適當な割增保險料を課する。

九、遂行危險——左記の諸點が考慮される。

イ　申込に係る契約が高額なること

ロ　高額の既契約があること

ハ　夫の無契約なる場合に妻が申込みたるものなること

ニ　被保險者が從屬者なく且自活の必要なき女子なること

ホ　其他の場合にして契約申込に對する理由を認め得ざるもの

ヘ　申込人の一般的資性

イからニまでは通常無診査保險業務規程で定められてある。契約の目的に對して十分な理由が與へられない場合には、申込を全然拒絶するか又は死亡危險を殆ど含まない證券を勸めるがよろしからう。又申込人の品性に付疑の存する場合には醫師の意見を徵するとか、又は興信所に身許調査を依頼すれば大に參考とならう。

十、航空——質問は「貴下は有料乘客として以外に何等かの形式の航空に從事したことがあるか、又は將來之に從事せんとする意志があるか」といふのである。回答が肯定的であれば更に突込んで調査したる上適當な割增保險料を課するのである。此の國では操縱士免許の條件は極めて嚴重であるから、申込人が件の免許狀を所持してゐれば之が直に健康證明書になる。

有診査保險との比較

以上說明した所に依り、危險選擇の所謂十因子中二例外を除きその八までが無診査保險になつても、有診査保險に於けると同樣十分にカバーされてゐることを知り得たであろう。其の例外の一は「現在の健康狀態」である。診査がかくも重要視せられるのは實に申込人の現在の健康狀態の評價に關聯してゞある。無診査保險では此の手段が全然缺如してゐるから、ために會社は油斷をすると弱體危險を背負込むことになる。併しこゝに記憶すべき一事は缺陷が申込人の過去の經歷、體格、外觀などに表現されないのは潛伏疾患の場合に限るといふことである。過去の經歷及體格に就ては申込書又外觀に就ては代理人其他の代表者の報告書が參考になる。假令申込人には自覺症狀がないとしても家庭醫は豫てからうす〳〵潛伏疾患に感付いてゐて、之に關しヒントを與へるといふ樣な場合があり得るのである。

スミス氏及スカデイング博士は「加奈陀に於ける無診査生命保險」（米國アクチユアリー協會々誌第二六卷第二七三頁）に於て無診査保險に超過死亡率あらばそは左の原因に因るものならんと稱してゐる。

一　初期又は潛伏結核

二　心臟病

三　尿檢査に依り發見せられたであろう所の疾患

兩氏は曰く「初期又は潛伏結核は普通の診査醫の手際では看過することが多い。普通程度の保險診査に通例與へられる時間を以てして此種の缺陷を發見することの困難は、大抵の醫家の卽座に容認する所である……。心臟病患者に就ては有診査ならば當然除斥するであらうが、無診査となると標準料率で引受けることになるに相違あるまいが、併し年齡制限を設けさへすれば多少不良危險が介入するにしても、死亡經驗を痛く不良化する程でもあるまい。尿檢査に依つて發見の可能性ある一團の疾患に就ても亦同じことが言ひ得る」と。こゝに一言するが加奈陀會社は概ね最高加入年齡を四十五歲に制限してゐる。然るに此の國に在つては最高五十歲まで加入が出來るようになつてゐる。從つて前記兩氏の說く所は其の適用が相當割引したものでなければならぬ。卑見に依

れば最高加入年齢を五十歳といふが如き高き年齢に定めることは、心臟病及泌尿生殖器病の可能性に鑑みて不當である。

例外の第二は明快に定義付けることがやゝ困難であるが、診査醫は臨床的診斷の外に申込人に就ての一般的印象を會社に傳へるといふ事實である。こは極めて重要な點である。危險の評價上診査醫の印象を重視することは賢明な策といはざるを得ぬ、何とならば診査醫こそ申込人に面接する恐くは唯一の公平な人物と見られるからである。場合によつては之に代ふるに信用ある興信所の利用又は仕事及給與が新契約の獲得と全然沒交渉の固定給インスペクター制度を以てしても差支ない。

獨逸に於ける埋葬費保險及小口保險の過去及現在（一）

エルンスト・ウエスベル

はしがき

埋葬費及小口生命保險の沿革及その現在に於ける姿を系統的に述べよといはれると、それは甚だ困難な問題であつて、殊に「薄資者階級」なる語を以て云ひ表はされる概念や說明は頗る模湖としてゐて、誰にも滿足のゆくやうな、適切な定義を下すことが出來ない。「眼の鋭い」專門家達は必ずや何かしら、あら探しをする機會を得るに違ひない。それが誤謬を正さうといふのであれば、著者は凡ての健全な批評に對して感謝し又望むところであるが、單に意見の相違から來るものならば我々は別々に居るより仕方ない。發行者や著者の意圖するところは主として若き後繼者が感じてゐる處の間隙を充してやることに在るのである。精通せる專門家は其處に分り切つた事も見出すであらうし、又發表さるゝことの必要を感じてゐたやうな意見に遭遇することもあるであらうと思ふのである。專門家は何れも皆同一目的に向つて努力してゐるにも拘らず、斯る方面に於ても意見の一致は見ないのである。

本論文は科學的形態を具へたものではなく、單に後進へ對しての參考とするに過ぎないものである。

沿　革

一九三四年八月十五日第三三號ノイマン保險學雜誌に私は「昔時に於ける自助——鄉土風習（埋葬費保險の原始時代より）」なる題の下に史料研究を發表した。それは主として私の鄉里ウツベルタール及私に此の研究の動機を與へたベルギーに就てである。其間更に又新史料が入手したので埋葬費保險、正しくは死亡金庫の起源が明瞭になつた。しかし過去の價値に對する理解は近時に至つて始めて又喚起されたもので、之に反して戰前數十年間といふものは價値の認められなかつた事殊に甚だしかつたものであることを常に確認しなければならない。從つて研究の際、いつも、昔の基礎は戰前既に根絶されたといふ報告に接せざるを得ないのである。故に一七一一年の創立にかゝり今日猶存續してゐる最古の死亡金庫が今以て種々の回顧資料を所有してゐることに對しては特に感謝しなければならないのである。それはブレーメン市の「ソー・デオ・グローリア公益死亡金庫」である。一九一一年其の創立二百年紀念祝賀の際、ブレーメンの新聞に、それに關する二三の論說が揭げられた。これが次に揭げる、保險業一般の興味を呼ぶ私の論述の基礎となつたのである。幸に私は其等資料をソリ・デオ・グローリアの支配人から借りることを得たのである。

最初の名 "Nunmehr Vereinigte Todten-Kasse Soli Deo Gloria" の示す如く同金庫は或る傳統を基礎として結成せられたものであることは明かである。名稱は其後「組合死亡金庫ソリ・デオ・グローリア」となり、其後更に「第二死亡金庫ソリ・デオ・グローリア」と變り、更に從來の類似組合を解散合併して一七一一年八月四日多數の市民を參加せしめて市民兵によつて設立されたのである。創立當時に於ける自由都市の特徵は、やはり依然として都市自身の兵制を有してゐたことに表はれてゐることを想起するのである。設立の目的は「組合金庫に一定の會費を拂込み、組合員死亡の際は威儀ある葬式を擧げることを保證し、遺族に對しては其家族の相當な埋葬に對して援助し心配を輕からしめること」であつた。

組合及其定款は當時監督の任にあつた軍務部長の認可を必要とした。ブレーメン聯隊の資產ある所屬隊員は義俠的に其經營を引受けたものである。月掛金は三グローテであつた、が所謂死亡ターレルは二十二金ターレルに決つてゐた。死亡率の多い時には葬祭料を拂ひ兼ねることもあつて、さういふ時には該金庫の榮職にある幹事達が自腹を切つて不足額を補つたものである。

印刷せる法律又は保險約款といふものは久しい間存在しなかつた。給付及反對給付は加入者に口頭を以て傳へられた丈けであつた。しかしそれが爲に時の經過するにつれて爭議が生じ、一七七二年支配人は次の如く決定した。

「死亡金庫創立當時は其關係者に二三の最も寬大な條項が制定されたが、それも時の經過と共に金庫狀況の變化によつて次第に變れ其內容も殆んど看取し難きに至つた。依つて斯樣條項は次の如く變更し、爾今何人も不

知を以て口實とせざるやう二三のエクセンプラールを印刷して各關與者に配布し、これに對して各關與者は三グローテを支拂ふこと」

斯くて設定せられたる定款を組合長は次の如き言葉を以て監督局に認可申請した。

「我々は前記の詳細なる條項を神と金庫と全組合員の名譽の爲に最善のもの（いつかは我々は皆一定の目的地に到る(死)ことを觀じて）を信じて作成せるものであり、之を遵守せんことを爰に誓ふものである、希くは光威ある軍部委員諸閣下、前記條項を認可し給へ」

斯の如き懇願に對する監督當局の認可は次の言に見らるる如く甚だ冷淡なものであつた。

「我々は署名及捺印せる文書を以て規定項條を認可せることを證明す」

此の監督官廳からの定款認可は組合員に「聖にして祝福されたる三位一體の名に於て」與へられた。玆にベルギーの二三の死亡金庫に見られると同樣の基督教的特徴が認められるが、此の特徴は決して一地方的のものでなく全獨逸に亘つて存在せるものであることは明かである。

プレーメン金庫の沿革取調者が「ドラーコンの如く峻酷にして簡潔な」と評してゐる定款規定の明白さは今日の時代に於ても尙甚だ意味多き事である。加入者資格は二〇歳から四五歳迄の「誠實なる業務を營み、プレーメン市版圖に屬する者とす。外國人は絶對に加入することを得ず。組合の長老等を不公平又は友誼を以て枉げて組合員に加入せしめることを得ず、殊に弱體者、病者、妊娠者及産期近き者、其他痳疹或は天然痘を經驗せざる者を加入せしめることを得ず。」加入料金は三乃至十ライヒスターレルである、掛金を六箇月以上延滯せる者は除名せられた。此等は公告を以て注意された、其理由は

「斯くも多數の人間の住所を一々調べたり、誰もが承知してゐる義務を一々注意したりする煩に堪えない」

からである。

破廉恥罪にて處罰せられたる者、外國の軍役に服せる者其他

「組合員總會に於て組合員と喧嘩せる者、惡口せる者、罵詈讒謗せる者、暴行、擲り合をせる者及それに對する罰として貧民救濟基金に寄附を爲す事を肯ぜざる者、又は被侮辱者に對して教會に於て謝罪することを肯んぜざる者」

は除名された。

其時以來組合長及委員會は選擧されることになつた。而して其役目を引受けないものは一ターレルの罰金を拂はねばならなかつた。第十八世紀の半から一八八八年迄は長老及それに準ずる者達は「其公職の忠實なる遂行に關して」規定せられたる宣誓を行はねばならなかつた。長老達は報酬として罰金收入一ターレルに就いて一グローテの割合及各組合員集會日に十八グローテ及半期決算毎に四十八グローテを受けた。事務所主は計算書の作製及凖帳簿記に對して九十六グローテの報酬を得た。金庫は三つの錠前の付いた鐵製のトランクに收められて舊市街の長老の宅と新市街の長老の宅とに一年交代で預けられた。三箇の鍵は他の三人の長老に夫々一箇宛預けられ

た。掛金の徴收は金庫の預り番に當つた者が之を行つた。猶、長老は組合の金庫と云はれた該トランクを「同居する者と雖地下室又は屋根裏に居住する何人にも保管を委託せしめざるやう、又水害のおそれある所に居住する者にも保管を委任せざるやう」注意する必要があつた。これは「各關與者が安全に馳付けられる」爲であつた。

掛金取立は毎月祈禱日後最初の木曜日に行はれた。當日は日が暮れれば直ちに勘定臺の上に二本の明るい燈火を立て、又同樣に埋葬料支拂計算をする机の所にも燈火を置いて萬事几帳面に處理を了した。爾後月掛金は六グローテに增額されたが、その代り親戚關係ですらない者同志二人がこの一つの掛金で保險せられることが出來るやうになつたのである。若し二人の中何れが死亡又は結婚せるときは殘留者は再び同伴者を得る迄自分一人に對してもやはり六グローテの月掛金を拂込まねばならない。

削減期間といふものは本來はなかつたが例外として次の如きものがあつた。

「痲疹又は痘瘡にて死亡せる者は埋葬金請求權無し。婦人にして加入日より計算して六箇月以内に產褥にて死亡せる者亦同じ」

一八二七年五月十日六箇月間の給付削減期間が設定された。一八三六年からは金庫は必要あれば埋葬禮式をも引受けた又棺舁人夫及經帷子の提供も行つた。之に對して詳細な、且つ興味ある公定料金が定められた。棺舁人夫も使丁も喪家に於て葬式の前又は後に於て貰ひ物をしてはならない、彼等は棺を舁いだ時用ひた服を着用して飲食店又は釀造場又は酒場に入る事を得ず。之に違反せる者は五ターレルの罰金が課せられ、「内半分は告發者が貰ひ受け、殘りの半分は金庫の收入」となつた。此の規定は結果に於て密告を奬勵するやうな形とはなつたが傳染の危險、殊にコレラにて死亡せる者から來る傳染の危險を妨止せんとする擧に出たことは想像に難くないのである。死床から埋屍所に至り埋葬を完全に終る迄棺舁人夫等は一言も口を開くことを許されない、彼等が集合せる際喫煙することも、物を喰べることも禁じられた。

ナポレオン遠征軍によつて凡ゆるものが破壞される迄、此の死亡金庫が如何に發展せるかを文獻によつてみることは興味多き事である「勿論最も苦杯をなめさせられたのは下層大衆である」。併し乍ら此の破壞によつて他の弊害が明みに出された。「ソリ・デオ・グローリア」の金庫の財產の增加するにつれて組合の幹部連は、組合員に、加入料をも含む埋葬金の半額迄は毎月掛金徴收日に一ターレル宛返濟するといふ條件以外全然無擔保で貸付けるやうな失敗を冒してゐたのである。扨て被保險者達の過半數は掛金の才覺が出來なくなつたのみか債務の月賦償還などは一層不可能に陷つた。何となれば死亡金庫に莫大な損害を與へた此の財源は、事實必要のあつた人々や絶對確實な人々のみが利用したものではなく實に甚だしい使ひ方をしたもので、後には一八一〇年に組織せられる佛國政府迄もがその將校や官廳の爲に借り出したからである。或る少尉は持合せの證書類を提示して彼の友人の爲に百ターレルを該金庫から借りてやつた、直ぐその後で該友人は又百ターレルを其金庫から借受けてゐると云つた有樣である。斯の如き狀態ではソーリ・デオ・グローリアも衰微するのに何の不思議もないのである。今日猶存在する幾多の死亡金庫は前轍を踏まざるやう心すべきである。グローリアはしかし間もなく、外國の勢力か

ら解放されて舊秩序に恢復するに至つて實に迅速に輓回したのであつた。斯くて新定款認可後、一八一五年十年十七日ブレーメン市參事會により次の如き議事錄が作成されるに至つた。

「本金庫の狀態は數年前に於ては埋葬金二十八ターレルを支拂ひ得る迄に繁榮してゐた。それが佛國政府の爲に秩序蹂躙せられたので國家に貸付けた資本の利子徵收の關係上一八一三年には我が死亡金庫の好況恢復迄の間、埋葬金は二十五ターレルに引下げを行ふの餘儀なきに至つた。然るに賢明なる策を執りたる結果、幸にも再び獨立性を取戻し、玆に、埋葬金を二十七ターレルに引上げ得るに至つた事は欣快に堪えぬ次第である。」

斯の如き議事錄を專門的立場から檢討し、評價すると、數世紀を通じて、一時的には絕望の色さへあつたのに古き良きものを守らうとする努力が見られて、常に興味と好感が持てるのである。此の鄕土に生長せる愛、そして凡ゆる仕事と配慮と努力とに力を借す愛、凡ゆる困難をも希望の黃金の鏡を通じて見せ價値を持たせる所の愛は亦ブレーメン「ソーリ・デオ・グローリア」の特性でもあるのである。グローリアはいつも感激に滿ちたる、そして人をも感激せしめるよき指導者を得て來た。彼等は組合の事業が危險に陷つた時にも、其最も困難な問題を切拔けて輓回せしめたのである。かくて現在は組合員への金錢の貸付は規則として禁止せられ、その代り十歲以下の小兒の入會が許容されてゐる。

一八五二年小兒の加入年齡は三歲以上迄に限定された。其他多くの簡易化が行はれたが殊に組合員と組合との間に意思の疎通を良好ならしめ、數十年間に十五の變更が行はれたが何れも「金庫の古き傳統を尊重して、金庫は愈々自由に益々人道的に發達した」のである。軍人が次第々々に金庫の首腦部の地位を逐はれ、それに代つて市民が其地位に就いた。彼の史上光輝ある一九〇一年一月一日「帝國の名に於て」發布せられた帝國法律の規定に基いて死亡金庫ソーリ・デオ・グローリアも亦暫くの間國家の監督下に在つたが、一九〇八年一月一日に至り再びブレーメン市參事會の監督下に戻つて來た。「斯る處置は州廳との直接個人的交渉を許容し、其の方が外部官廳の爲すよりは金庫の內政に良き結果をもたらすものである限り特に重要性がある」といふのである。

創立二二四年の間にソーリ・デオ・グローリアの被保險者の手に支拂つた金額が總計幾何に上るかは明確でないが史家の云つてゐる通り該金庫によつて幾多の苦難が緩和された事は事實であらう。

文獻に依れば前記の鐵製トランクの他に尙木製トランクがあり、其蓋の裏側には一七六八年當時の二人の金庫長老の肖像が油繪で畫てある。一人は擲彈兵の、他の一人は步兵の軍服を着てゐる圖である。其他一八三四年に は鈴附袋（クリンゲルボイテル）（竿の一端に鈴と袋を下げ慈善金を集むる時に用ふ）があり月掛金取立日及組合員集合の際貧民救濟基金の寄附を集める爲に用ひられた。總て此等の史料はブレーメン市歷史博物館に寄附してある。保險事業にとつて決して價値尠からざる之等舊時代に於ける死亡保險制度の證券類の複寫を得たいと思つて居るが仲々手に入らない。

英國生命保險の前途

——低金利と現行料率の維持——

過般、英國政府の斷行した戰債の大量的借換が産業界を始め一般大衆の支持を得て大成功を收めたことは大英國々民の愛國心の未だ衰へざることを裏書する見逃し難い事件であるが、こゝに特筆すべきはこの戰債の借換に當つて保險會社が重要なる役割を演じてゐたことである。即ち、周知の如く保險會社は公債の有力なる所有者であるから、その與へられたる選擇權を行使した會社が少なからざる數に及んだであらうと想像されるのである。フランスにおいても保險會社は先般公債の借換に當面して英國保險會社と同樣の措置を講じたものである。伊太利保險會社も同樣の事件が國內に起るであらう時には同じ途を歩むに相違ない。いづれにせよ、保險會社は何れの國においても政府を掩護する最も强固なる支柱の一つであると斷言しても憚らないかのやうに考へられる。

この國家の爲めに拂ふ犧牲が保險業者にとつては事業運營の上に重大なる影響を及ぼすだけに、その行爲は特に賞讃されていゝものである。就中、生命保險においては豫定利率の問題が或種の保險形態にあつては死亡率と同じ樣に主役を務めてゐるのである。

一九三三年における英國の損害保險は刻下の恐慌にもめげず大體前年度と同じ業績を示してゐるが、生命保險は果して之と同樣であるかどうか。金利の低下が及ぼす影響はどうであるか。一九三三年には既に低金利の影響が現れてゐるかどうか。保險會社は收入減に對し如何なる善後策を講じ又講じやうとしてゐるのであるか。以下英國の諸雜誌を通じて此等の點に少しく考察を加へてみたい。

スタチスト誌によれば、一九三三年における普通保險の新契約高は寔に申分ない成績であつて、保險金額は一九三二年の一億六千百萬ポンドに對し一億八千萬ポンドに上つたゐるのである。併し、この保險金額の增加は主として一時拂保險料の保險契約に基因するものと云はれてゐる。又同誌によれば被保險者が混合保險の代りに好んで家族收入附の終身保險を約する傾向が顯著であるとのことであるが、この種の保險形態は會社側から見れば保險料收入の寡少であることが缺點である。それは兎も角、新契約高の好化歷然たるものがあるのである。尙ほ年金であるが、年金は金利安以來その契約高がます〳〵著增してゐるのである。

普通保險の新契約高の增加を會社別について見るに、大體各社共殆ど一律の增加である。若干の減退を示す會社が數社あるが、全體としては增加の程度は會社の大小强弱に比例してゐる。簡易保險の專業會社で普通保險を兼營する會社があるが、それの普通保險の業績は決して惡くはない。その筆頭はブルーデンシャル社であるが、同社の一九三三年における普通保險の新契約高は二一、五〇七、四八三ポンド（一九三二年は一七、二七四、二〇六ポンド）に達してゐるのである。

簡易保險においてはその新契約高は少しく不振である。一九三二年において失つた地盤は容易に回復されず、

保險金額は前年とほゞ同樣である。こゝに注意すべきはブルーデンシャル社が普通保險に全力を盡したかの感が深く、その簡易保險の業績は少しく減退を示してゐることである。

次表は全ての保險會社の新契約狀況を示すものである（金額單位千ポンド）。

年次	普通保險				簡易保險	
	件數	金額	一時拂保險料	分割拂保險料	件數	金額
一九一三	三三四、六五四	六七、六二八	四八三	二、八一四	八、二三二、二九九	九四、一九四
一九一八	三〇七、四七六	七三、三三六	五九三	四、四二七	五、三三九、二五〇	七四、七九六
一九二三	三七八、二三四	一一一、七五一	六〇八	五、〇五二	六、八三五、四五一	一三九、四六三
一九二八	四六二、〇二九	一五九、六九九	一二、二七六	六、三六五	七、三四八、六三〇	一四五、三〇一
一九二九	四六八、一八八	一六二、二八六	一二、二二	六、三六五	七、七二二、七三七	一五四、七一八
一九三〇	四七四、五二一	一六六、二九七	六、五二一	六、五二一	八、〇〇五、八四〇	一五八、〇二四
一九三一	四六一、七三四	一六一、一八〇	二、八一三	六、二五六	八、二五四、五一七	一六二、八〇五
一九三二	四六二、八五八	一六四、一四九	四、三八一	六、〇七六	八、三五〇、〇〇〇	一六一、三〇〇
一九三三	五〇三、〇〇〇	一七七、五〇〇	五、八一八	六、四八五	八、三六〇、〇〇〇	一六二、四〇〇

右の數字は一九三三年（概數）を除き總て監督官廳の發表せるものである。

先づ、新契約の平均保險金額は幾何であるかを見るに、普通保險にあつてはその平均保險金額は一九一三年以來增加の跡を示してゐる。即ち、一九一三年における平均保險金額は二〇八ポンド六志であるが、最高の新契約高を示す一九三〇年のそれは三五二ポンド一八志に達してゐるのである。簡易保險においては不況の影響は最も顯著であつて、一九一三年の平均保險金額は一一ポンド八志、一九三〇年は一九ポンド一四志を示すに過ぎないのである。而も一九三三年には更に一九ポンド六志に低下してゐるが、これは商工業の回復が一般に信じられてゐる程に全面的でない證左であると見られるのである。

次に、收支狀況であるが、今、普通保險について見るに、その業績は左表に示すが如く各年度とも大差ない結果を擧げてゐるのである（金額單位千ポンド）。

年次	收入				支出					
	保險料	年金掛金	利子及配當金		支拂保險金及年金	解約還付金及利益配當	營業費及手數料	同上百分比	積立金	
一九一三	三一、四九一	二、三七三	一四、九〇一		二六、二八二	三、九二一	四、三三八	一三・八	三八一、四九二	
一九一八	三七、〇四〇	一、六三九	一五、二四三		三三、〇七一	二、四三三	四、八六四	一三・一	四二一、〇〇四	
一九二三	五一、一〇二	三、〇五九	二二、一三九		三七、〇一六	五、九五五	七、六六八	一五・〇	五〇六、二八二	
一九二八	七二、七八八	三、一九九	三〇、二五七		五一、四八二	八、一九二	九、一〇一	一五・五	六七四、二七一	
一九二九	七四、六八一	三、三四二	三二、二五一		六三、七一〇	八、二九〇	九、四九七	一二・七	七一〇、〇四〇	

一九三〇	七一、七二五	三、七二九	三二、四二九	五一、〇〇八	二〇、八四〇	九、七五三	一三・六	一四・三	八一、六〇〇
一九三一	七〇、六二五	一四、七五三	三三、五六六	五二、五六一	一五、五〇六	一〇、〇二五	一五・〇	一四・〇	七六四、二六三
一九三二	七三、一五七	一三、二八一	三三、九四五	五八、九二一	一四、五九二	一〇、二五七	一四・〇	七九二、六五一	
一九三三	七五、二四三	一三、二〇〇	三三、一〇〇	五八、四〇〇	一二、三〇〇	一〇、四〇〇	一四・三	八一、六〇〇	

本表の數字は前表と同じく一九三三年(概數)を除き總て監督官廳の發表せるものであるが、これによると一九三〇年は保險料收入の點のみならず解約の方面より見るも確に大戰後最も業績の悪い年度である。不幸にして、解約の項には被保險者に對する利益配當が一括されてゐるが、併しそれが爲め解約が最近四箇年において如何に重要なる位地を占めてゐたかの事實は抹殺されることはない。一九三〇年は最高の解約高を示す年である。會社は解約防止の爲め萬全を期したのであるが、幸ひその努力は酬ひられてゐるかのやうである。死亡・滿期に對する保險金の支拂は普通の増加を示してゐる。營業費及び手數料は損害保險におけると同じく寧ろ増加の傾向がある。

次に簡易保險の業績を示せば左の如くである(金額單位千ポンド)。

年次	收入 保險料	收入 利子及配當金	支出 支拂保險金	支出 解約還付金	支出 營業費及手數料	支出 同上百分比	支出 積立金
一九一三	一七、一〇三	二、〇三五	七、二三六	二七四	七、九五四	四六・〇	五六、七六二
一九一八	二三、三九八	二、八七〇	一一、四五六	一四八	九、二六一	四一・三	七四、〇二八
一九二三	三三、二一三	五、四九九	一〇、八〇〇	一、一五九	一三、〇九七	三九・四	一二三、二〇〇
一九二八	四〇、六七七	一〇、一〇三	一八、九一四	一、九三九	一三、三一三	三二・六	一九二、〇二九
一九二九	四二、〇〇二	一〇、九三八	二〇、四九八	三、〇八一	一三、九七四	三二・五	二〇三、一一三
一九三〇	四二、八一一	一一、六〇六	一八、一三八	三、七九二	一四、一二六	三二・二	二一七、三二四
一九三一	四五、四〇七	一二、一三四	一八、七四二	四、六一三	一四、四七一	三一・八	二三六、二五八
一九三二	四六、五〇〇	一一、九〇〇	一八、四〇〇	五、四〇〇	一四、八〇〇	三一・四	二四六、〇〇〇
一九三三	四八、七〇〇	一一、八〇〇	二〇、八〇〇	五、〇〇〇	一四、九〇〇	三〇・六	二五九、〇〇〇

右によれば收入保險料は普通保險のそれに比較して尙ほ約四千萬ポンドの不足を示してゐるが、併しやがて產業の回復と共に事實が具現されるであらうことは容易に豫見されるのである。支拂保險金は一九一三年に對比して約三倍であるが、その割合には保險料收入は増加してゐない。解約は一九三二年がその最高頂に達した時らしいが、會社は普通保險におけると同じく解約防止の爲め諸々の對策を講じたものである。最後に、一言、事業費の問題に觸れるが、事業費は非常に高まつてゐる。この點については簡易保險監督官は事業費は相當思ひきつて低減すべきであり又低減し得るものであると會社に對し警告するところがあり、會社側においても極力經費の節減に努めた結果、既に著しく事業費の低減を見るに至つてゐるのである。併し乍らそれが何時まで續くことか。

恐慌が永續する限り、事業費の低減を持續することは至難であらうが、併し大會社の事業費の割合は平均に達しない低率であり、景氣が回復すれば近い將來には尙ほ一層事態の好轉を見るものと期待される。

さて、金融市場の情勢が變化した結果、それが保險會社の資產運用の上に如何なる影響を及ぼしたであらうか。今、最近六箇年間の資產運用狀況を示せば次の通りである（單位百萬ポンド）。

種別＼年次	一九二七	一九二八	一九二九	一九三〇	一九三一	一九三二	一九三三
抵當貸付	七・六	六・五	五・五	五・四	四・九	四・八	四・六
契約者貸付	一一・九	一一・一	一〇・五	一二・二	一四・〇	一六・三	一六・二
契約者貸付以外の貸付	〇・七	〇・一	—	—	—	—	—
英國政府公債	〇・四	〇・四	〇・三	〇・三	〇・三	〇・三	〇・六
市町村債	〇・二	〇・二	—	—	—	—	—
印度公債及び殖民地債	五・四	四・三	二・九	二・九	六・五	六・二	七・三
外國政府公債	四・二	三・六	三・〇	二・八	二・五	二・四	二・四
社債	一五・九	一〇・七	九・七	八・九	九・八	六・八	八・三
優先株	九・〇	五・二	三・二	四・八	五・二	三・二	二・九
普通株	三九・八	五二・一	五七・九	五一・七	四七・〇	四七・八	四六・〇
土地建物	一・六	一・六	二・〇	四・〇	四・〇	四・二	四・五
計	九六・〇	九五・七	九五・七	九三・一	九四・四	九四・三	九二・七

第一に氣づくことは英國保險會社が資產の運用に當つて、好んで有價證券特に普通株式を選擇する點であつて、主として抵當貸付及び國債を選擇する佛蘭西保險會社の資產運用方針とは餘程趣を異にしてゐるのである。一九三三年における國債・市町村債・印度公債及び殖民地債への投資額は、前年に比してやゝ增加はしてゐるが、僅に一〇・三%を示してゐるにすぎない。恐慌は株式への投資を全く手控へさせてしまつたかのやうであるが、併し株式は依然運用資產の一ブロックを形成してゐるのである。株式に次いで主要なるは社債である。全體として見れば資產種目には未だ重大なる變化は現れてゐない、從つて各年度特に一九三二年及び三三年の兩年度間に見られる相違が確然たる傾向を示すものであるかどうか、或は有利なる條件を以て換價若くは購入するといふ、乃至は景氣回復を助長せんとする要望といふ國內の諸情勢の現れにすぎないものであるかどうか直に斷言は出來ないのである。併し乍ら、こゝに最も妥當な事實として見逃し難いことは會社が資產の流動性を保守する爲めに手許遊資の運用を次第に縮少しつゝあるといふ事である。この點は解約高・事業費・契約者貸付（七年間に三三%の增加を示す）のいづれもが非常に激增してゐる刻下の恐慌期の一つの特徵である。

金利の低下は生保事業に如何なる影響を及ぼすであらうか。一般には實際死亡率が基礎死亡表の豫定死亡率より非常に低率であるが故に重大なる異變を生ずることはあるまいと見られてゐるのである。この見解は單に或種

の保險契約については妥當であるが、短期保險及び混合保險に關しては全く當を得てゐないものである。會社は利益無配當保險の料率を定めるに當つて或はそれを引下げる爲め旣に死差益を參酌してゐたものであるが、短期保險乃至は混合保險にあつては利率が死亡率より一層重要なる役割を務めるものであるから、この種の保險に對しては料率の引上げが實施されねばならない。ブルーデンシヤル及びフエニツクスの二大會社を始め若干の會社は早くも混合保險の料率を引上げるに至つてゐるが、今後この例に倣ふ向が多々あるものと期待されるのである。尤も料率の引上げられた保險種類は利益無配當の保險であつて、他の保險種類については死差益が利差損を補ふものと考へられてゐるのである。

スタチスト誌は近い將來における金利の上昇は期待すべきではないと述べてゐるが、假に若し金利が騰貴することがあるとすれば、會社としては現在の運用資產の價値が當然減少することを覺悟せねばならぬのである。かゝる事情の存する以上、會社が將來損失を蒙るかもしれない樣な料率によつて無暗に保險證券を發行することは望ましからぬ事である。

併し乍ら、新規の料率を以てしても尙ほ保險證券は商業乃至は工業の領域において一寸他に見られない有望なる好投資物件であることは否み難いのである。この點は英國人の熟知するところであつて、彼等は平然として料率の修正を承認することであらう。蓋し、それは止むを得ない仕儀であるからであり、又それが會社の力を强大ならしめるところの、そして第一にそれの利益を享受する者が被保險者その人に外ならぬところの措置であるからである。

雜　錄

簡易保險の組織と慣行（一）

本文は Industrial Assurance Organization & Routine, by R. Dinnage, F. I. A., and T. Hills, A. C. I. I. (1934) からの譯出である。今後數回に亘り參考となるべき部分を逐次掲載して行く考へである。從つて譯文の各章と原文のそれとは必ずしも一致せざる事を玆にお斷りして置く。

第一章　會社組織一般

簡易保險事業を經營する會社の組織を理解するためには、斯業の性質を知る事が肝要である。

一九二三年簡易保險法（以下一九二三年法と稱す）、第一條（一）及び第四十五條（一）は簡易保險の法律的限界を規定すると同時に、事業の慣習を記述せるものである。第一條（二）は次の通りである——

本法ニ「簡易保險事業」トハ保險料カ集金人ニヨリ集受セラル、生命保險事業ヲ謂フ、但シ左記各號ニ該當スルモノハ之ヲ除ク

（イ）保險料拂込期間カ二ケ月ヲ超ユル保險契約……

第四十五條（一）は「集金人」なる語を次の如く定義してゐる——

「集金人」トハ報酬ノ形式如何ヲ問ハス自身又ハ代理人ニヨリ生命保險ノ保險料ヲ集受スルノ目的ヲ以テ戸別訪問ヲ爲スモノ又ハ集金帳ニ何等カノ利害關係ヲ有スルモノ及前述ノ代理人ヲ含ム

保險料を契約者の家庭に於て而も頻繁に集金するには廣汎な組織が必要である事が判る。實際上、簡易保險證券には保險料は毎週又は四週目毎に拂込むべき事を規定し、其の拂込期日は通常月曜日又は土曜日に當つてゐるのが普通となつてゐる。更に、一方に於て保險料の拂込を四週目と規定する證券のある場合に、同一家庭内に同一會社の證券にして保險料毎週拂のものの ある事が往々ある關係上、集金人は四週目拂保險料に關しては毎週に分割して受領し得る事となつてゐる。

從つて、簡易保險會社 Industrial Assurance Office (Office は此處に於ても又他の箇所に於ても會社並に集金組合を含むものと思つて宜しい) は毎週一回必ず契約者を訪問せしむるために集金人又は一般に所謂代理人を用意せねばならぬ。會社は保險料取立てに當つて規則的に而も時間通りに訪問するに非ざれば、支拂を受ける上に多少の困難を感ずる事を經驗してゐる。

保險證券には保險料は毎週又は四週目毎に拂込むべき事を規定し、其の拂込期日は通常月曜日又は土曜日に當つてゐるのが普通となつてゐる。更に、一方に於て保險料の拂込を四週目と規定する證券のある場合に、同一家庭内に同一會社の證券にして保險料毎週拂のものの ある事が往々ある關係上、集金人は四週目拂保險料に關しては毎週に分割して受領し得る事となつてゐる。

從つて、簡易保險會社 Industrial Assurance Office (Office は此處に於ても又他の箇所に於ても會社並に集金組合を含むものと思つて宜しい) は毎週一回必ず契約者を訪問せしむるために集金人又は一般に所謂代理人を用意せねばならぬ。會社は保險料取立てに當つて規則的に而も時間通りに訪問するに非ざれば、支拂を受ける上に多少の困難を感ずる事を經驗してゐる。

・さもなければ代理人が實際に訪問した時には既に受取るべき金は消費されて了つてゐる事が大いに有り得るのである。而して、契約者の毎週の家計は一週間分以上の簡易保險保險料を支辨する事が不可能であらうが故に、代理人が保險料を纏めて受取る希望は一層遠退く譯であり、從つて此處に延滯保險料蓄積の危險が孕んでゐるのである。とは云へ、代理人が規則的に訪問しさへすれば簡易保險保險料の全部が規則的に支拂つて貰へるものと思ひ込む事は危險である。實際上さう云ふ場合は先づないのである、殊に不況時に於て然りである。保險料として拂込まれる金額は一家の收入となる賃銀や其の他の事情に支配される。保險料を支拂ふだけの餘裕のない週間が有るかと思へば又契約者が現に支拂ふべき保險料及び延滯保險料の一部を支拂ひ得る週間もあるのである。普通、契約者は自己の契約

を繼續せん事に努力するものであるが、その努力こそは貯蓄の習慣の發達を物語る證左であり、又契約者が自己の契約の重要性を認識してゐる事を證明するものである。

さう云ふ譯で、簡易保險制度の根幹をなすものは代理人であり、簡易保險會社の代理人は通例、專業雇人 full-time employee である事を此處に承知して置く必要がある。此事は代理店業が大抵の場合副業となつてゐる所の純普通保險會社の所謂代理店制度と著しい對照をなしてゐる。或る場合には簡易保險會社は保險料徵收のために副業代理人 part-time Agent を雇ふ事があるが、普通は契約者が散在して居り從つて專業代理人を使用する事の不利なる地域に限られてゐる。

事務組織に於て次に採るべき手段は代理店を地方別 District のグループにし、各グループに監督 Superintendent 又はディストリクト・マネデアー District Manager と呼ぶ役員に監理させる事である。

ディストリクトが相當大きい場合には、其處のマネデアーはその中央に所在する適當な設備のある事務所に居住する事になるのである。設置されて間もないディストリクトの場合の樣に、契約高の尠いディストリクトに在つては、マネデアーは自宅に於て執務して差支へがない。併し乍ら大抵の大會社はディストリクト毎に設備の行屆いた事務所を有つてゐる。この地方事務所の大きさは勿論その代理人の數と該地方に於ける契約高とに依存するのである。ディストリクト・マネデアーは少く共一人の補佐役と一定數の書記とを從へてゐるのが普通である。書記の數はディストリクトの大きさに依るのである。彼等の仕事は事業の常務側に限られてゐる、即ち、代理人の要求に應じたり、彼等の納入する現金を照合したり、ディストリクトに於ける現在契約の記錄を保存したり、後章に於て述べるところの失效通知、保險金の請求、拂濟證券、解約、書類の受領證等に關する種々雜多の仕事に携はるのである。

代表的なデストリクトと云ふのはデスイトリクト・マネデアー、一人又はそれ以上のアシスタント・ディストリクト・マネデアー、書記二人又は三人、それに十五人乃至二十人の代理人から成るものと思つて差支へない。

ディストリクト・マネデアーは受持ちのディストリクトに對して責任を持ち、適當に自分の時間を分割するのであるが、新契約側の事務に從事する補佐役が少く共一人を有する場合には、彼は大抵事務所に留まる事になり勝ちでのる。

マネデアーの補佐をするのはアシスタント・ディストリクト・マネデアーの仕事である事は明白であるが、彼には又特殊の仕事がある、即ち、代理店の監査乃至視察及び新契約の募集之である。このアシスタント・マネデアーが一人以上居るディストリクトに在つては彼等は分擔して仕事をするのである。

大概の會社の地方事務所 District Office は代理人と本社との聯絡係を努めるのである。尤も會社に依つては代理人が常務的問題に關しては本社と直接に通信する所もある。

大會社に在つては、このディストリアトは地理的區分に從つてディヴィジョン division にグループされて居り、一役員（ディヴィジョナル・スウパーインテンデント Divisional Superintendent、ディヴィジョナル・マネデアー Divisional Manager、又はディヴィ

ジョナル・インスペクター Divisional Inspecter の樣に色々に云つてゐる）が本社に對し自分の監督するデイスリクトの責任を有つてゐる。彼の職務と云ふのは大抵人事・契約・組織の一般に關するものである。このディヴイジョナル・オフイシヤルは補佐役を有つてゐるのもあり、無いのもあるが、通例別箇の事務所を有つて居り、これに一人乃至二人の書記を置き、通信其の他の事務を行はしめてゐる。

大抵の會社のテイヴイジョナル・オフイシヤルは本社の營業役員即ち何時もさう呼ばれるとは限らぬが事實上の代理店支配人 Ageney Manager に對し責任を有つてゐる。尤も最大の會社に在つては此の種の職務を委任されてゐる役員が一人とは限つてゐない。

代理店支配人（又は何と呼んでも可いが）は總支配人 General Manager に對して責任を有つ彼は又彼で重役會又は經營委員會 Committee of Management に責任があるのである。

總支配人（又は重役である事もあるが）は勿論會社の全組織に對して責任があるのであるが、一般には事業のアクチュアリー側の責任は負はないのである（勿論彼がアクチュアリーとマネヂアーとを兼務しない場合である）。

アクチュアリーは多くの營業役員とは多少違つた立場に在る。重役會乃至經營委員會なるものは、事業の數理的方面の關する限り、一般保險の基礎とすべき必要な技術的知識を缺いてゐるのが普通である關係上アクチュアリーは彼等が賴るべき技術顧問でゞもあるからである。斯樣に言つたからとて彼等が其の技術方面を支配せぬと云ふのではなく、寧ろ技術的なアドヴイスを得て支配するものであると云ふべきである。併し乍ら以上の理由からアクチュアリーは重役會に對して直接に責任を有つてゐるのが普通である。多くの場合、アクチュアリーは又事實上投資支配人 Investment Manager も兼務するのである。尤も大會社に在つては他の役員を任命して投資問題の管掌に當らせてゐる。

簡易保險會社にはこの外に役員が居ないと云ふのでは決してなく、只、前記役員の職務が事業の全範圍に亘つてゐると言ひ得るだけである。他の役員と云ふのは主任役員の補佐役とか代理とかでなければ、主任役員の職務の分擔から生ずる地位に在るものである。

登錄友愛組合又は支店は必ず會計役を置かねばならぬ、そして又任免に關する規定も設けて置く必要がある。會計役は滿二十一歲以上でなければならない。

以上の外、本社の組織上には日々の常務を扱ふ分課組織の問題が殘つてゐる。

主なる課の分掌事務は次に略記するが、事業の大小に依つて分課數に可成りの影響がある事は解ると思はれる。之即ち、小會社に於ける各種の問題は課内の各係に依つて處理さるゝに反し、大會社に在つては斯樣な係は一課を成すであらうが故である。

課の主なるものには通常次の如きものがある——

新契約課又は證券發行課 New Business or Policy-Issuing Department

本課は契約の選擇、醫的診査並に新規契約に關する他の諸問題を取扱ひ、申込の要件に適つてゐる時は、證券を調製發行する。證券は空欄に二、三の特記事項を挿入すれば事足りる樣に出來てゐる。現在證券は大部分手記（又はタイプされる）されてゐるが、或る一社では欄内記載事項の一部を印刷する製表器 tabulat-

ing machinery 利用に成功してゐる。將來は之に依るか之と多少異つた方法が現在よりも一般的に採用されるに至るであらう事は想像に難くない。

計算課 Accountant's Department

本課はその名の示す通り、事業の金錢方面を扱ふのである。概して云へば、簡易保險の計算方法は殊更に複雜なものでない、そして其の特徴とする所は勿論多數代理人の週計事務である。本問題に就ては後章に於て稍詳細に述べよう。

記錄統計課 Records And Statistical Department

簡易保險證券の發行枚數の莫大なるを思ふ時、受付申込書並に其の後の經過に關する正確なる記錄を保存する事は大仕事である。而して、該記錄を整理し、デイヴィジョン又はディストリクト或ひは又代理人其の他望み通りの樣式に依る契約の調査が即座に出來る樣にして置く事は、計算乃至其の他の目的のために望ましい事である。本課は更にアクチュアリー(又は評價)課に最新の記錄を供給する責任を有つてゐる。大會社の多くは (Powers-Samas や Hollerith systems と云ふが如き) 器械を設備して、記錄乃至統計事務遂行上の補助としてゐる。本器は計算事務にも使用が出來、從つて時々使用されてゐる。

支拂課 Claims Department

本課はその名の示す通り、死亡請求、滿期、現金解約に關して爲される支拂全部並に簡易保險契約に關してなされる其の他の支拂をなすのが普通である。

拂濟證券價格並に現金解約價格の計算に當る主管課に關しては何等一定せる所がない樣である。豫め用意してある所定の表に依つてこの計算が出來得る限りに於ては、會社に依り契約課が擔當する所もあり、證券課又は記錄課 the Policy or Records Department が分擔する所もある。又時としてアクチュアリー (又は評價) 課がその衝に當る場合もある。

アクチュアリー(又は評價)課 Actuarial or Valuation Department

本課の主要任務は勿論評價記錄を保存し、少く共五ケ年に一回必要とする週期的評價を爲す事である (一九一九年保險會社法第五條(一)、一八九六年友愛組合法第二十八條(一)及び一九二三年簡易保險法第十八條を見よ)。併し乍ら實際上は、殆ど全部の大會社は年々評價をする。

法務課 Solicitor's Department

多くの大會社では、主として保險金の請求及びその資格有無の問題に關して起るべき多數の事件を處理せしむるために法務官を置いてゐる。併し乍ら他の會社は外部の辯護士を雇ふのである。何れが經濟的で且つ滿足な方法であるかは契約高如何に依る事は勿論である。

用度課 Stationery Department

本課は凡ゆる點に於て極めて重要である、簡易保險事業に關する所要物品は莫大な數量に上り、從つて之が經費に關しては深甚な注意を要するが故である。會社に依つては本課に關聯するものとして周知課又は廣告課 Publicity or Advertising Department を置く所もある。

郵便課 Postal Department

本課の仕事は他種類の保險の場合に於けるよりも簡易保險に於て一層容易に組織化する事が出來る。と云ふのは、本社は多くの簡易保險契約者と直接に通信せず、郵便物の多くはディストリクト又は場合に依り代

理人に送付されるのを通例とするが故に、一定數の整理函並に封筒に收容し得るからである。

投資課 Investment Department

アクチュアリーが投資の管理をする場合に在つても、記錄並に賣買、配當金の徵收、抵當物件の利子徵收等の日常の仕事及びそれより生する他の諸問題を處理して行く上に一課が必要である。

資產課 Estates Department

簡易保險會社は多數の地方事務所 Distinct Offices を保有してゐる關係上、事業の資產方面を管理する特別の課を設置する事が必要である。勿論又之には本社の資產も含まれてゐるのである。修繕、裝飾、改造、擴張其の他の問題が刻々に起りつゝあるのである。デイストリクトの事業が膨脹するに從つて事務所の擴張が必要となるので、格安な賃貸料で適當な地所を求めねばならない。更に、會社に依つては一部しか使用せぬ建物を所有してゐるのがあり、從つて空室は適當な借手に貸してあるのである。社員に對する住宅供給狀態並に所有建物の外觀等は會社の能率を上げ隆昌に導く上に非常に重要である事は疑ひ無き所である。

秘書課又は總支配人課 Secretarial or General Manager's Department

本課は、その名の存する如く、總支配人並に他の主任役員の配下を含んで居り、(外務團以外の)人事並に如上役員の個人的注意を必要とする多くの他の特殊問題を取扱ふ所である。會社に依り本課には投資課又は財產課の如き既述の諸課を合體してゐる所もある。

代理店課 Agency Department

代理店支配人の仕事は主として營業方面であるが、過去及び現在の代理店並に地方事務所員の綿密な記錄を保有する事は勿論必要である、而してこの仕事をなすところが代理店(又は代理店支配人)課である。

以上略記した各課は時に名稱の相違こそあれ、實際に於て凡ての會社に存置されてゐるが、一方又會社に依つては、其の仕事が他社に無い特殊の分課を必要とするものもあり、又は場合に依つては或種の擔當事務が、前述のそれとは異つた別種の課に於て處理される場合もある。之は會社の特殊事情とか慣習の結果に因るものと思はれる。

本章は會社の慣行並にその行ふ所の各種事務を詳細に記錄せんとするものではなく、單に制度運行上必要な基礎的事項を概說せるに過ぎないのである。後章に於ては既述の諸點を一層詳細に檢討する事とする。

(以下次號)

經濟恐慌期に於ける簡保被保險者の平均餘命

一九二九年經濟恐慌の勃發以來、不景氣は必ず簡易保險被保險者の死亡率に逆影響を與へるであらうと云はれて來た。そして此の理由は或る程度迄凡ての人々に依つて肯はれて來たところであるが、しかし最近メトロポリタン社の發行した「Statistical Bulletin」に依ればその考へ方は大いに修正される必要があるであらう。

これに對し批評家はどう云はうとも、事實は即ち次の通りである——

第一表

一九一一—三三年「メ」社簡保被保險者平均餘命

(出產よりの平均年數を示す)

年次	平均余命	年次	平均余命
一九一一—一三	四六・六三年	一九二七	五六・四二年
一九一九—二〇	五一・一四	一九二八	五五・八八
一九二一	五五・〇八	一九二九	五五・七八
一九二二	五五・〇四	一九三〇	五七・三六
一九二三	五四・五五	一九三一	五七・九〇
一九二四	五五・六二	一九三二	五八・八〇
一九二五	五五・五一	一九三三	五九・一九
一九二六	五五・〇二		

經濟恐慌以前即ち一九二一—二九年迄の平均餘命には年に依り多少の變動が見られるが、しかし經濟恐慌の沈潛期たる一九三〇—三三年迄の平均よりも孰れも低位置にゐることは確實なのである。即ち最低は一九二三年の五四・五五年、最高は一九二七年の五六・四二年であるが、これらは孰れも經濟恐慌期の最低たる一九三〇年の五七・三六年に及ばざること數等である。

更によりよく兩者を比較すべく年次別、年齢別、男女別平均餘命數を示せば次の通りである——

第二表

一九二五—二八年、一九三〇—三三年、一九三三年各年に於ける每五歳男女別平均餘命（「メ」社調査）

年令	男 一九二五—二八	男 一九三〇—三三	男 一九三三	女 一九二五—二八	女 一九三〇—三三	女 一九三三
一〇	五一・六七	五二・七五	五二・〇〇	五五・一〇	五六・五三	五七・〇一
一	五五	四七・一四	四八・一三	五〇・四六	四七・三〇	五一・八三
二	五〇	四二・七四	四二・六五	四六・〇九	四二・九六	四七・六八
三	五〇	三八・四九	三九・二八	四一・九三	四二・二六	四二・二六
四	五〇	三四・二七	三四・九八	三七・七九	三八・六七	三八・九三
五	五〇	三〇・〇〇	三〇・七九	三三・八六	三四・三九	三四・六三
六	五〇	二六・一八	二六・七六	二九・五五	三〇・一六	三〇・三七
七	五〇	二二・四八	二二・九四	二五・五五	二六・〇四	二六・二一
八	五〇	一八・九九	一九・三七	二一・七一	二二・〇九	二二・二二
九	五〇	一五・七六	一六・二二	一八・〇四	一八・三六	一八・四五
一〇	五〇	一二・八五	一三・一八	一四・六九	一四・九四	一四・九八
一一	五〇	一〇・二六	一〇・三七	一一・七五	一一・九四	一一・九八
一二	五〇	八・〇八	八・三三	九・二七	九・三八	九・四二

これは多分に一般人口死亡率の場合と同樣で、合衆國一般人口に於ける出産時平均餘命は

一九三〇年	五九・五七年	一九三二〃	六一・〇七〃
一九三一〃	六〇・二六〃	一九三三〃	六一・二六〃

である。尙最後の三年間は必要上人口の見積に基くものであるが、それは大體に於て誤りなきものと見て宜

いのである。

右に對する理由が如何なるものであれ、吾々は今や動かすべからざる事實に當面してゐるのである。

これは吾々に不景氣と死亡率と健康增進運動との三つの關係に於て新なる近代的問題を提供するものである。

簡易保險解約價格の變更

——米國「プ」社副社長の聲明——

プルーデンシャル會社本社代理人大會に於ける副社長リツル氏の聲明に據ると、「プ」社は今後簡易保險に五年解約價格を採用することゝなつた。即ち簡易保險契約が五ヶ年間有效に存續したものに對しては、皆んな解約價格をつけるのである。

それと同時に斯くして發行された最初の新證券が解約價格の生ずべき時期に達した後に於ては、すでに發行された舊證券にも皆んな解約價格を許すべきことが附加されたのである。

もう一つの注目すべき變更は三年延長保險、即ち簡易保險契約が三年間有效に存續して失效したときは、ある程度の延長保險を許すと云ふことである。

——「吾々の考へは」と副社長はこれを說明して云つてゐる「吾々の考へは保險を提供せんとするところに在つたのである。吾々の考へではこれらの特典を許したからと云つて、それで他の契約者が負擔を被らせられるやうなことはないと思ふ。のみならず薄資者階級に對して巨額の援助を爲さんとする場合には、かゝる特典に依るのが最も良策であると信ずるのである。」

瑞西生保會社の共同宣傳

近來各國では多數の生命保險會社が一致協同して生命保險思想の普及宣傳に盡してゐるが、瑞西生保會社でも此處二年來此の共同宣傳に努力してゐる。事の起りは瑞西生命保險會社長會議の席上で本問題に關する申合せが行はれたことによるもので、其の後瑞西國の認可を有する外國會社も此の運動に參加してゐるから、今では瑞西の全生保業者が本問題の爲に力を致してゐると見ることが出來よう。

元來が保險廣告なるものは、保險思想の普及向上に役立つもので、直接に契約の獲得をなすものは、各社の代理人達であるから、廣告は全體的に一丸となつてやる方が、より效果的なのである。瑞西で此の共同宣傳が行はるるやうになつてからは、契約高も短時日の間に急激なる增嵩を示してゐる。試みに過去に於ける保險金額各一億獲得の爲に要したる日子を揭ぐれば、左の通りとなる。

最初の一億に對しては	三十六ヶ年
其次の一億に對しては	十四ヶ年
其次の一億に對しては	八ヶ年
其次の一億に對しては	三ヶ年
其次の一億に對しては	二ヶ年

獨「ヴ」社の——新小口生命保險料表

曾ては獨逸に於ける簡易生命保險事業の指導的立場にあつた伯林の「ヴクトリア」一般保險株式會社は、大戰後永らく此の種小口生命保險事業の經營から遠ざ

かつてゐたが、此の程左の如き四種の新料表を作成して、斯界に再び雄飛することとなつた。

一　養老保險
二　八十五歳打切終身保險
三　確定支拂期附小兒扶養保險
四　二十一歳未滿の者を目的とする養老保險

右料表に於ける最高保險金額は何れも二、〇〇〇ライヒス馬克で、最低月額保險料は一ライヒス馬克である。保險金額は大概の會社が業務の簡易化の爲め一〇ライヒス馬克飛びにしてゐる現狀に比し、「ヴ」社の新料表は各一馬克迄を丹念に算出してゐる。

然し加入年齡の段階は、著しく大マカである。普通小口保險では三十歳以上の加入年齡は五歳飛びになつてゐるが、「ヴ」社の養老保險の新料表は二十一歳—三十歳、三十一歳—四十五歳、四十六歳—五十五歳、五十六歳—六十歳となり、特に三十一歳から四十五歳迄の十五加入年齡を一括してゐるのは寧ろ驚異に値する位である。

八十五歳打切りの終身保險は四十歳以後の者のみを加入者と認め、之は各加入年齡に從つて保險金額が變へられてある。但し此の保險では保險料の有期拂込は認められない。

最高加入年齡は各料表を通じて六十歳である。保險期間は普通養老保險が十五年、二十年、二十五年各滿期の三種、二十一歳未滿者の養老保險が十二年、十三年、十四年、十五年、二十年及二十五年の六種、確定期拂のものが同じく十二年、十三年、十四年、十五年、二十年、二十五年の六種である。

待期は一ヶ年制を採用し、最初の六ヶ月內の死亡に對しては既拂保險料を返戻し、其後の六ヶ月內の死亡に對しては保險金の半額を支拂ひ、尙ほ六十五歳以前の災害死に對しては保險金の倍額が支拂はれる。

保險料は技術上年拂式に算出されたものであるが、死亡月以後の分を徵收することはない。保險料の拂込期間は二週間で、猶豫期間は全然ない。料濟保險への變更は三ヶ年後に於いて始めて認めらるゝ。從つて解約還付金も一般の場合は、三ヶ年經過後に於いて拂戻さる。

利益配當金は第二保險年度から算出せられ、之に三分五厘の複利を附した上、保險金と同時に支拂ふ。

以上が「ヴ」社新小口保險新料表の大體の內容であるが、現在獨逸は小口生命保險の躍進の浪に乘つてゐる時であるから、今後に於ける同社の活躍は刮目に値するであらう。

伊太利に於ける簡易保險會議

本年の九月二十八日から同三十日迄の間に於いて、伊太利では國立保險院主催の下に、一大簡易保險會議がベニスで擧行せらるゝこととなつた。

當日のプログラムは大體左の通りと定められてゐる。

一　開會の辭　　V・ミスラタ伯
一　講演「伊太利及諸外國に於ける簡易保險の概念及發展」　國立保險院長　G・ベビオーネ氏
一　議題
第一部　ファシスト國家に於ける簡易保險の任務
（イ）組合式政體下に於ける簡易保險事業
（ロ）人口政策上より見たる簡易保險と家族主義

（ハ）簡易保險と商、工、農業
（ニ）簡易保險と國民教育

第二部　簡易保險に關する主要問題

（イ）法律的問題—簡易保險契約に關する法制
（ロ）統計及技術的問題
（ハ）醫的問題—簡易保險被保險者の保健問題
（ニ）組織上の問題

新らしい家族保險

一家族を一團として一箇の保險證券で保險する所謂「家族保險」に一つの新らしいタイプが附加へられた。それはテキサス州の Trinity Life of Fort Worth 社の發行しつゝある家族保險であるが、その保險證券には所謂「流通小切手」が豫め付いてゐる、若し家族間に保險事故が發生した場合にはその小切手を保險證券から切斷し、裏面に醫師の死亡證明と葬儀アンダーテーカーの署名を記載して銀行に提出するのである。すると銀行はこれに對して規定の金額を支拂ふのである。この金額は大體一〇〇弗で、それに依つて必要な金額が直接の役に立つと云ふ譯である。その金額は保險金額の一部を爲すもので、殘餘の金額は通常の通り拂渡されるのである。

この家族保險の申込者は云ふ迄もなく一家族の家族員でなければならないのであつて、また少くも兩親の孰れかゞ加入してゐなければならない。最低保險金額は一家族に付一、〇〇〇弗、一人に付一〇〇弗で、また人員の制限は一保險證券に付三人である。而して一人當り保險金額四〇〇弗迄、年齢五十五歳迄は無診査とすることも可能である。

家族の一員が死亡した場合には、原保險證券はこれを書換へ、減額した保險證券を發行するのである。隨つて保險料も亦それに應じて減額される譯である。

米國生保會社投資狀況

——「國債」及「現金」の增加——

生保會社長協會はその加盟會社の資產狀況に就き合衆國商務省に報告書を提出したが、それに據ると最近二月間に「國債」及び「現金」のやゝ增加したのを見る。

次の表は一九三四年十二月三十一日及一九三五年二月二十八日現在に於ける種目別投資狀況を示すが、それに據ると一九三五年二月二十八日現在に於ける加盟會社の手持「現金」の總額は五九五、七八八、〇〇〇弗に及んでゐる。「國債」即ち「合衆國政府債」は合計一、六六五、七八八、〇〇〇弗であるが、その增加率は多少減少して、本年最初の二ヶ月間に於ける增加額は一二七、三〇八、〇〇〇弗である。

種目	一九三四・一二・三一日	一九三五・二・二八日	增減
田地抵當	九四九、四七一、〇〇〇弗	九一六、八一六、〇〇〇弗	(−) 三二、六五五、〇〇〇弗
其他抵當	三、九六七、一五一、〇〇〇	三、九〇二、三一七、〇〇〇	(−) 六四、八三四、〇〇〇
抵當合計	四、九一六、六二二、〇〇〇	四、八一九、一三三、〇〇〇	(−) 九七、四八九、〇〇〇
不動產	一、四二二、四五八、〇〇〇	一、四六三、五二四、〇〇〇	(+) 四一、〇六六、〇〇〇

附屬抵當	六、一九四、〇〇〇	六、一四一、〇〇〇	(−) 五三、〇〇〇
保險證券貸付及保險料ノート	二、八六七、七六四、〇〇〇	二、八五三、七七九、〇〇〇	(−) 一三、九八五、〇〇〇
合衆國政府債	一、五三八、四八〇、〇〇〇	一、六六五、七八八、〇〇〇	(+) 一二七、三〇八、〇〇〇
州、郡、市債	八七〇、五一六、〇〇〇	八九四、六七一、〇〇〇	(+) 二四、一五五、〇〇〇
加奈陀政府債	三八五、七九七、〇〇〇	三八六、三四九、〇〇〇	(+) 五五二、〇〇〇
其他外國債	一二、二一七、〇〇〇	一二、三八八、〇〇〇	(+) 一七一、〇〇〇
鐵道事業	二、六二八、五七三、〇〇〇	二、六三五、三七六、〇〇〇	(+) 六、八〇三、〇〇〇
公益事業	一、七九〇、六一五、〇〇〇	一、八一一、六一九、〇〇〇	(+) 二一、〇〇四、〇〇〇
其他事業	六〇七、三〇六、〇〇〇	六〇九、九六七、〇〇〇	(+) 二、六六一、〇〇〇
社債及株式合計	七、八三三、五〇四、〇〇〇	八、〇一六、一五八、〇〇〇	(+) 一八二、六五四、〇〇〇
現金	五〇九、九一六、〇〇〇	五九五、七八八、〇〇〇	(+) 八五、八七二、〇〇〇
其他資產	四八三、二九三、〇〇〇	四九二、五〇七、〇〇〇	(+) 九、二一四、〇〇〇
認可資產合計	一八、〇三九、七五一、〇〇〇	一八、二四七、〇三〇、〇〇〇	(+) 二〇七、二七九、〇〇〇

會社は本年度最初の二ケ月間に於ける收納金の全部を「現金」及「合衆國政府債」に投資し、のみならず舊資產の殆んと六、〇〇〇、〇〇〇弗をこれらの種目に乘り換へてゐるのである。本年度最初の二ケ月間に於ける資產增加額は二〇七、二七九、〇〇〇弗であるが、これに對し同期間中に於ける「現金」及「合衆國政府債」の增加は二二三、一八〇、〇〇〇弗となつてゐる。

米國「プ」社統計顧問
ホツフマン博士退職

一八九四年十月一日以來ブルーデンシヤル會社の統計顧問として世界的に有名であつたフレデリツク・L・ホツフマン博士は七十歳の高齡を以て同社を退職した。

彼には數へ切れない程の著術があるが、就中ホツフマン博士と云へば直ぐ「癌」の研究を想ひ出す程、彼は「癌」の研究家として知られてゐた。

◇

彼は獨逸バアレルの產であるが、故ジョン・F・トライデン氏に見出され、合衆國に連れて來られて、ニユー・アーク市に在る同氏の主宰するブルーデンシヤル會社の統計技師として人生へのスタートを切つたのである。

——ホツフマン氏は獨逸に於ては僅かにグラマー・スクールと家庭教育を受けたのに過ぎないが、彼の統計に關する識眼は超凡の閃きを持つてゐた。未だ黃嘴の境を脫せざる若き生命の中に、すでに此の天才を發見してゐたドライデン氏の眼力もさることながら、彼の下に駿々呼として努力を怠らなかつた青年ホツフマンの熱情こそ今日の彼を創り上げたものと云ふべきである。

◇

彼は數百に及ぶ著書、パンフレツト、生命保險に聯關する各種の論文を書いたが、その間終始「癌」及びその他の疾病に關する劃期的研究を續けることを忘れ

なかつた。彼はまた航空旅客として數千哩を飛んで居り、航空保險に於ける料率決定に於ける彼の知識は可成り重要なものとされてゐる。彼は現に華府に於ける第一國際航空會議所の會員であつた。

凡そ五十年前、彼はルイジアナに於ける廣汎な人口統計の研究を行つた。——ある時保險代理人がルイジアナに於て大募集を行はうとする計畫を立てたが、ルイデアナと云ふ所は極めて不健康であると云ふ評判を聞いて、此の計畫は忽ち畫餅と歸してしまつたことがある。ところがホツフマン博士の調査は此の評判が全く事實無根であることを立證して、ルイデアナのその後の發展の爲めに少なからざる寄與を爲した。此の時の研究に對して、彼は一九一一年ニユー・オルリーンズ州ツレーン大學からLL・Dの稱號を贈られたのである。

◇

ホツフマン氏はまた合衆國聯邦政府の爲め種々の調査を行つてゐるが、聯邦政府及ブルーデンシヤル會社に依つて配布された公共衞生に關する彼の著書及パンフレツトは數百數千、否數萬にも及ぶであらう。

退職後は彼はフイラデルフイヤ市に在る「癌」研究所に於て研究を續行する筈であるが、彼の行つた調査の主なるものを擧ぐれば——

「英國及蘇國に於ける强制健康保險——白耳義、フランス及獨逸に於ける世界大戰の保險に及ぼした影響——中央アメリカ及西印度に於けるマラリヤ調査——一九二七年メキシコに於ける癌調査——歐洲大陸殊にスカンヂナビヤ及ロシヤに於ける癌狀況の調査」

簡保の宣傳に新機軸を!!

最近、保險の周知宣傳に新しい方法が試みられつゝある。ウエスレーアン・アンド・ヂエネラル保險組合の採用する所謂 Publicity Van(周知車?)がそれである。これは特別仕立ての有蓋運搬車(型は我國の都市によく見る牛乳運搬車に似てゐる)の恰好をして居り、保險周知用としては最初のものと云はれてゐる。外側は組合の營業種目、特に力瘤を入れてゐる家屋勝入保險の宣傳用に充てられて居り、數々のウインドウ陳列や展覽會と相俟つて非常な效果を擧げつゝあり、更に組合の福祉事業にも利用されてゐる。

所で我が簡易保險の周知宣傳にも此種の運搬車を造つて大いに宣傳しては如何かと思ふのである。保險や年金の宣傳ポスターの如きものも有効なのは勿論であるが、之をそのまゝ車體の外側に畫き出して見てはどうか。一は靜的で人目を惹く一定場所に限られてゐるに反し、一は飽く迄動的で、保險關係の郵便物を載せて群集織りなす都會の街路を走るうちに不知不識吾人の腦裡に斯業の重要性を印象付けようと云ふのである。眞赤に塗りつぶした郵便車に混つてかう云つた意匠の車を走らせる事は確かに周知宣傳に効果ある事と思はれる——。

統計

一九三四年度
世界五大簡易保險會社成績一覽表

	會社名	新契約（復活及增加ヲ含マズ）件數	新契約（復活及增加ヲ含マズ）金額	復活及增加（純）	消滅	現在契約 件數	現在契約 金額
米國	メトロポリタン	三、八九八、三五八	一、〇一〇、五四〇、五五二弗	三五三、三七三、七五一弗	一、一七〇、八八四、六九四弗	三五、九五九、五七〇	六、六一七、五〇八、六六五弗
	プルーデンシャル	三、七三〇、八三七	一、〇〇六、九二八、九八五	二六八、二八八、二一三	一、三一四、三九五、八九七	二六、八一九、六五五	六、七六四、二八一、四五七
英國	ジョン・ハンコック	一、二四八、九一三	三〇四、七五八、七〇三	八一、三七三、七一五	三三五、三五五、七六五	五、七五九、四七三	一、三八四、八九四、三一四

會社名	新契約 件數	新契約 金額	現在契約 件數	現在契約 金額
プルーデンシャル	二、三三一、七〇八	六〇、三三五、五八六磅	—	—

日本

會社名	新契約 件數	新契約 金額	復活件數	消滅件數	現在契約 件數	現在契約 金額
簡易保險局	三、一五〇、八八二	四五三、三〇六、四三九圓	八〇、七一五	一、二五九、六九九	二二、〇三六、六五二	二、九二九、九四四、〇九四

一九三四年度
北米合衆國主要會社事業成績

統計

會社名	普通保險 新契約	普通保險 現在契約	簡易保險 新契約	簡易保險 現在契約
メトロポリタン	＊ 一、七九九、八六八、六七一弗	一三、八七三、二九六、八一〇弗	一、四八七、二三一、六九九弗	六、六二七、五〇八、六六五弗
ブルーデンシャル	△ 一、三二五、四四七、六一九	八、五八八、一七四、一九三	一、二八二、三七七、三二九	六、七六四、二八一、四五七
ジョン・ハンコック	三、六八七、三九七	二、〇八九、〇七二、八七六	三八九、一二二、四一八	一、三八四、八九四、三一四
ウエスターン・アンド・サウザーン	三九、二八〇、四一七	二三三、二九四、九三五	二八、五〇五、九三七	四四七、五一八、三四四
ナショナルL&A	六八、七六四、二一一	一三八、六二八、〇七一	一六三、〇一九、一一一	二五八、五二四、四〇四
トラヴェラーズ	五八一、〇三九、四四七	四、一九五、五八二、三六八		
ニュー・ヨーク・ライフ	四五七、〇六三、三九四	六、六六一、五一四、〇七二		
エクイタブル（紐育）	七〇二、二二九、一三〇	六、一四三、一五八、一一三		
イート	七五二、五三五、七七二	三、四〇〇、五〇四、九六七		
ミューチュアル・ライフ	二五七、二七一、四四六	三、七四四、一八六、一七〇		

＊ 團體保險の純增加を含む、△ 團體保險を含む

統計

一九三四年度
米國三大保險會社事業成績

會社名 / 種目	メトロポリタン	ブルーデンシャル	ジョン・ハンコック
新契約件數（復活及增加ヲ含マズ）箇團	七九六、二八八	一、〇四二、九六	一四三、五三九
新契約件數（復活及增加ヲ含マズ）普	三、八九八、三五八	三、七五〇、八三七	一、二四八、九一六五
新契約金額 箇團	一、二四五、四三三、四九三弗	一、一七〇、六七二、二〇六弗	二〇九、三九〇、三九三弗
新契約金額 普	一、〇一二、五四〇、〇二〇〃	一、〇〇六、八七七、〇一一〃	一〇七、五八八、〇七一〃
復活及增加（純）箇團	二〇六、三七六、七九七弗	二、二一七、〇一八、四四七弗	八、一一一、二二〇、一一八弗
復活及增加（純）普	三五一、九七九、二九七〃	六八三、八一一、〇一四〃	二、三三一、〇一九、二一三〃
新契約合計 箇團	一、四五一、八一一、二〇〇弗	一、二〇〇、一一七、〇一〇弗	一、二一九、〇一一、一一七弗
新契約合計 普	一、二七五、二〇〇、二一九〃	一、一七五、〇一八、〇一九〃	一、二七七、一一九、二一七〃
消滅契約件數 箇團	七五六、七八四	七四七、三六三	四、九三四、〇二七九
消滅契約件數 普	五、〇八六、六三九四	四、九三四、〇二七九	一、三五二、六四二九八

統　計

消滅契約金額	現在契約件數	現在契約金額	現在契約增減
普通	簡團	普通	簡團	簡團	普通
一、一七一、二〇七、三二九弗	六、五一四、三八一	一〇、二一六、八三九、三七七弗	二八〇、六〇二、九六一弗
一六二、三四二、一三二〃	二、八三一	二、六五、四五七、四三三〃	二一三、一七八、〇八七〃
一、一七〇、八四、六九四〃	三三、九五九、五七〇	六、六一七、五〇八、六六五〃	一九三、〇三九、六〇九〃
九〇八、六三二、三一四弗	五、二九四、七九一	一、三一四、三九五、八九七〃	二六八、一七五、八六九〃
一、三一一、五三八、九八六〃	二、八一一、八六八	六、七一四、二八一、四五七〃	一、一七八、〇六六、六〇九〃
七、五〇六、〇三八、三五六弗	二六、八一九、六五五	一〇、八一六、八三九、三七七弗	二二一、一七八、〇八七〃
一、〇八二、一三五、八三七〃		二、六五、四五七、四三三〃	一九三、〇三九、六〇九〃
六、七六四、二八一、四五七〃		六、六一七、五〇八、六六五〃	二六八、一七五、八六九〃
九〇八、六三二、三一四弗	五、二九四、七九一	一、三一四、三九五、八九七〃	—
一、三一一、五三八、九八六〃	二、八一一、八六八	六、七一四、二八一、四五七〃	二九三、一二五、三四三弗
七、五〇六、〇三八、三五六弗	二六、八一九、六五五	一〇、八一六、八三九、三七七弗	二六八、一五八、二〇六〃
一、〇八二、一三五、八三七〃		二、六五、四五七、四三三〃	三九、一七八、六〇九〃
六、七六四、二八一、四五七〃		六、六一七、五〇八、六六五〃	
二二三、六六五、三六二弗	一、一八七、八八〇	一、八二四、三二三、八五四弗	—
三五、三五、一四一、三〇六〃	五、七五九、四五六六	一、三二六四、四九九、〇二一〃	五四六一、六四一弗
三三、五五、三五五、七六五〃		八四、八四九、三一四〃	五三、九六三、七九四〃
			五六、七六六、六五三〃

一九三三年度
英國普通保險事業成績

「Assurance Companies' Returns, 1934」が發表された、それに依つて吾々は大體一九三三年度英國普通保險事業成績を知ることが出來るのである。

新契約

新契約は(イ)大英國及北愛蘭土に於ける契約と、(ロ)聯合王國外に於ける契約とに區分されてゐるが

(イ) 大英國及北愛蘭土に於ては、ブルーデンシャル會社が第一位を占め、その一九三三年度に於ける新契約額は一六、九六三、一三一磅、第二位はサン・ライフ社で、その額は一五、一三九、四一七磅である。今國內契約の合計額を示せば左の通りである——

	件數	金額		一時拂保險料		更新保險料
	四七七、七一〇	一六六、四四七、五二三磅		五、七〇一、九五〇磅		六、〇〇九、八六二
(+)	四五、〇四〇	(+) 一五、三三〇、一七八	(+)	一、四〇八、七六六	(+)	四九一、一八八

尙合衆王國內に於ける外國會社の契約は合計、發行件數二五、五四二件、契約高一三、八一九、四九九磅である。

(ロ) 聯合王國外に於ける契約は比較的微々たるもので、その契約額は(イ)の凡そ十分の一にしかならない。

玆に於ても第一位を占むるものはブルーデンシャル會社で、その發行件數は一四、〇五四件、契約額は四、五四四、三五一磅である。

各年度別新契約

次に最近五ヶ年間に於ける國內契約の數字を比較すれば左の通りである——

統　計

年次	件數	金額	一時拂保險料	更新保險料
一九二九	四三五、二九八	一四九、六四八、七五〇磅	一二、一〇二、四八七磅	五、七七〇、六五四磅
一九三〇	四四四、一一二	一五四、〇五三、一九一	六、四五六、八八八	五、九五九、七〇九
一九三一	四三一、八三九	一四七、九四〇、七六四	二、七〇九、二四六	五、六六九、五六六
一九三二	四三二、六七〇	一五一、一一七、三四五	四、二九三、一八四	五、五一八、六七四
一九三三	四七七、七一〇	一六六、四四七、五二三	五、七〇一、九五〇	六、〇〇九、八六二

これに對し普通保險契約のレコード・イヤーたる一九二〇年の數字を示すと——

一九二〇	五四一、二六五	一三三、六八九、〇五五磅	三九六、九二八磅	六、五六七、〇二六磅

即ち一九三三年はこのレコード・イヤーに較べれば、件數に於て約六三、〇〇〇件、更新保險料に於て凡そ五十萬磅の減少を示してゐるが、併し保險金額及一時拂保險料に於ては遙かに一九二〇年の統計を凌駕してゐる。

保險金額

一件當り保險金額（國內契約）も亦遙かに增加してゐる、即ち——

一九一三年	一九四磅
一九二九年	三四四
一九三〇年	三四七
一九三一年	三四二・一〇
一九三二年	三四七
一九三三年	三四八・一三

尙聯合王國外に於ける契約に就ても亦大體これと同樣の漸增傾向を辿つてゐる。

收　入

最近五ケ年間に於ける大英國內に設立せられた會社の、聯合王國內に於ける收入狀況を示せば次の通りである——

年次	保險料收入	利息收入（諸稅を除く）	雜收入
一九二九	六九、八一一、三〇八磅	三二、三五〇、八〇三磅	一、三五三、五〇三磅
一九三〇	六六、七五四、九二九	三三、四二五、九八一	一、七一〇、四九四
一九三一	六五、二六七、九七一	三三、五六六、四七七	七九七、五三六
一九三二	六七、八六六、四〇八	三三、九四四、六七三	四、九九〇、七八九
一九三三	七一、三六七、七六五	三三、七三四、二五四	二、八二八、四七一

これに依つて見れば、保險料として支拂はれた金額は人口一人當り一ケ年三〇志に充たないが、併しこれを一九一三年の數字と比較すればその金額は二倍以上に上つて居り、これを每週平均金額に直せば、凡そ一、〇〇〇、〇〇〇磅以上の金額が每週保險料として拂込まれてゐることが判るであらう。——これに對し更に外國會社の收納保險料五、八四二、〇四四磅（一九三三年）、簡易保險保險料として拂込まれる五八、〇〇〇、〇〇〇磅（每年平均）

を加へれば、大英國の人々は生命保險の爲めに毎週凡そ二、五〇〇、〇〇〇磅を支出してゐることが判るのである。

支出

最後に契約者に對する支拂（聯合王國內の契約）に就て一言すれば——

年次	保險金支拂	解約	現金配當、其の他
一九二九	四七、〇七〇、九一九磅	六、七七四、九七三磅	一、〇一七、九八四磅
一九三〇	四四、三四一、五三一	一八、三八八、六三〇	一、四四三、四五二
一九三一	四五、一八六、一六六	一二、六五〇、四三〇	一、七〇七、三一四
一九三二	五〇、九一七、三九二	一二、一〇一、七二八	一、〇九六、八五二
一九三三	五一、二三〇、九六八	九、六二五、〇〇九	一、六八五、四九七

即ち一九三三年度保險金支拂額は一九一三年の二一、一七七、九三四磅に比較すれば、約二倍半であるが、これは最近に於ける契約增から必然的に結果されたところのものである。この契約增にも拘らず、一九三三年度の解約が一九三〇年度（最高年）の約半分であると云ふことは全く滿足すべき成績と云はねばならないであらう。かその數字も一九二九年度の夫に比較すれば、尙一倍半の巨額に上つてゐることは寔に遺憾である。

白耳義貯金年金局保險部

資產運用狀況

	一九三〇年十二月末日現在 金額	合計に對する割合	一九三一年十二月末日現在 金額	合計に對する割合	一九三二年十二月末日現在 金額	合計に對する割合	一九三三年十二月末日現在 金額	合計に對する割合
白耳義直接國債	一六、一七一、三八八・五一 法	一一・八	二一、八四二、三六七・〇四 法	一三・三	二四、二八六、三九五・三四 法	一二・八	二四、三六〇、五二七・三四 法	一一・六
白耳義間接國債及び國庫保障證券	一九、五六三、三一九・四五	一四・三	三〇、六九九、五二七・八〇	一八・七	三五、五四一、七〇五・三〇	一八・八	三九、七五八、五九〇・八五	一九・〇
縣市町村債	一四、八九三、〇九二・三六	一〇・九	一七、三三五、九六七・四〇	一〇・六	一九、六六四、七七〇・八七	一〇・四	二五、五八三、八八八・五六	一二・二
白耳義會社社債	三三、四五七、八九三・二一	二三・七	三六、一〇〇、〇七五・〇四	二三・〇	四二、七九八、七四四・〇六	二二・六	四九、二九四、九三八・八三	二三・六
抵當貸付	六、六五八、四二三・九五	四・九	七、九七三、七〇四・八一	四・九	九、一八二、八八二・六二	四・九	九、五六二、一三八・八八	四・六
勞働者簡易住宅公認組合貸付	四七、〇七一、九九八・五一	三四・四	五〇、〇五七、一九二・二五	三〇・五	五七、八三三、四七九・六〇	三〇・五	六〇、七一四、三六四・五九	二九・〇
合計	一三六、八一六、〇九五・九九	一〇〇・〇	一六四、〇〇八、八三四・三四	一〇〇・〇	一八九、〇二九、二七四、四四九・〇四	一〇〇・〇	二〇九、二七四、四四九・〇四	一〇〇・〇
年度運用收益	五、四二一、四二九・二三	〇・〇三五九五	六、三五〇、七二二・八〇	〇・〇三八七	七、四四三、三五六・六九	〇・〇三九三	一、四七〇、九六九・五七	〇・〇四〇五
年末現在責任準備金	一二九、七八七、三五九・四〇	—	一五四、〇九五、〇一〇・八	—	一七六、五七八、二〇五・〇一	—	一九二、三五二、八二〇・〇六	—

年金篇

職業戰線上に躍る婦人の退職年金保險（四）

獨逸　ドクトル・チムメル

資金保險

年金保險は退職年金保險（即ち養老保險と癈疾年金とを結び合せたもの）の形式によるものでも亦終身年金でも、之に加入すれば一生涯一定額の年金給付を保證されるのではあるが、萬一早期に即ち年金支拂開始期前に死亡事故が發生した場合には折角拂込んで置いた掛金が無駄になつてしまうことを免れないのである。ただ、前にも述べた通り保險會社によつては被保險者が年金の支拂開始期に到達しないうちに死亡した場合には拂込んだ掛金を返還する所謂元金留保の形式による契約をするところもある。處が前記のやうに保險契約によつて年金の給付のみを保證させて一定資金の給付を保證させないといふことに對しては相當に異論がある。即ち資金の方が年金よりも優れてゐるといふのが夫れである。この資金の方が優れてゐるといふことの論據が如何なる點に存するかといふと、被保險者が萬一自己の家族のために資金を調達する必要のあつた場合などには年金では何にもならぬが、資金保險ならば頗る都合がよいといふのである。然し、さうなると自分の老後に備へるための養老保險といふものゝ範圍からは全く逸脫してしまうことゝなる。從つて資金保險は職業婦人にとつては特殊の場合を除くのほか殆ど問題とされ得ない、例へば極く若い職業婦人で將來結婚するときの仕度を調へるための資金をとつて置き度いとでも思ふもの以外には殆ど顧られない。然しこゝに例示したやうな場合でも資金保險が必ずしも目的に適つたものとはいはれない、何故となれば將來に於て行なはるべき結婚の時期を五年も十年も前から豫斷するといふことは多くの場合先づ不可能のことだといはねばならぬからである。然し、この外に又次の樣な場合も考へ得られぬことはない。夫れは將來自分で何等かの事業を始めるために資金を要するといふ場合である。早い話が永年一女塾の被傭者として働いてゐた女教員が、中年になつたら自分で女塾を開いて見たいといふ希望を持つてゐて、其のために資金を用意して置き度いといふが如き場合には、年金保險よりも資金保險の方が慥に重寶であるにちがひない。然しながら、この女塾や女學校の經營といふ事業は、最初何年かの間は相當の損失を見積つてかゝらねばならぬ仕事である。從つて、一般の人達が五五―六〇歳になつてから自分で女塾なり或は女學校なりを建てることの出來るやうな資金を得たにしても、斯樣な老齡に達してからでは前に述べたやうなこの事業を開始するだけの元氣や冒險心を殆ど持つてゐないといつてもよいだらう。さればといつて、該資金を五〇歳で受取ることが出來るやうにするとしたら、年々拂込むべき掛金の額は莫大なものとなつて、多くの場合之が調達に困難を來すやうな結果となるであらう。又よく一般から「假りに六〇歳になつて金を貰ふとしたら爾後年々一、

〇〇〇馬克の年金を受けるより一〇、〇〇〇馬克の資金を貰ふ方が遙に役に立つ」といはれるが、之は計算を基礎として、即數理的な根據があつていつたものではなく、單なる感じからいつたものに過ぎないので實際は大きな謬である。即ち、今金利で生活して行かうとする場合、資金が極く確實なものであるとしても、一般から見て資金の四％以上にその利子を見積ることは先づ六ケ敷からう。從つて一〇、〇〇〇馬克の資金ではせい〳〵四〇〇馬克の利子をあげ得るに過ぎぬこと〻なる。結局、より高い利息を得やうとするには保險によつた方がよいこと〻なるのである。又保險金の支拂を、まとまつた資金で貰ふか若しくは年金で受けるかの選擇については保險金支拂期までに之を決定すればよい場合に、例へば、保險加入當時、資金保險の方が適當だと思つたなら、先づ資金保險に入つて置いて、後になつてから該保險を年金に變更しても、この資金が、保險加入當時年金に加入してゐたのと同樣な好條件で年金に加入するための拂込に利用され得るものと考へてゐたなら夫は大變な思惑違いだといはねばならぬ。何故となれば、老年になつてから拂込んだ資金に對しては餘り高率な年金がつかないからである。

當地の保險會社に於ける給付額には著しい差異がある。伯林の普魯西年金保險所では六〇歳の女子が拂込んだ一〇、〇〇〇馬克の金額に對し七八八・四〇馬克の年金を與へ、ケルンのコンコルディア社では之に對して七八八・七一馬克の年金を支拂ふ。また其の他の會社に於ける保險には前記の場合に比して遙に有利なものもある、即ち六〇歳の女子が一〇、〇〇〇馬克の資金を拂込むときは伯林のフリードリッヒ・ウヰルヘルム社に於ては（女子料率表一により）八一二馬克の年金を得、スツツトガルトのアルゲマイネ年金所では（女子料率表B・b・Ⅳにより）八二〇馬克を、ライプチツヒのトイトニア社では（女子料率表Ⅰ・Ⅰによりて）八三八馬克を、カイゼル・ウヰルヘルム・スペンデ（ウヰルヘルム皇帝記念基金）では八四〇馬克、ルードウヰヒスハーフエンのアトラス社に於ける女子の年金保險では八四三・八〇馬克、フランクフルト・アム・マインのプロヴヰデンティア社では八四九馬克（Ⅲ表）、伯林のノールド・ステルン社では八六〇馬克（女子料率表ⅩⅡⅠ）、ハンノーヴアーの普魯西公務員組合（相互組織）では八九三馬克（Ⅴ表）、ニユルンベルクのニユルンベルゲル生命保險銀行では九〇一馬克（Ⅵ表）、伯林の普魯西生保社では九〇三馬克、伯林のヴヰクトリア社では九〇四・二〇馬克（Ⅵ表）、フランクフルト・アム・マインのフランクフルテル生保社では九三三馬克、ハレーのイヴーナ社（相互組織）では（Ⅷ表によつて）九五一馬克である。

結局、家族のことを氣遣ふ必要のない人達に對しては資金保險よりも養老保險を推奬した方がよいこと〻なる。今、次に筆者の知つてゐる獨逸保險會社の保險條件について其の大略を述べて見やう。

資金保險は豫定された時期に豫定された額の資金を得るために徐々に貯蓄をして行くことを要旨としてゐるものである。從來の例に因んで玆では掛金拂込繼續期間三〇箇年の場合を例示する。今、年齡三〇歳の女教員が六〇歳滿了後一〇、〇〇〇馬克の資金を受けるために拂込むべき掛金の額は

ハレー所在のイヴーナでは一六〇馬克で還付金がない（Ⅴ・b表による）、從つて被保險者が六〇歳以前に死亡

した場合には拂込んだ掛金を全部失ふことゝなる。伯林所在のノールド・ステルン社では(Ⅸ・C表により)一八〇・五〇馬克で早期に死亡した場合には返還金があり、其額は拂込んだ掛金に三・五%の利子を付けたものより保險金額の一・二五%に相當する額を控除したものに當る。又前述のイヅーナ社でも早期に死亡事故の發生した場合、拂込んだ掛金を返還すべき所謂元金留保の契約に對しては一八六馬克を要求してゐる、而も會社の返還金は利子が付かないで、拂込んだ掛金より保險金額の一・五%を控除したものである。ハンノーヴアー所在の普魯西公務員組合(相互組織)では返還金付で一九五・五〇馬克で(Ⅵ表により)、此處では早期に死亡した場合は拂込んだ掛金に三・二五%の利子を付けて其の全額を返還し、任意解約の場合は四%を控除して返還するのである。伯林の普魯西年金保險所(相互組織)では返還金付で一九六・八〇馬克である(同所三〇表)、而して此處の返還額は拂込んだ掛金の九五%に三%の利子を加算したものである。ルードウヰヒスハーフエン所在のアトラス社では一九七馬克の掛金を要求し、早期に死亡事故が發生した場合には拂込掛金に三・五%の利子を付けたものより一箇年分の掛金に相當した額を控除したものを返還する。伯林所在のヴヰクトリア社では(A表により)早期に死亡した場合拂込掛金に利子を付けないで返還することになつてゐて、之に要する掛金は二〇二馬克である、又イヅーナ社でも掛金額はヴヰクトリア社と同じである(Ⅵ・C表)、但し此處では早期に死亡した場合でも亦解約の場合でも、拂込んだ掛金に三%の複利を付けたものから保險金額の一・五%に相當する額を控除したものが還付されるのである。伯林のフリードリッヒ・ウヰルヘルム社では返還金付で二〇二・五〇馬克を要求してゐる。而して此處では早期に死亡した場合には拂込んだ掛金に三%の複利を付けたものより保險金額の三%に相當する額を差引いたゞけの返還金があるが、然し任意に保險契約を解除した場合には、掛金積立金の九〇%から保險金の三%を控除した額を返還するに過ぎないのである。フランクフルト・アム・マインに在るフランクフルテル生保社では二〇三・五〇馬克の掛金を必要とし、早期に死亡した場合には拂込んだ掛金に三%の複利を付けたものより保險金の二%に相當する額を控除したものを返還する。ハンノーヴアー所在のハンノーヴアー保險所に於ては二〇七・五〇馬克の掛金を要し(Ⅵ表)、此處では掛金年額の五%以内の額に於て配當がある。エルフルト所在のツーリンギア社では掛金が二三〇馬克(10・C表)であるが、此處では何等かの理由で早期に契約を解除した場合でも拂込んだ掛金に二・五%の利子を付けたものより保險金の二%に相當する額を控除して之を返還する。

又シユウエーリンに在るメクレンブルク生命保險銀行は(Ⅻ表により)三九三馬克の掛金で癈疾保險付の資金保險を引受けてゐる。この癈疾保險は癈疾事故の發生した場合五%の年金(從つて、竝に例示した場合では五〇〇馬克)を支拂ふのである。

癈疾保險付短期生命保險

資金保險より、もつと實用的なものに短期生命保險がある。資金保險にあつては、一定の資金即ち保險金は豫め約定して置いた期日に於てのみ支拂はれるもので、其期日に被保險者が生存して居やうが居まいが、そんなこ

とは問ふ處ではないのである。之に反して、短期生命保險にあつては、被保險者が豫め約定して置いた期日に生存してゐた場合には、資金保險と同樣に當該期日に於て資金即ち保險金が支拂はれるし、若し又被保險者が此の期日に到達しないうち死亡した場合でも、資金保險のやうに拂込んだ掛金が全部失なはれてしまつたり、或は拂込掛金から或る金額を控除したものだけが返還されたりするやうなことはなく、被保險者が豫定の期日に生存してゐた場合に支拂はるべき資金と同額のものが、其遺族に拂渡されるのである。つまり、短期生命保險は死亡保險と生存保險とを混合した處のものである。從つてこの形式の保險は相當に推奬さるべき價値のあるものである。

然し、この保險種類は、從來述べ來つた目的に對しては比較的に重要性が少ない、何となれば未婚の職業婦人にとつて最も主要な問題は、自分自身が癈疾となるか、若しくは老齢に達した場合に備へることが出來るか否かといふ點に存するからである。されば、玆でこの短期生命保險が問題とされるのは前文に於て述べた場合、即ち養老年金や癈疾年金の支拂を受けるよりも資金の支拂を望む場合に於てのみである。

獨逸の生命保險會社で用ひられてゐる各種の料率表は既に多種多樣にわたつて掲載されてゐる。依つて玆では癈疾事故の發生した場合の保險を含む短期生命保險の形式について、而も其一部だけを擧げて置くことゝする。（例へはゴータや舊ライプチゲル社の如き定評のある保險會社は、癈疾保險を含む前記保險を取扱つて居ないから玆に述べる必要はない）此種の保險のうちには、また癈疾事故の發生した場合は掛金の拂込を免ずることだけを

癈疾保險に對する保險條件としてゐるに過ぎないものが多數にある。然し餘りに冗長にならぬやう前記の如き種類のものは全部度外視して、玆では癈疾事故の發生した場合に癈疾年金給付をする形式の保險のうちで、而も該事故が發生した場合に保險された資金の一〇％に相當する年金の支拂をする保險についてのみ說明することにしやう。各保險會社は何れも癈疾年金を當該資金の五％、一〇％若しくは一五％の間で被保險者の選擇に任せてゐる。

ニュルンベルク所在のニュルンベルゲル生保社では（四・e表により）一〇、〇〇〇馬克の前記保險に對し利益配當のないもので保險料年額三三五馬克（利益配當付のものにあつては三七六馬克）を要し、癈疾事故の發生した場合には大體五％の年金が給付される（從つて此場合は五〇〇馬克の癈疾年金が給付されるのである）。伯林の普魯西生保社では其のⅦ・C表中に其掛金額が表示してある（此處の癈疾年金は五％と一〇％）。利益配當のある處では其利益配當高が基本たる保險契約、即ち短期生命保險の保險料のみによつて算定され、癈疾事故に對する追加保險料には何等の關係もないものもあれば、又ノールド・ステルン社、イヴーナー社、ヴキクトリア社などのやうに全部の保險料によつて算定される處もある。

今年齢三〇歲で前記の保險に加入した被保險者が、保險料拂込期間を滿了して六〇歲に到達したとき一〇、〇〇〇馬克の資金を受くるに要する保險料は

伯林所在のフリードリッヒ・ウヰルヘルム社では（利益配當なしで）三五五馬克（利益配當付のものは三九三馬

克のものと四五五・五〇馬克のものとの二種類ある）である。又伯林のノールド・ステルン社では（Ⅳ・J・R表により）利益配當付で四〇二・五〇馬克（利益配當のない場合は前記保險料年額の一〇％引）。ハレー所在のイヴーナ社では（Ⅱ・D・10表により）利益配當付で四一三馬克（利益配當のない場合は前記保險料の一二・五％引）。フランクフルト・アム・マインのプロヴキデンテイア社では（癈疾年金保險付Ⅵ表により）利益配當付で四二五・五〇馬克。ライプチツヒのトイトニア社では（XⅦ・i・R表により）癈疾年金保險付で四一八馬克、而も利益配當はない。ハンノーヴアー所在のハンノーヴアー生保社では（XⅡ表により）癈疾年金付で四二九馬克、但し此處では利益配當がある。又伯林のドイチエ・アンケル社では（Ⅶ表により）癈疾年金付四三二馬克で利益配當があり、ヴキクトリア社でも之と同樣の條件で四五二・五〇馬克である。

前記載の各會社に於ける保險料率の比較は、何れもたゞその大約を示したに過ぎぬもので、決して正確なものとはいはれない。何となれば、之を精細にわたつて比較檢討しやうとするには利益配當高（この配當高は各會社何れもまち〳〵である）や例へば年齢とか又は支拂期日の計算などに關する夫れ〳〵の異つた條件をも顧慮してかゝらねばならぬ。然し玆では一般的に其の概要を述べて置けば先づ充分であらうと思ふ。終りに從來述べて來た樣々な形式（退職年金、終身年金、資金保險若しくは短期生命保險）のうち、その何れかに加入しやうといふ希望をもつてゐる人達は、契約をする前に先づ自ら前記諸會社のパンフレツトでも取り寄せて、よく研究した後に契約を取定めるやう特にお薦めする次第である。

純癈疾保險

職業婦人に對する保險として純癈疾保險を考察して見ることも亦特に重要な事柄である。この癈疾保險は、例へば既に何等かの保險契約がしてあるとか、若しくは或る一定の期日に達すれば相當な資金が得られるとかいふやうな場合でも亦之に加入して置いてよいものである。而して、かういふ場合には純癈疾保險の契約をするのが最もよいだらう。然し、この純癈疾保險は現今一般の會社では、たゞ他の保險（生命保險若しくは資金保險）の附加保險として取扱つてゐるに過ぎないもので單獨のものは殆どない。伯林のドイチエ・アンケル社では以前に純癈疾保險を實施してゐたが女子の癈疾保險は止めてしまつた、たゞ愛國婦人會のやうな婦人團體に所屬せる看護婦の見習生に限り最長二箇年の期限を切つて、退職年金保險に加入するまでの豫備保險として之が癈疾保險を引受けてゐる。筆者の聞く處ではスツツトガルト所在のアルゲマイネ獨逸保險組合（相互組織）だけは女子に對しても癈疾年金の保險をする。同組合のP・Ⅵ表によれば、三〇歳に保險加入したものが六〇歳以前に癈疾となつた場合に、年額二五・二四馬克の掛金（女子の掛金は普通掛金の一〇％增）に對して一生涯一〇〇馬克の年金を受けることが出來る、萬一被保險者が年金の支拂を受けるに到らずして死亡した場合には、其の死亡事故が六〇歳以前に發生しやうが、また六〇歳以後に發生しやうが、夫れた頓着なく拂込んだ全掛金が何等の控除もされないで返還されるのである。若し又、死亡事故の發生した場合のみでなく、保險期間の經過後に於ても拂込んだ掛金の返還を受け得られる場合――卽ち一種の癈疾保險付資金保險――は前記例示の條件に對して年額三〇・九〇馬克の

掛金（P・Ⅶ表、女子に對しては一〇％増）を拂込まなくてはならぬ。癈疾の認定をなすに當つては國營の養老並に癈疾保険に於ける癈疾の解釋を前提要件とする。

× × ×

然し、この種の保険契約を締結する場合に於て、必ず附ものとなつてゐる醫的診査が、前掲の保険では極端に嚴重で、ために安全な職務に從事してゐる婦人は、癈疾保険を附加契約とする保険に採用され得ないことが屢々ある。斯様な場合には如何すればよいだらうか？　さういふ場合、單獨保険ではドイチエル・アンケル社か若しくはリューベツケル生保社に於て次の條件――卽ち被保険者が早期に癈疾となつた場合には保険契約を解除して拂込んだ掛金に利息を付けたものより僅かな控除を行つて之を返還して呉れるといふ條件――のもとに養老保険の契約を結ぶのが最も目的に適つたものゝやうに思はれる。以上のやうな處置をとれば、少なくも損をする處れはない、而して事業費として控除される僅少の額を度外視すれば、年々利息を計算に入れて掛金を貯蓄銀行へ拂込んで置いたのとほゞ同じ結果となるし、或は又掛金の返還を受けないで一定年齢以後に於ける年金の支拂を保證させれば更にすぐれたものとなるのである。右の外に、この場合考へ得られる處の方策はアトラスに於ける年金保険（註）か若しくは既に詳述した普魯西年金保険所の不定期據置年金保険に加入することである。

（註）アトラス社の年金保険では、疾病若しくは傷害の結果比較的短期間後に於ける死亡が豫想せられべきときには、醫的診査をなした後相當の額まで年金を增額することが出來る、然し一方から見れば事後的に年金を增額したことは明らかに死亡宣告を下したことゝなるので、この場合に於ける年金の增額は聊か殘酷なものゝやうにも思はれる。然しこの場合會社で其の保険約款中に大體次のやうな文句――「被保険者が罹病の結果、年金の支拂を要求しなければならぬ場合に、會社は醫師の診斷書に基いて當該被保険者に對し、年金の外に一時的に若しくは反覆して醫療補助金を給與することが出來る、但し其給與額は臨應機變に會社側に於て之を定めることゝする」――でも入れて置いたならよいのではなからうか？

然しながら、保険によつて得る金額は大抵の場合不充分である、從つて間に合ひかねる。夫れ故、市町村に奉職し得る可能性をもつてゐる女教員は、專ら市町村立の學校に奉職することを切に勸める。萬一、現在私立學校か若しくは女塾等にゐて其の職務を辭めることが相當困難な場合でも、出來得る限りは市町村立の學校へ轉じるやうに心懸くべきである。私立の學校や女塾で退職金を支給し得るやうな制度を設けるには、多くの場合其の女學校なり女塾なりが自費で保険にでも加入するより外に適當な方法がない。然し私立學校や女塾が自費で保険に加入するなどゝいふことは、先づ不可能なことだといつてよい。チムメルシエ女學校は財團法人であつて、此處では女教員救濟基金として定められた資金が一二、〇〇〇馬克あり、而も經營上の剩餘金があつた場合には全剩餘金の二〇％がこの基金中に繰入れられることゝなつてゐる。該基金は其の半額を女教員の教育費に使用し、他の半額を萬一の場合、例へば癈疾保険に入つて居なかつた者が早期に癈疾となつたといふやうな場合の救濟費に充てゝゐる。而してこの基金の管理はチムメルシエ女學校の教員に任せられてある。この施設などは目下の處最も

目的にかなつたものゝやうに思はれるが、たゞ小規模な私立學校や女塾などでは到底眞似ることの出來ない事柄だといはねばならぬ。

最後に、若し保險契約をするとしたら何を基準にして保險金の高を定めたらよいかといふことについて一言述べて置き度い。之については先づ掛金拂込のために要する年々の支出を顧慮して、これならば永續的に負擔することが出來ると豫想し得る程度の掛金なり保險料なりを選び、この限度を超えた卽ち過大の掛金や保險料をとらぬやうに留意し——萬一豫期しなかつた剩餘金などが生じた場合には、之を用ひて前に述べたカイゼル・ウヰルヘルム・スペンデとか若しくはアトラス社などに於ける單獨年金保險に加入すればよい——同時に前の場合と反對に、將來掛金や保險料を拂込むことが出來なくなつて狼狽するやうなことでもあつてはならぬといふ危惧の念から、この金額に極端な制限を加へないやう、卽ち自分の收入に比較して餘りに低額なものを選ばぬやうに注意することも必要である。拂込んだ掛金や保險料に對しては、何れの保險會社でも申出さへあれば掛金若くは保險料積立金の高に應じて貸付をして呉れる、而も貸付を受ける際に保證人を要するの何のといふやうな面倒は少しもない、從つて掛金や保險料として拂込んで置いた資金は、萬一の場合には貯蓄銀行へ預金して置いたものと同樣に、或程度まで任意に之を使用することが出來るのである。

目下の處餘り發展して居らぬこの婦人の年金保險で一つ當てゝ見やうと思ふ保險會社に暗示して置き度いことがある、夫れは被保險者が結婚する場合に、出來るだけ高額な拂込掛金の還付をするといふ條項を設け、之に依つて本保險への加入を容易ならしめるやうにしたら如何であらう？といふことである。此の考へ——卽ち單に死亡の場合のみでなく、婚姻の場合にも掛金の返還をするといふ——は容易に又之を短期生命保險と結び付けることも出來るのである。從來、一般に若い職業婦人達が自分の將來に備へるため必要缺くべからざるこの保險に對して、兎角にその加入を躊躇するのは、この保險に加入したことによつて將來結婚問題が生じた場合に嫁入仕度をするための資金が皆無となつてしまうことを惧れてゐるがためであることは見遁し得ない事實である。婦人の社會で、一般が最も熱望してゐる目標は何であるかといへば、取りもなほさず幸福な結婚をなすことにあるのであり而して又それが婦人の天職であると信ずるのである。

（完）

老後生活保證の問題

プロビデント・ミューチュアル生保會社々長
經濟安定全國委員會顧問アクチュアリー
M・アルバート・リントン氏述

出産率遞減、人命延長、嚴重なる移入民制限及び深刻なる不景氣が一團となつて、今後多年に亘り米國民の頭上に一つの重大なる問題を課せんとしてゐる。その問題とは寄食老齢者數の激增に關するものである。今世紀の初頭には六五歳以上の老齢者は約三、〇〇〇、〇〇〇人であつた。三五年後の今日では約七、五〇〇、〇〇〇人即ち全人口の約六%である。この趨勢を以てせば今後の三五年間には一五、〇〇〇、〇〇〇人即ち一〇%にも達することにならう。

老人問題を仔細に考究する前に、私は昨年十一月に大統領が『全般的經濟安定策の一つ〳〵を解決して行くに當り、吾等が見遁してならぬ事は全般的不安定の渦中に個々の安定を求むることが出來ないと云ふことである』と言明したことを高調したい。

右の言明は眞に當を得たものである。一般的の經濟狀態を隆興させない限り一切が空騷ぎに終ることを深く顧みず、この種の經濟安定につき種々の計畫に浮身をやつし、而も尙、一九六五年及び一九八〇年に捲き起らんとしてゐる非常事につき世人は徒らに諜々の論議をもして居る。我等は當米國經濟機關の統制について、更に研鑽を積まなければならぬ。就中、吾等は次回の戰爭とこれに附物である深刻な經濟混亂とに對する妄想を打破することが必要である。

本問題に關するこの大局的特質が理解されぬ限り、綿密な機構の創設や老齢・失業並に其他の災厄に對する安全保證に備へる爲め重稅を課することは悲劇的徒勞に終るであらう。處で今、我等は老齢に關する安全保證の達成と云ふ特殊問題を考究するにあつては、本問題は全般的經濟安定てふ問題の一部分にしか過ぎぬことに留意すべきである……。

老齢救護制度の說明

今、米國が直面してゐる老齢安全保證策……にあつては、保護の型式が二つになつてゐる。第一の型式は餘りに老齢で醵出制度に加入出來ず、しかも保護を必要とする人達に關するものである。この部類の人達には老齢救護と稱する規定を設けてゐる。他の部類には、現在五九歳以下の從業者に對して、强制醵出養老恩給制度を設けてある。所定階級の被傭者並にその雇主に稅金を課し、その代償として、被傭者は聯邦養老給付と稱する給付を受くるのである。爰に一言添へねばならぬのは、醵出制度が全般的に實施された以後も職業其他の理由で該醵出制度に加入されなかつた扶養を必要とする老齢者保護の爲に尙ほ無償恩給制度が必要なことである。

老齢者救護策は、扶養を必要とする境遇に在りて、しかも、『公序良俗及び健康と矛盾することなき正當なる生計』を有せざる老齢者の扶養に關して、各州及び聯邦政府間の協力を圖るものである。現在、二九州では老齢者救護法を既に施行してゐるが、基金不足の爲に是等の法律も實益をあげてゐない場合が多い。聯邦政府は今回の提案によつて、被救護者一人當り、一ケ月三〇弗を超過せぬ範圍内で、支給金額の$\frac{1}{2}$を補助することゝなるのである。各州が思ふ儘の支出をするのは隨意であるが、聯邦政府の補助金額は一五弗を限度とする。

州が或る箇人に與へた老齢者救護に關して、當人が死亡し、その遺産から基金の回收が出來た場合、その回收金額の半分は聯邦政府へ還附するのである。

一九四〇年迄に、資格獲得の制限年齢を六五歳に規定する意向である。右の期間中、現今では七〇歳を制限年齢としてゐる州も數々あるのだから、聯邦政府はこの制限年齢を採用する諸州とも協力することゝなる。居住條件は、恩給請求の直前一年間、或る一州に定住せる者、並に、請求前九ケ年中の五年間、當該州内に居住せる者も、失格とはならぬ。一切の市民條件、例へば恩給請求人は一定期間市民たりしことを必要とするが如きは如何なる合衆國民をも排斥する目的の爲には適用されないのである。

概して云へば、この聯邦提携の養老恩給案は、穩健であつて合理的である。箇々の州が必要な法律を制定し、引續き本制度の實施迄には相當の期間を要するから、最初數年間に要する現金支出は本制度の終局原價に對する信頼し得べき指針となりさうも無い。又、養老恩給法を既に制定せる二九州に於ける成績も、このプログラムに對する終局原價を考へる上に、たいした參考にならうとも思へない。一部の州では、恩給々付は極めて制限されてゐるし、又、其他の諸州では、基金缺乏で、廣範圍に亙り運用不能に陥いつて居る。

アクチュアリーは原價に關し委員會と意見を異にす

無償恩給制度の確率原價問題では、經濟安定委員會と、原價見積準備に協力したアクチュアリー達との間に、意見の相違が起きた。アクチュアリーが一〇年以内に五〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗づゝの負擔が、聯邦政府及び州にかゝると豫言したのを、委員會では、彼等の幻覺だと思つた樣子である……。

アクチュアリー達が救助制度に對する確率未來原價の見積算出に用ひた基礎は、極めて單純であつて、諸君はそれに興味を感じられることゝ私は思ふ。先づ第一に、醵出制度實施によつて保護せられざる、六五歳以上の總人員數を見積るのが必要であつた。この人員數に就ては異議がなかつた。

次に、年齢六五歳以上且つ醵出制度に據りて保護されざる者で、恐らく救助を請求し、それが認容されることになるべき人に對する比率の見積が必要であつた。アクチュアリー達は、この種制度を、米國人特有の寛大さをこめて、大衆に周知せしめて、創設の曉には、恩給請求件數は非常な勢で增加するであらう、との信念を堅持してゐる。この種救護を求むるのを當然と考へる人は次第々々に增加し、反對に、次第に減ずるのはそれに附物の不面目の烙印である。

斯樣な次第で、約二〇年間には、給與資格を認められる可能性を有する人員數の半數は、恩給を受けることに

なるであらう、との假定が成立する。既に述べた理由で、制度創設直後の數年間に起こる事態をば、正確に見積ることに不可能である。尤も、これは終局に關する見地からすれば、殆んど價値のないことである。アクチュアリー達は、一九三六年度に於ける、恩給受給資格人口に對する恩給受領者率を一五％と假定した。この率は年毎に增大し、一九四〇年には三三％、一九四五年には三八％、一九五七年には五〇％と昇つた。

最後に、救助を受くる各箇人に對する、聯邦政府支給の確率平均額の見積が必要であつた。最大限度は、毎一ケ月一五弗であるが、アクチュアリー達は、最高額の八三％乃至一二・五〇弗と假定した。この假定金額は、勿論州及び聯邦政府の協同支出、一人當り總計二五弗の½基礎に相當するのである。

上來述べ來たつた諸要因を、制限年齢以上且つ醵出制度に據つて保護されない人員數に、適用する時は、一〇年後に於ける、聯邦政府の支出は年次五〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗以上となることは容易に判明しよう。そこで、州の醵出が、最少額である場合、これと同額だと云ふことに想倒すれば、國民の負擔總額は、年額一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇以上の見積になる。既に述べた如く、經濟安定委員會は、この見積を、多額に失するものと考へるのである。

一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗（州及聯邦政府各五〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗）の見積が略ぼ正確だと立證される可能性のあることを念頭にをくのは、確かに賢明であらう。更に又、一度びこの制度が創設さるれば、寛容な給付を求むる、有力な政治的畫策が行はるであらうことは、まづ確かと言ふことが出來やう。前記見積には斯かる可能は考慮されてゐない。アクチュアリー達は、政治的方面のことは、その道の人士に委ねてゐる……。

醵出養老制度の解剖

これより老後生活保證案の第二段に入る。乃ち給料に對して課稅し、その代償に、六五歲支給開始の特定年金を規定する件である。この稅金の納付額は、從業者と其の雇主とに切半される。これは、年額三、〇〇〇弗以下の給料全額に對して適用される。其れ以上の給料を得てゐる或る箇人の場合、右の制定は、三、〇〇〇弗に對して適用され、それ以上の金額は全然その適用を受けないのである。實施直後の三年間＝一九三七、三八及三九年＝の稅金は、各納稅當事者（從業者及雇主）に對し一％づゝと云ふことになるであらう。この課稅率は三年毎に½％加增され、一九四九年以後、及び其後引續き、從業者並に雇主は從業者の給料の三％づゝ、乃ち双方合算すれば六％、納稅することゝなる。この課稅率は、經濟安定委員會で進言し且つその原案に含まれてゐた率よりは、非常な增加となる。

新議案によれば、被傭者に對する稅金は所得稅と稱し、雇主が被傭者の給料より差引くことになつてゐる。雇主に對する稅金は「切除稅」(Excise tax) と稱せられる。是等の稅金は國內歲入局により徵集され、國內歲入徵集金として大藏省へ納入されるのである。大藏省では養老積立金勘定を創設することゝする。その勘定へは、養老給付に備へる爲め、年拂保險掛金に相當する金額をば、年度毎に振りあてることゝする。この金額は、公認の保險數理原理に從ひ、積立金基準により算定されるのである。積立金勘定に振りあてられた金額のうち、年度內

支出の必要なき資金は、合衆國政府の公債或は元本並に利息に關しては合衆國政府が保證する債券に投資されることゝなる。受取利息及び投資物の賣却による收入は、該勘定へ入金する。

本制度は、左に掲ぐる如き業務に從事する者を除く、一般の被傭者を保護する。

農業勞働、箇人家庭ニ於ケル家内勞働、雇主ノ商業又ハ職業工程ニ非ラザル不定勞働、合衆國政府又ハ州ニ雇ハル、者、非營利團體及ビ艦船乘組ノ被傭者。

所有主、投機業者及び自家業務從業者は本制度に包含されない。

年齢六五歳で支給開始の恩給金額は、公式に從つて算定される。私はその詳細を爰で說明せぬことにする。一、二の例を擧ぐれば、該給付金の一般的性質が知れるであらう。四五歳より六五歳迄、平均月給二〇〇弗で働いた者は、六五歳支給開始の恩給月額五一・二五弗（恩給の二五・六％）を享けることになる。當人の平均月給が一〇〇弗の場合、恩給は三二・五〇弗（恩給の三二・五％）となる。若し又五〇弗なれば、恩給は二二・五〇弗（給料の四五％）となるのである。

右の例で、本制度の基調をなす一般原則、乃ち低給の從業者には彼等の平均給料に對するヨリ高率の恩給を與へること、が瞭らかに示される。最高恩給は月額八五弗となるのであるが、この金額は二〇歳そこ〳〵の年齢から働き始める箇人に對し、平均月給二五〇弗に相當する。以上述べた給付額は、平均的にみて、議會へ初めに提出した議案に含まれてゐた平均給付を實質的に超過してゐる。この點に就ては再述するから、爰では是れだけにとゞめて置く。

本制度は、課税額に標準となつた、從業者の所得給料合計高の三・五％に相當する死亡給付を規定する。この死亡給付は、年齢六五歳以後にあつては、年金期間中へも持越し、從業員が年金を受け始めて、年金給與によりて、彼の給料合計高の三・三％に相當する金額を受取る以前に死亡した場合、差額は彼の遺族へ支給されることゝなるのである。從業員の最大醵出は、給料の三％であるから、三・五％の還付は、彼が拂込んだ金額以上の拂戻を、いつでも受けると云ふ意味になる……。

根本義に對する保險數理上の健全性

本議案の各規定に就ては簡單な梗概を述べた。吾等は爰で、その根底をなす一般原則を考究してみよう。先づ第一に、私は、アクチュアリーとして、この議案は、公認された保險數理上の原則に基づいて、制度が實施さるべきことを規定すると云ふ理由から、躊躇する處なく贊成し賞讃し得たであらうことを希ふ者である。だが、不幸にして、それが出來ないのである。事實上、本計畫は保險數理原理の命ずる尨大な積立金を準備する、その點が、私に非常な疑惑を抱かしめる。斯樣な恩給制度に關し、吾等が保險數理的に健全であると云ふのは、どんな意味か。本來の意味は、積立金を蓄積し得る程に、恩給受給者に對する給與額を遙かに凌駕する、醵出金を、或る一時代の人々から徵集する、ことである。そこで、この積立金より生ずる利息は、吾等の子孫が納付を要求される、恩給々付金の一部分に振あてる爲に使用されるのである。

—金　年—

例へば、三五年後に於ける恩給支給金合計額は三、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗に達し、その當時の積立金蓄積額は三五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗になつたと想像して見る。この積立金は三%乃ち年金額約一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗の利廻になると假定する。從つて、約二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗は、恩給支給金額に相等せしめる特別目的の爲め、毎年徴集されることになる。從つて吾等は次の時代の人々の負擔を、蓄積した積立金に對する利息一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗だけ輕減したと假定出來る。しかし吾等は、この假定は誤まつて居らぬと斷言出來るであらうか。

一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗にもなる利息は、どんな風に徴集されるのであるか。その金額が、三五年後の國民の租稅豫算案中に現はれはしまいか。斯樣に考へてくれれば、吾等が子孫の負擔を輕減せしや否やの點は、かゝつて、吾等がこの積立金を如何に取扱かつたかに存するのである。資金を政府公債の買占めに使用する場合、新議案中に目論まれてゐる、老大な終局基金を假定するとして、政府の負債全部が養老積立勘定の中に含まれる時節が、くることになるであらう。

概說した本プログラムの遂行には、遺憾乍ら米國民が未だ體得してゐない、と私には感ぜられる。現在以上の自制を必要とするのである。年々續いて生ずる支出對所得の大超過は、聯邦政府の負債を、一般公衆の手より積立金勘定への單なる振替へとは全然趣を異にする、ある物を刺戟することになる可能性がある。消費プログラムに關する政治的强壓の爲に、着手したことが、負債の增加に畢ることになるのも、可能性あるものゝ一つである。當座の支出に對する借入をするには、積立金勘定は理想的存在である。斯樣な破目に立到つた場合、吾等の積立金が、後世に於ける負擔を輕減するに、如何なる役立ちをするかと云ふ疑義も當然起り得やう。

しかし、斯樣な考へは恐らく、吾等が純理に走り、實際的、語を換ゆれば政治的の諸要素を考慮せずに論じてゐることゝなるのであらう。本制度に關して、痛切な利害關係をもつ二五、〇〇〇、〇〇〇の選擧人は、養老醵出金が支出を遙かに超過（一九五〇年には恐らく一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗の超過）するのを、五年、一〇年或は一五年間、その收入超過金について何等かの企を目論みもせず、拱手傍觀してゐるとどうして考へられようか。彼等は保險數理の理論に關心をもつと考へられようか。彼等は、收入超過の事實により、給付額を增加し得るのは瞭である事、アクチュアリーに誤りがあつた事、を主張する樣なことはないと云へようか。彼等が、給付額增加に贊成投票をする場合、彼等は、將來に於ける、極めて重大な禍根を遺すことゝなるであらう。給付額が增加されることになる機會は甚だ多い、そして斯かる提案が議會通過となれば、保險數理原理に基く積立金蓄積の企は、次代の國民經濟に災害を用意したと、更らに擇らぶ處が無いことになるであらう。

巨額積立金の背後に於ける政治的冒險

深甚の考慮を要する、冒險事は以上述べた他にも一つある。積立金勘定が相等纏まつた額に達すれば、各州廳は程なく、居住市民が、その積立金に對し、實質的な衡平法上の權利を有する事實を感知するであらう。是等の各州廳或はその政治的黨派は、積立金勘定中で、彼等の州の所有である資金の或る部分を、聯邦政府の負債買占

めに使用せずして、各自の州内で投資すれば、都合がよいであらうと云ふ考を起す可能性がある。斯様な考が法定投票數で支持せられ、州、郡又は市の債券に對する、投資を許可すべく法律の修正が行はれた場合、この基金は、損失に對して適當に安全保證されてゐる事、或は、容易に手に入る資金に接近することの爲に不當消費を助長する惧れはない、と吾等は斷言出來ようか。

是等の疑惑が事實となつて現はれたことは、約二ケ月前の新聞紙の報道でわかる、乃ち歳入徴收法委員會の委員達が、聯邦政府の負債引受け後の有望なる投資分野は、州、市及郡の發行する債券類であらうと指摘した、と云ふ記事である。其他、産業、住宅所有者、或は、復興金融會社の擴張に對する貸附金をも擧げてあつた。その上に、この過剰（該報道に使用されたる原文）積立金が過大な金額となれば、課税率引下げ又は給付加増、或は双方共を實現し得べき事をも灰かされてゐた。これ以上に說明の要があるであらうか。

最後に、相等纒まつた積立金の存在は、深刻な經濟壓迫を受くる時機には、常に誘惑となるものである。不況で收入が激減する場合、新税を徴することは困難なのに極まつてゐる。將來の不況時に際し、非常目的に關して國民に增税を負擔さす決議より、寧ろ蓄積されてゐる資金を使用せんとする壓迫に對抗して、保險數理學說がどれほどの期間、これを押へることが出來るであらうか。積立金は、長年月に亘りて收入が支出を超過する場合、更に一層流用の危險に曝され易いのである。切迫した要求が起つた場合、資金の支途が本來の目的を逸するのは止むを得ざることであるにしても、其れでは保險數理の充足理論上假定された多額な恩給負擔の拂込に對し、次代の人々を援助することにはならないのである。

積立金問題を論ずる場合、何故に政府は、保險數理基礎に準據して積立金を蓄積することを法律で定められてゐる生命保險會社と、同樣の原則を採用しないのか、と云ふ質問をアクチュアリーに向けるやうである。その答は兩制度が全然異なつた事情の下にあると云ふことである。生命保險會社の收入の根源は該會社の各契約上に協定せる保險部である。會社はその收入を補足する爲め誰にも課税する權利がない。保險契約者は、結束して積立金を浪費すること、保險料を輕減し又は給付を增加すること、を決議する譯には行かない。從がつて積立金は當初の使用目的貫徹の爲め、保護せられ且つ蓄藏されることが出來る。然るに、二五、〇〇〇、〇〇〇餘名の投票有權者を含み、政治的統制の下に置かれる尨大な積立金を蓄積し、政府で賦課する税金で支持される。國家の恩給制度は、前者と根本的に相違した問題を提出するのである。

最初提出された時の議案には、今回議會の委員會が報知した議案よりも、低額な醵出金と給付金とが包含されてゐた。舊議案は、保險數理的に充分の制度を備へてゐなかつた。それでさへ、積立金は新議案に包含されてゐる業務のみを考慮に入れて、一九六五年頃迄には最高額約一一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗に達すと見積られた。一一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗の積立金が手附かずに維持されてゐると假定しても、一九八〇年以後、政府は毎年約一、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗の不足額を塡補すべきことになつてゐた。これは、瞭かに政府に對して當を得て居らぬ。そこで、大藏大臣は新議案中に具現された被傭者及雇主による醵出金割增を提出したのであつた。大藏大

臣は更らに、舊案と殆んど等しい平均にはなるが、それとは幾分異なつた改訂給付額表をも提案した。歳入微收法委員會はこの割增醵出金率を承認した。但し委員會の責任で平均給付に關し實質的增加となる新給付額表を採用した……。

新議案による多大な不足額に對する豫期は、新計畫により非常な增稅が行はれるにも拘らず不足が生ずると云ふ點で、特に一層の重大性がある。一例として、年齡三五歳で一九三七年に本制度へ加入し、以後退職する迄水準給料を受ける從業者の場合を考へてみる。彼の給料稅に對する最初の一〇年間の增加は一一三%、二〇年間は八〇%、三〇年間は五〇%である。尤も結果から見て新稅率は舊終局稅率を二〇%增したに過ぎない。初期年度に於ける增加率が非常に高いのは、新等級別では、急速に最高率へ進む故である。同樣の各增進率が雇主に對する課稅にも適用されることになる。

本議案中には、嚴正な保險數理基礎に從ひ、必要とする金額を毎年積立金勘定に振當つ可きことを規定して居り、且つ此の基礎によれば、高齡課稅金が增加されるとも、約束された給付に對しては少額に失するのであるから、本議案の規定を遵守する場合、他種目の稅源から補充金額を振當なければならぬと云ふ結果を齎らすことゝなるであらう。本議案は更らに、大藏大臣の名による基金に對する保險數理上の狀態を示した年報をも要求してゐる。その第一回年報の編纂に當つて一〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗以上の不足額を表はすことゝなるであらう。以上の如く、改訂議案は稅金の負擔を增大したるにも拘らず、尙ほ且つ保險數理基礎による自給自足的養老案を制定し得ないのである。

大藏省の提案は子孫に負擔を貽す

舊議案は、既述の如く、四五年後に年額一、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗以上の老大な聯邦政府補助金を規定した。この好ましからぬ事態を除く爲に、大藏大臣は新議案に具現せる稅率の增大を提案した。その目的は『子孫に重荷を負はさず、適當にして且つ健全なる財政基礎により本制度の實施繼續を容易ならしむる』爲であつた。大藏大臣の提案に添はされた數字表の示めす處では、不足額はなくなり、一九八〇年迄には約四〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗（新議案中に包含されてゐるのと同樣の各業務團體を網羅するものと假定して）に達する積立基金が創設される見込になつてゐる。

この收入超過を齎らすに到つた方法を少し立入つて調らべて見よう。例へば、本制度の實施當時年齡二〇歳以上に達する人々に支給せんとする恩給金は、保險數理基礎によりその同一箇人達の團體で拂込まれる建前をとるとする。即ち、語を換ふれば、是等恩給の原價の一部分たりとも、子孫に轉嫁せざる方針を採る。この假定に基けば本制度の採用は制定の當初より恐らく恩給支拂帳に對する八・五%を越す水準醵出が必要になるであらう。大藏大臣が提示した醵出率は、二%に始まり、一二年間に六%まで增進する。前記水準醵出率の高いのに對し、提示された醵出增進率で、どうして收入超過制が實現されるのであらうか。その答案はかうである。乃ち、一二年後に、統一醵出率が六%となる際、假りに二〇歳で、本制度に加入する新從業員達に對しては彼等が將來支給

一　年　金

される給付に對する、正確なる保險數理上の保險料よりも、四〇%以上の高率を徵することになるであらう……

……。

斯樣な事態は、生命保險會社が、現在の保險契約者に對して保險料を引下げ、その不足額をば將來の新契約者に、實質的な追加保險料を課すことで、補はんと企てる場合に惹起される事態に似通つた點がある。新契約者はかゝる保險料を承諾せざる可きは明瞭だと云へやう。將來の新從業員達に對し、類似的事態を提起するのは賢明であらうか。現代の吾等に對する恩給の爲め、未來の誰かゞ追加負擔に耐へねばならぬ樣な場合、その負擔が、醵出制度に參加する人々の上にのみ集中されずに、納稅者全般に擴められることが、なくて濟むであらうか。

抱括的恩給制度の創設に關して、吾等が直面する厄介なデレンマは、この解剖で明白になる。純理論を以てすれば、吾等の父祖は、今日吾等の恩給問題に就ては、吾等の子孫の救助を求めずに、吾等の手で解決が出來る程の利息を生む、積立金を蓄積してをく可きであつた。吾等の祖先は、一大國家を築きあげ、豪華な機械設備を吾等に讓つて與れたけれども、彼等は恩給積立金を蓄積してはをかなかつた。上來述べ來つた如く、尨大な積立資金を蓄積し、これを貯藏して、次代に引渡すことは、或る一時代について可能であるか否かを吾等は疑ふ者である。以上は、吾等當面の問題を、容易に認識せんが爲に、純理論的立場から話してゐるのである。

吾等は斯樣な積立金を所有しないのであるから、二重の重荷を背負ふことになる。第一に、吾等は祖先の援助を受けないで、現在高齡に達してゐる人達の面倒を見なければならぬ。第二に、吾等は現在從業中の人達に對して、積立金制度の創設を迫まられてゐる。この二重負擔が非常に重い爲め、吾等は、その一部分を何等かの方法で、後世へ順送したいと願つてゐる。この問題で、吾等は如何に苦悶しやうとも、現在從業中の人達に對して、保險數理的に健全な恩給制度を創設すると云ふことは、結局負擔の一部分を後世へ順送することゝなるのである。後世へ貽す負擔の全部について考慮するとき斯かる追加負擔の順送は賢明な仕方であらうか。

現代人の問題のみに就て對策を考究せよ

種々考究の結果、歸着する處は、積立金基礎による廣範圍の强制養老恩給制度へ猛進するのをやめ、先づ靜かに情勢を見定め、條理に聽隨すべきであらう、と云ふことになる。最大多數の高齡者に安慰を齎らすべき問題に對する、實際的な解決法の行はれるのを願ふ點で、私は一歩と雖も他に讓る者ではない。しかしながら、感情や感動だけで、解決方法を講ずることは出來ない。政治的及經濟的の冷然たる種々の事實も亦た、比較し考究さるべきである。

經濟安定委員會は、その報告中で、養老恩給の積立金制度創設に就ての、現代人に對する原價を論じてゐる。この原價積立には、二重の重荷を背負はさるべき現代人中の若年者達に對し、過重負擔を課することになるであらう、と記してゐる。委員は『語を換ゆれば、吾等の唱道する制度は、詰る處、高齡生存者の救濟に關しては、同時代の人々がその支出を負擔する、と云ふことになるのである』と語つてゐる。此の發表によつて委員は、出來るだけ多くの人々が、各自の老後に關し、自身で準備を整ふことの重大性を、減殺するつもりでは無いと假定

して（そのやうな意向でなかつた、に相違あるまい）、委員會は正しき針路をとつてゐる、と私は信ずるのである。一五、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇弗の積立金を主張するのは、幾分脱線の氣味である。委員會が發表した汎論を堅持すれば、本問題は解決に導かれることであらう。今や吾等は二五、〇〇〇、〇〇〇にも達する大衆を、提案された尨大な積立金恩給制度へ、强ひて加名せしめんとの企に對する、蓋然的結果を熟慮、審議する爲めに充分なる時間を費して、この高齢者救濟制度へ踏入れた一歩を、取りあげることを、知識が命じてはゐなからうか。唯一の實際的遠大なプログラムは、肩負いきれぬ程の負擔を、次代の人々に押付ける危險を冒さずに、吾等自身の時代に對する、高齢問題に應ずることである（それは、悲劇的經驗をせずともよい、と私は信ずる）。結局のところ、各時代には、その時代の經濟的能力範圍を超へざる、基礎によりて、それ自身の高齢被保護者問題に應ずること、を認める制度に、換ゆるべき安全な制度はなからうと考へられるのである。

不況時に於ける米國州教職員退職制度

確固不拔と思はれた米國州教職員退職制度も、最近四年間といふものは、州議會等で種々議論も出たりして、次第に動搖を感じ來つた。しかも一方では、學校資源の減少と同時に學内經濟機構を建直さうとの企てが、全然新しき退職制度の實現をも、またさうかと云つて從來の如き不滿足な制度に對する改革そのものをも徒らに阻止してをる樣な次第である。「米國教育協會」の最近の報告書には、一九三〇―一九三四年間に於ける教職員退職制度の實施成績上に表れた社會不況の影響を、十六州の教職員退職制度所屬の各書記からの報告を基礎にして述べてをるが、同時にまた、右制度の退職收入、及び投資實績上注目すべき諸傾向についても述べてをる。

一九三〇年以前に於ては、州内教職員退職制度の實施さるゝもの二十二を數へた。而して其の後ニュー・メキシコに退職制度の實施さるゝを見たし、フロリダに於ても立派な恩給法が實施せられたのである。（もつとも、以前に退職制度を實施してゐたアラスカでは現在それを廢止するに至つた。）

さて、前記報告書によれば、最近に至つても掛金拂込は續行されてをる。即ち、場合により、經驗は乏しくとも低給の少壯職員と取代へるために、經驗には富んでゐても比較的老齢で高給の教職員を、實際の俸給支拂額節減上からして陶汰する手段に利用するため、退職制度を實施し來つてをるのである。此點を照會して實地の答を得た右報告書では、「相當基礎に於て掛金

拂込の行はれをることは事實なるも、なほ此の種退職制度の必要は云ふまでもない」と指摘してをる。何故ならば、此種制度なくして不當に葬られる有能教職員の地位は、恩給制度の庇護ある場合よりも更に不利に陷るからである。多くの退職制度では俸給豫算額を縮減しようとの意圖から、普通よりも早く教職員を退職せしめるに至つた――事實を報じてゐるが、前記教育協會の報告では、「最近四年間の夥しき退職數は、學校豫算の上に加へられた經濟的壓迫から來てゐるのだと、片つけておくことは穩當でない。何となれば、最近創設の制度にあつても勿論將來益々經濟的壓迫は增してくるからだ」――と述べてをる。年齢基礎で調べてみるに、一九三〇年以來退職者數が激增してをることが十制度から報ぜられてをる。而して、「比較的老齢職員は之を强制的に退職せしめてゐる」ことを書記二名から明らかに報じてきてをる。

八制度では、癈疾退職數の增加を報じてきてをる。（なほ、癈疾退職數の減少を報じて居る制度が一つある。）さうして一書記は、癈疾教職員が退職することは自己の爲め且つ生徒の爲めであるにしても、彼等としては之を嫌がるものだと述べてゐる。

一般に、こゝ四年間を通じて教職員退職制度上には殆んど改正がなかつた。ワシントンに於てさへ通常退職基金として州の豫算に之を俟たなければならぬ時代が永く續いてきてをる。たゞミネソタ州の制度は比較的若い年齢で退職を認めるやうに改正されてをる。退職年齢を廣汎にすること、即ち現行の退職年齢を引上げようとする案は、なほ數州で提案されたが、いづれもその實現を見ないで終つた。

右諸制度中二件は全然州準備によつて支持されてをるが、他はそれ〴〵教職員が一定の金額若くは俸給に

對する或る割合額を支出して將來の年金を購ふてをるのである。一九三四年には、一般教職員、學校長、及び學監の平均俸給が一九三〇年度のそれに比すれば二六％低下してをる由である。右の州及び都市のいづれに於ても、教職員は退職制度の費用を醵出してゐる。しかし全然、教職員の醵出金で經濟的に維持されてをる制度が最も痛切に俸給引下の影響を受けたことは勿論である。收入額はこゝ二、三年めつきり增し來つた。退職數についてみたる平均俸給に、時として密接な關係を有するから、退職に近づきつゝある教職員の受くる退職給付額が右制度に於て最近の俸給引下に影響されたこと勿論である。しかしながら、一九三三年中、二州の議會では、臨時俸給引下が退職給付額若しくは醵出額に影響なき旨を規定してをる。

三つの州制度を除くほか、いづれの州の退職基金も州基金から支持を受けてをるのであるが、その州基金といつてもこゝに述べる八つの例では州豫算額の一％以上には達してをらないのである。退職制度加入者の積立金若しくは醵出金からの收入が減少したる事實を二、三の制度は報じてをり、これは校費節減方針による俸給支拂額の削減となつてをるのである。

數理學的貯蓄法で州當局が取扱つてゐる積立金額が增すにつれ、州豫算の擴大の必要を州當局に合點せしめることが益々困難となるであらうと、該報告書は指摘してをる。積立金が九五、〇〇〇弗以上に達した某州の如きは、やはり此の問題に直面して、斯く報じてゐる。――『積立金が增すにつれ、この膨大な積立金の貯蓄といふ問題の緊切さを州當局に告げ知らしむることが愈々必要となりつゝあるのである。』

しかしながら、教職員退職制度の創設に對する州基金の支出を繰延ばさうといふ議案は、カリフォルニア、オハイオ、ペンシルバニア、ワシントン、及びウイス

コンシンの諸州に於ける最近議會では承認されるところとはならなかつたのである。

ウイスコンシン州の養老制度

米國諸州中、ウイスコンシン州は養老恩給方面の法制を實施した第四番目のものであつた。一九二五年に養老恩給法の通過されてから、同州では丁度九年間の恩給經驗を得たわけである。

同州養老恩給法は左記條件に該當する七〇歳以上の者に對して月額三〇弗以下の恩給を支拂ふことを規定する。即ち同恩給受給者たる者は十五年間米國々民であり、且つその間同一州同一郡區内に居住した者であり、なほその收入は一日一弗を超えざる者で、他に三、〇〇〇弗以上の資産を有しない者でなければならない。

同法採用如何は各郡區の任意である。また之を採用した場合でも、年度末に於てその郡區の委員會の投票を以て之を中止することも出來るのである。それで、右制度採用の郡區數は年々相異なるわけであるが、しかもまだ十郡區以上になつたためしがない。これは同州下七一郡區についてみての事實である。一九二五年以來すつと本制度を實施し續けてきたといふやうな郡區もない。さうして僅かに三郡區だけが一九二六年以來之を實施し來つてをる。最も大きくて最も人口の多い郡區の幾つかは本制度を現在實施してをる――このうちにはミルウオーキーも含まれてゐる――が、今までのうち同州人口に對する本制度適用者數の比率が最大になつたのは、三七・三%である。

實施成績

一九二五年同法實施以來の成績はウイスコンシン州の表の數字はこの年報から採つたものである。

養老恩給監理局の年報で之を知ることが出來るが、次

第一表　年度別ウイスコンシン州養老恩給制度實績（一九二五―一九三三年）

年度	州養老恩給法採用郡區數	恩給受給者數	恩給費 全支給額	恩給費 州負擔額
一九二五年	一	八	一八〇弗	三三・三三%
一九二六年	五	三五二	六七、九二七	三三・三三
一九二七年	四	二九五	四九、六三九	三三・三三
一九二八年	四	二九〇	五二、四四〇	三三・三三
一九二九年	六	三九二	六七、五〇三	三三・三三
一九三〇年	八	九九〇	一五六、五二五	三三・三三
一九三一年	九	一、五九七	二八三、八四八	二六・四二
一九三二年	九	一、九三八	三三六、九九七	二〇・四四
一九三三年	八	一、九七一	三九五、八〇七	一八・九五

（なほ、本表は一九二五年以降各年度に於ける該制度の發展ぶりを示すものと云へやう。）

州養老恩給法は恩給支給額の$\frac{1}{3}$を州が各郡區に對して補償するものなることを規定する。一九二五年より

一九二八年に至るまでの各年度に對して、州議會は該恩給費の州負擔額に充當するために二〇〇、〇〇〇弗を見積つたのであつた。而して右期間に於ては前記金額は寧ろ充分過ぎた。何となれば、實際に要した州負擔額は一九二五年度の僅々六〇弗を最少とし一九二六年度の二二、六四二弗を最高とする程度であつたからである。一九二九年には右充當見積額は三五、〇〇〇弗に切下げられたが、これでもまだ該恩給支給額の$\frac{1}{3}$を補償するには充分すぎたのである。同樣に、一九三〇年度は五五、〇〇〇弗を見積られたが之も亦多過ぎたのだつた。一九三〇年より一九三三年に至る各年度に對しては、州當局は七五、〇〇〇弗を見積つた。ところが、第一表に示す通り、この金額では豫ねて政府の負擔する筈になつてゐた比率の$\frac{1}{3}$よりも遙かに低いものとならざるを得なかつたのである。

一九二五年以來二、八一四名の者が恩給を支給されたのであるが、一、七六九名は一九三三年末までも依然として恩給を支給されてをる。恩給支給の中止を受けた者一、〇四五名のうち、五五一は本人の死亡によるのであつて、五三は郡區救護院へ收容され、五は郡區療養所へ入れられたものであり、他の五は同郡區外へ住居を移轉したもの、八は恩給受給者がその親戚の許に引取られたのであつた。そのほかに取消となつたのは郡區當局の申出によるもの(三二一)、支給の必要なしと認められて廢止されしもの(三一一六)、また失格となりたるもの(七六)であつた。

恩給額——第二表は各年度の類別恩給件數を示すものである。最も通常の支給額は一五弗となつてをり、卽ち一九三三年度に於て右額の受給者數は一三一・九%で、なほ二〇弗宛の恩給支給を受けたものは一九・九%である。同法規定の恩給支給最高額三〇弗の受給者は三〇%たらずであつた。

第二表　ウイスコンシン州金額別養老恩給支給件數

恩給額	一九二七年	一九二八年	一九二九年	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年 件數	一九三三年 %
五弗	二	一	一	一	三	二	九	〇・五
五弗以上一〇弗未滿	三	三	七	一三	一六	二〇	一七	〇・九
一〇弗	二四	二四	三三	七一	一五一	一七一	一九〇	九・六
一〇弗以上一五弗未滿	一九	一四	四五	六六	一〇八	一三三	一二三	六・二
一五弗	八二	一〇八	一三三	二四六	二九四	四八二	四七二	二三・九
一五弗以上二〇弗未滿	一七	一三	二二	三三	三三五	四九	三八	一・九
二〇	六〇	六二	七七	二一八	三二五	三六九	三九二	一九・九
二〇弗以上二五弗未滿	一三	六	七	一七	二二	二三	三三	一・七
二五	二三	二六	三三	一六九	二〇九	三一一	三一九	一六・二
二五弗以上三〇弗未滿	一	一	一	一〇	一六	一六	一三	〇・七
三〇弗	五三	三三	三五	一四六	二七二	三五三	三六六	一八・六
計	二九五弗	二九〇弗	三九二弗	九九〇弗	×一、五九七弗	×一、九三八弗	×一、九七一弗	一〇〇・〇
平均恩給月額	一八・八七弗	一八・一七弗	一七・七一弗	一八・九八弗	一九・四九弗	一九・五九弗	一九・六〇弗	—

× 正確な數字ではないが、原本記載の通りにしておく。

一九三三年度に於ける全州についてみたる平均恩給月額は一九・六〇弗となつてをる。ミルウォーキー(郡區)ではその恩給月額は二二弗餘となつてをるが、其他の郡區のうちには一七・五〇弗となつてをるものもあつた。

當該恩給法によれば夫及び妻が相方共に受給資格ある場合は、いづれも養老恩給を受け得るし、それについて所定の要求をなし得るのである。一九三三年度に於ては、此の如き夫婦に對して恩給の支給されたものが八三件あつた。その支給月額は一二弗(一件)乃至六〇弗(五件)といふ程度になつてゐる。

恩給受給者を種々の方面より類別

恩給受給者の生地に從つて恩給の分析を行つてみると、外國生れの受給者は比較的少數(三五%)なのであるが、これを一般郡區の人口について云ふ場合は(—六五歳以上の者全體のうちの五三・六%を占めてゐるので—)それよりも比率が大になつてくるが、この分析は恐らく是認せらるべきであらう。州恩給監理局の報告書には、恩給法の定むる市民權及び居住條項を滿足せしめるのに外國生れの者が如何に困難を經驗するか—右比率は蓋しその困難さに依るものなることを述べてをる。

養老恩給を受くる男子の數は比較的減少しつゝあるのに、女子の數は比較的增加しつゝあるといふ事實が統計に現れてきてをる。一九三三年度に於ける一、九七一名の恩給受給者のうち、四七・三%が女子で男子は五二・七%であつたが、反對に一九二六年度に於ては男子三八・四、女子六一・六%となつてをるのである。

一九三三年度に於ける恩給受給者中二四三名を除く後の全部は七〇—七九歳の年齢圈内に在るものであつた。而して二三一名は八〇乃至八九歳間に在り、一二名は九〇乃至九九歳間に在るものであつた。なほ大部分(六四五名)が子女と共に暮してをり、一三三名は夫と同棲し、一三八名は友人と同居し、二〇九名は親類緣者の許に居り、四三六名は獨身生活をしてをる者であつた。

洲養老恩給受給者の資產調べ

恩給支給を受けんとする者の中にはその申込當時に於て何らかの收入の道を持つてゐる者もあつた。而して、一九三三年末に於て支給を受けつゝあつた恩給受給者一、九七一名中、幾らかの貯金をしてをる者が一八二名、保險契約による一定金額の支拂を受くる者四四名、家賃の拂込を受くる者七〇名、下宿料の拂込を受くる者五名、また國家恩給の支拂を受くる者二名があつた。即ちその約四分の二(七六八名)は何らの資源も定收入も無く、五一四名はその子女の許に寄食してをり、七九名は友達の許に厄介になり、一九四名は慈惠院に在り、また一一三名は親戚の許に厄介になつて居る者であつた。

衡平價格三、〇〇〇弗以上の資產を有する者は何人も恩給支給を受くることが出來ないのである。一九三三年度に於ては、小ちんまりした家屋を持つてをる恩給受給者が四二〇名、幾らかの土地を所有するものが四八名、また保險にはいつてをるものが六五六名あつた。多くの場合、その保險契約は比較的少額なものであつて、せい〳〵五〇〇弗程度であるから、一般には葬式代に間に合ふか合はない位である。

救護院收容者

救護院收容者に支持を與へない點で、本恩給制度の効用化上甚だ不備の感を與へるものとしては、前記報

告書中に年度別でこんな統計を示して居る――即ち、四一郡區に於ける郡區及び都市救護院收容者は本恩給制度適用を受けて居らないのであつて、僅かに六郡區に於てのみ恩給制度が之に適用されてをるのである。本恩給を論ずる上に最も重視しなければならぬ二郡區――ミルウオーキー及びケノーシャ――では一九三〇年まで右適用を實施しなかつたのであつた。

最近三年間に、六郡區に於て、救貧院收容者中養老恩給を支給されるに至つたものゝ數が二三〇名（即ち一七・八％）の增加となつてをる。ところが他の四一郡區では右增加が六一二名（即ち四〇％以上）となつてをるのである。この數字は救貧院の手から老齢者を脱せしめんとする養老恩給制度の眞價を評價する爲めには、まだ不充分なる基礎と云はねばならぬのであつて、これを以て確實な證據とするよりは、寧ろ幾分か那邊の消息を明らかにするものだとしておきたい。但し、救貧院收容者に養老恩給を支給しない郡區の或る者に於てさへ、救貧院收容者數は一般の養老恩給受給者數よりも少なくなりつゝあることは事實である。州下各郡區について見ると、養老恩給制度を實施する郡區では、之を實施してゐない他の郡區に於けるよりも、郡區及び都市救護院の收容者數が左程急激に增加してをらないといふ事實を、幸ひに裏書してゐるのである。

政府年金の擡頭は一般年金業界を隆昌ならしむるものなり

政府年金及養老恩給の創設は、此種の營業に從事する生保會社を援助はしても障害にはなるまい、とは大統領ルーズベルト經濟安定委員會常務理事E、E、ウォッテ氏の唱道する處である。ハートフォード市生命保險募集術研究所發行のマネージャー誌三―四月號所載の特別會見記中に、この重大問題に關するウォッテ氏の意見が述べられてある。

マネージャー誌の記者は、未だ議會を通過した何等の定まつた法制は無いのだから、差當りは、委員會の意向と云ふにとゞまる、と注意してゐる。この委員會は各地方面の研究並各種の進言をなしたが、それ等の點も、議會へ提出された後、その決定案中に具體化されるや否やは不明なのである。

ウォッテ氏は、養老恩給、團體年金及任意政府年金に關して將來制定され得る諸規定を考へてみても、生保會社に利害關係を及ぼす範圍内での、本計畫全體の重要性は、トーマス・パーキンスン氏（紐育エキタブル生命保險會社々長）及び他の人士によりて既に發表された處と同樣だ、との意見である。乃ち、恰かも聯邦戰時保險制度が開始された以後に、民衆の生命保險思想が擴まつた如く、この計畫の實現によつて、保證老年所得の思想が民衆に普及する、と云ふことなのであ

政府年金の擡頭は一般年金業界を隆昌ならしむるものなり

る。

會見の劈頭、ウォッテ氏は、本委員會の計畫は經濟上及社會上のピラミッド基底を狙らつたものだと云ふことを强調した。

同氏の談話の一節

米國内に住む現在六五歳以上の男女七、五〇〇、〇〇〇人中約一、〇〇〇〇、〇〇名は公金による財政的援助を受けてゐる。是等男女の大多數は、全然この種の收入によつて生活してゐるのである。不況以前にあつても、高齢者の三分の一乃至二分の一は他人の支援に倚賴して居たことは種々の調査が示した處である。非常に多數の家庭を破滅させた今回の不況は前述の狀勢を一層惡化せしめた。

生命保險に對し競爭の憂なし

全人口に對する高齢者の比例並その絶對數は、何れも追々增加してゐることも亦事實である……。當面の問題を解決せんために、合衆國政府は、各州に對して補助金下付を提案するのである、二八州では、他人の支援に倚賴する高齢の人達に、少額の月賦收入を與へる恩給制度を既に實施してゐる。此種のプログラムは非醵出制養老恩給と稱される。

斯樣な人達は、自身の所得が有つても極めて少額か或は皆無であるし、且つ既に高齢でもあるから、生保會社から年金を購入することは出來ない、從つて、先づ第一に、會社の顧客にはなれない。

團體年金關係にあつては、保護を受ける勞働者群は大部分、無償恩給の場合の樣に、既に生保會社の分野以外に立つてゐる、とウォッテ氏は考へるのである。

最後の任意年金の影響に就て、同氏の意見は、それが創設された場合、箇々の生保會社に對して、競爭を

惹起するやうなことは餘りないであらう、と云ふにある。これは、勸誘員を全然使用せぬと云ふ事實を根本理由とする。ウォッテ氏は、一九〇八年以來郵便局を通じて契約を締結することの出來るカナダの政府年金が今迄に僅か一四、〇〇〇口購入されたに過ぎぬ、實例を擧げてゐる。

米國掛金一時拂年金の料率引上

掛金一時拂即時年金に關する變更についてなほ報道したいと思ふのは、後掲の四つの表に示す通り——十二保險會社が年金率の變更を行つたことである。勿論此の變更によつて年金率はいづれも低下してゐるのであるが、これは方今投資界の情勢からして何人にも豫知されるところであつた。なほ、最近の數年間を通じて年金率の變更に注目し來つた者には、これも亦幾分豫想されたことであるが——その十二保險會社中約九社は、エトナ生保社で採用のものと略々同樣の年金率を採用するに至つたのである。

しかし甚だ遺憾ながら、今回各社で共通的に採用されるに至つた新年金率と謂つてもが、必ずしも一樣の「標準」を忠實に墨守するものではない。即ち年金率を最も嚴密に協定してゐる筈の各社でありながら、例外なしと云へるほどにいづれもそれ〴〵、或る年齢に於ける年金支拂額が一、二仙づつ相違してゐるのである。

米國掛金一時拂年金の料率引上

それで後掲の表には、――多分に重複の點も在るが、各社別に、年金率を列記した次第である。

ところでバークシャー・ライフ社の數字は、やはり後掲の表に示されてゐる他の保險會社とは異なり、幾らか舊式の觀があるやうだ。同社は一九三四年六月に年金掛金率を變更したのであるが、その發表は今年（一九三五年）まで保留されてゐたのであつた。勿論、同社の數字は、他社のいづれとも全く違つてをる。さうして、その掛金一、〇〇〇弗に對する年金率は、昨年十五社が採用した所謂「標準」のものよりも少しばかり高くなつてゐる。

諸社に於ける年金率の改訂、其他

コネクチカット・ゼネラル社の新年金契約では同社が採り來つた今までの「標準」率より少額の年金が支拂はれるわけである。この新年金率は、一九三五年度年金率表記載の他の諸變更と共に、一月一日から實施されるに至つたのである。

パンアメリカン・ライフ社の新數字は、昨年の七月に採用されたものであるが、同社年金率表の實施はずつと後まで實現されなかつたのであつた。さうして同社の年金率は、以前よりも低下してをるのであるけれども、しかもなほ、昨年あたり多くの社で用ひられてゐた（なほ現在も數社で續けてゐる）ところの「標準」率よりも、ずつと評判がよろしい。これはどういふ譯かといふと、後掲の表に示す多くの保險會社が採用してゐるところの年金率よりも、同社の年金率の方が高くなつてをるからである。

マサチュセッツ・ミューチュアル社、メトロポリタン社及び紐育ミューチュアル・ライフ社は、エトナ・ライフ社及びコネクチカット・ゼネラル社と全然同じ年金率を採用してをる。前三社はいづれも新年金率の實施期日を一九三五年一月一日としたのであつた。さうして實際、メトロポリタン社及び紐育ミューチュアル・ライフ社は、同じく一月一日附で、完備した新料率表を發行してをる。但し、マサチュセッツ・ミューチュアル社では、單に從來の料率表の附錄として「年金の部」を發行したに過ぎない。メトロポリタン社は以前の賦拂償却年金の代りに、いまは現金償却年金契約を行つてをる。しかし他の二社では、從來と同じ形式の即時年金契約をやつてゐる。

パシフィック・ミューチュアル社の新年金率はエトナ社のそれと殆んど同じであるが、ハートフォード社のものに比べてみると大部分に亘つて相違があり、數仙高くなつたり低くなつたりしてゐる。これも一月一日（一九三五年）から實施されたのである。退職年金率の方には、何ら變更が加へられなかつた。

フィーニックス・ミューチュアル社も亦一月一日を以て年金率の變更を行つたが、この新年金率によれば、多くの保險會社が一般に採用率によつて支拂はれるところのものよりも、往々高額の年金を支拂ふわけである。生命年金及び現金償却年金のほかになほ、後掲の表には同社の十年間支拂定期年金が示されてゐる。

ブルーデンシャル社もこの一月一日を以て、同社の新年金率、並びに新規の生命保險料率及び現金價格に對する實施期日としたのであつた。同社の生命年金率及び賦拂償却年金率は、エトナ社其他の保險會社の年金率にかなり近似するものといふべきであらう。

プロビデント・ミューチュアル社の新年金率は、エトナほか數社のものと似かよつてゐるが、たゞ「仙」以下が切上げになつてゐる場合が多い。右は一九三四年

十二月十五日に實施されたのである。

新たに年金規約の改正を發表せるもの

ステート・ミューチュアル社について云へば、同社の新年金率はエトナ其の他の保險會社と同じになつてゐる。

トラベラーズ社の生命年金についても亦同樣のことが云へるけれども、同社の現金償却年金の方は然らず、これは他社よりも低い年金率になつてをる。ステート・ミューチュアル社もトラベラーズ社も共に本年一月一日から新年金率を實施し、且つ又、兩社とも新規の退職年金率を採用することゝなつたのである。

なほ若干の保險會社間で、このたび掛金一時拂年金契約に關する新しい規約をつくつた。カリフォルニアウエスタン・ステーツ・ライフ社では、同一人に對して十二ケ月間以内に、一時拂掛金額一〇、〇〇〇弗以上の年金契約を行はない。オハイオ・ナショナル社では、同一人に對して、一時拂掛金額二五、〇〇〇弗以上、年拂掛金額一、〇〇〇弗以上は、年金契約を行はないのである。

今回實施されたオハイオ・ナショナル社の年金契約によると今までの契約最高額が引下げられるわけである。而して二、三の年金形式を包括する契約の場合も、それ〴〵に對する最高額がやはり引下げられるのである。さうして一、〇〇〇〇弗を單位とする掛金一時拂契約では從來の最高額の四〇％にまで引下げられる。而してまた、掛金年拂年金契約の方は從來の最高額の六〇％以下若くは年掛掛金額六〇〇弗以下）でなければ契約出來ないのである。

プロビデント・ミューチュアル社では、既に實施中の契約最高額以下ならば、何人に對しても掛金一時拂年金契約を行ふわけである。即ち生命年金契約の方は毎月

年金支拂額五〇〇弗まで、また賦拂償却或ひは現金償却年金契約の方は同じく二五〇弗までとなつてゐる。

ノースウエスタン・ミューチュアル社では目下のところ年金料率を直ちに引上げるやうな計畫はない。最近、同社の機關誌によると、同社では目下年金料率には何らの改訂をも加へぬ意向であるが、萬一何らかの改訂を餘儀なくされるやうな場合には二週間前に豫告をなす旨を述べてゐる。

掛金一時拂即時年金（無配當）

一時拂掛金一、〇〇〇弗に對する年金額

最近經過した誕生日までの年齢 男子	女子	パークシャー・ライフ 終身年金 年拂	月拂	賦拂償却年金 年拂	月拂	元金留保年金 年拂	月拂	コネクチカット・ゼネラル 終身年金 年拂	月拂	賦拂償却年金 年拂	月拂	元金保留年金 年拂	月拂	パンアメリカン 終身年金 月拂	元金留保年金 月拂
二〇	二四	四六・三三弗	三・七八弗	四四・九六弗	三・六七弗	四四・五八弗	三・六四弗	四三・四三弗	三・五四弗	四二・〇二弗	三・四三弗	四一・六二弗	三・四〇弗	三・八六弗	三・七二弗
三〇	三四	五〇・四五	四・一〇	四八・五〇	三・九五	四七・九八	三・九一	四七・五一	三・八七	四五・六六	三・七一	四四・九四	三・六六	四・一九	三・九九
四〇	四四	五七・〇五	四・六三	五五・八二	四・三七	五三・〇八	四・三一	五四・〇二	四・三九	五〇・六〇	四・一二	四九・八一	四・〇五	四・七一	四・三九
五〇	五四	六七・九八	五・四九	六一・九六	五・〇二	六〇・七二	四・九二	六四・七五	五・二三	五八・三七	四・七三	五七・〇四	四・六二	五・五七	五・〇〇
六〇	六四	八六・七三	六・九四	七四・六七	六・〇〇	七二・四一	五・八三	八三・〇七	六・六五	七〇・三〇	五・六六	六七・八八	五・四七	七・〇二	五・九二

米國掛金一時拂年金の料率引上

最近經了した誕生日までの年齢	男子	女子	修身年金 年拂	修身年金 月拂	償却年金 年拂	償却年金 月拂	元金留保年金 年拂	元金留保年金 月拂
	マサチュセッツ・ミューチュアル							
三〇	三四	三四	弗 —	弗 —	弗 —	弗 —	弗 —	弗 —
四〇	四四	四四	五四・〇三	四・三九	五〇・六〇	四・一二	四九・八一	四・〇五
五〇	五四	五四	六四・七二	五・二三	五八・三七	四・七三	五七・〇四	四・六二
六〇	六四	六四	八三・〇七	六・六五	七〇・三〇	五・六八	六七・八八	五・四七
七〇	七四	七四	一一五・九六	九・一四	八九・〇一	七・一一	八四・三八	六・七五
八〇	八四	八四	一七八・〇六	一三・六五	一一八・八一	九・三六	一〇九・五三	八・六六
	メトロポリタン							
三〇	三四	三四	弗 四七・五一	弗 三・八七	弗 四四・九四	弗 三・六六	弗 四七・五一	弗 三・八七
四〇	四四	四四	五四・〇三	四・三九	四九・八一	四・〇五	五四・〇三	四・三九
五〇	五四	五四	六四・七三	五・二三	五七・〇四	四・六二	六四・七三	五・二三
六〇	六四	六四	八三・〇七	六・六五	六七・八八	五・四七	八三・〇七	六・六五
七〇	七四	七四	一一五・九六	九・一四	八四・三八	六・七五	一一五・九六	九・一四
八〇	八四	八四	一七八・〇六	一三・六五	一〇九・五三	八・六六	一七八・〇六	一三・六五
	紐育ミューチュアル・ライフ							
三〇	三四	三四	弗 四七・五一	弗 三・八七	弗 四五・四六	弗 三・七一	弗 四七・五一	弗 三・八七
四〇	四四	四四	五四・〇三	四・三九	五〇・六〇	四・一二	五四・〇三	四・三九
五〇	五四	五四	六四・七三	五・二三	五八・三七	四・七三	六四・七三	五・二三
六〇	六四	六四	八三・〇七	六・六五	七〇・三〇	五・六八	八三・〇七	六・六五
七〇	七四	七四	一一五・九六	九・一四	八九・〇一	七・一一	一一五・九六	九・一四
八〇	八四	八四	一七八・〇六	一三・六五	一一八・八一	九・三六	一七八・〇六	一三・六五

掛金一時拂即時年金（無配當）

一時拂掛金一、〇〇〇弗に對する年金額

米國掛金一時拂年金の料率引上

最近經了した誕生日までの年齢	男子	女子	パシフィック・ミューチュアル 終身年金 年拂	終身年金 月拂	元金留保年金 年拂	元金留保年金 月拂	フィーニックス・ミュチュアル・ライフ 終身年金 年拂	終身年金 月拂	元金留保年金 年拂	元金留保年金 月拂	十年定期年金 年拂	十年定期年金 月拂	ブルーデーンシアル 終身年金 年拂	終身年金 月拂	償却年金 年拂	償却年金 月拂
三〇	三四	三四	弗 —	弗 —	弗 —	弗 —	弗 四八・〇一	弗 三・九一	弗 四五・四八	弗 三・七〇	弗 四七・五三	弗 三・八八	弗 四七・五一	弗 三・八七	弗 四五・四六	弗 三・七一
四〇	四四	四四	五四・〇三	四・三九	四九・八〇	四・〇五	五四・六一	四・四四	五〇・四五	四・一〇	五三・六五	四・三六	五四・〇三	四・三九	五〇・六一	四・一二
五〇	五四	五四	六四・七三	五・二三	五七・〇五	四・六三	六五・四五	五・二九	五七・八四	四・六八	六三・〇五	五・一一	六四・七三	五・二三	五八・三八	四・七三
六〇	六四	六四	八三・〇六	六・六五	六七・八九	五・四八	八三・九六	六・七四	六九・〇一	五・五六	七六・八六	六・一九	八三・〇六	六・六五	七〇・二七	五・六六
七〇	七四	七四	一一五・八七	九・一四	八四・三九	六・七五	一一七・二三	九・二七	八六・二一	六・八九	九四・一六	七・五三	一一五・八七	九・一四	八八・九七	七・一〇
八〇	八四	八四	一七七・九四	一三・六四	一〇九・五三	八・六七	一七九・八六	一三・八四	一一三・一二	八・九二	一〇八・二三	八・五九	一七七・九四	一三・六四	一一八・七六	九・三五

掛金一時拂即時年金（無配當）

一時拂掛金一、〇〇〇弗に對する年金額

掛金一時拂即時年金（無配當）

一時拂掛金一、〇〇〇弗に對する年金額

最近終了した誕生日までの年齢	プロビデント・ミューチュアル・ライフ						ステート・ミューチュアル						トラベラーズ			
男子	終身年金		償却年金		元金留保年金		終身年金		元金留保年金		終身年金		元金留保年金	
女子	年拂	月拂	年拂	月拂	年拂	月拂	年拂	月拂	年拂	月拂	年拂	月拂	年拂	月拂
三〇　三四	四七・三二弗	三・八七弗	四三・四七弗	三・七二弗	四四・九四弗	三・六九弗	四七・五一弗	三・八七弗	四四・九四弗	三・六六弗	四七・五一弗	三・八七弗	四一・一〇弗	三・三六弗
四〇　四四	五四・〇三	四・三九	三〇・六一	四・一二	四九・八二	四・〇六	五四・〇二	四・三九	四九・八一	四・〇五	五四・〇二	四・三九	四五・九三	三・七四
五〇　五四	六四・六四	五・二三	五八・三八	四・七四	五七・〇四	四・六三	六四・七四	五・二三	五七・〇四	四・六二	六四・七四	五・二三	五二・九六	四・三〇
六〇　六四	八三・〇八	六・六六	七〇・三〇	五・六七	六七・八八	五・四八	八三・〇七	六・六五	六七・八八	五・四七	八三・〇七	六・六五	六三・三六	五・一二
七〇　七四	一一五・九六	九・一五	八九・〇一	七・一一	八四・三九	六・七六	一一五・九六	九・一四	八四・三八	六・七五	一一五・九六	九・一四	七八・九〇	六・三三
八〇　八四	一七八・〇七	一三・六五	一一八・八一	九・三六	一〇九・五三	八・六七	一七八・〇六	一三・六五	一〇九・五三	八・六六	一七八・〇六	一三・六五	一〇一・九八	八・〇九

米國年金業績の躍進

二〇社の現在契約高三三九、三三〇、七九九弗增率四〇％

生命保險業が時代の逆風に抗して從來通りの地歩を維持するには大に馬力をかけて疾走する必要がある折柄、年金業の方では風に乘つて躍進を續けてゐる。箇々の生保會社は年金募集の驚くべき增加を報告してゐるが、更らに立つのは、年金現在契約高の總計である。

表（甲）には一九三三及三四年各十二月三十一日締切りの年金業績に關する數字が示されてある。

本表は年金契約に基き、年毎に規定せらるべき、年拂インカム各項目に就て、年金業績―新契約、現在契約又は純增加―の金高の比較を示す。乃ち、六五歳支拂開始の月賦インカム一〇弗を規定する退職年金はそのインカムが未だ支拂開始期に到達してゐなくとも、年拂インカム一二〇弗と計上する。

但し一部の生保會社では、各契約中でその年度末に實際支拂開始となる給付額のみを計上してゐる。又少數の生保會社では一定期間中は計算方法を變へて据置年金及び退職年金を含ますことにしてゐる。表中の數字は各生保會社よりの通告に據るもので、全般に亘つて比較が出來ることになつてゐる。

表（乙）は、本年度の年金現在契約高及び一九三三年度の現在契約高に對する純增加率を示すに過ぎないが、而かも、年金業績の傾向は、是により最も良く看

取ることが出來る。例に依つて、エキタブル社は現在契約高で斷然他を壓し、年金業に就て、次位の競爭會社の二倍半以上を示し、恐らく、米國內に於て年金を取扱つてゐる會社全部の總計の約三〇%を占むることになるであらう。

九大會社の順位は前年度と同様であるが、年金現在契約高が三倍に激增したユニオン・セントラル社は第一〇位に進んだ。ニューイングランド・ミューチュアル社は現在契約高が倍加した、其他の會社も同年度中に五〇%又はそれ以上の純增加を示してゐる。二〇社に對する純增加の總計は前年度に於ける現在契約の合計より四〇%以上增加した。純增加の平均率は五五・四%である。

(甲) 表 米國一流生保會社の年金業績 十二月三十一日(一九三四年及一九三三年)現在

會社名	年度(十二月三十一日末)	新年購入インカム拂	年インカム拂現在總高	年インカム拂純增加	年金掛金收入	年金收入總高	年金證書所有者への支拂金	年金證書所有者への配當金支拂高
イートナ・ライフ	一九三四	三、一八六、八七二	七、〇二九、八八八	三、〇〇四、六四八	八、三三二、二三五	一〇、〇三五、三七四	一、九八三、七三七	ナシ
	一九三三	一、三三四、五六七	四、〇二五、二四〇	一、二三九、七一〇	三、四五八、六四六	五、七七二、〇九一	一、七二六、四五〇	ナシ
アメリカン・セントラル	一九三四	一四、二三四	六〇、二〇六	一三、七六五	一九八、〇九一	—	三八、二七七	ナシ
	一九三三	一〇、〇二六	四七、四四一	—	一二九、五六〇	—	二八、六九三	ナシ
アメリカン・ナショナル	一九三四	三五、九三〇	四四、七七七	三三、〇六三	一三八、七五七	一三八、七五七	二〇、八七三	ナシ
	一九三三	—	一三、七二四	—	八、四四七	八、四四七	一〇、四〇七	ナシ
バンカース・ライフ・アイオワ	一九三四	二六、一四三	五九、四三四	二五、二八七	一、三四九、七三七	—	八二、四四三	一〇、〇〇〇
	一九三三	一三、四二八	三四、一四七	一三、七〇八	六二六、二八六	—	五三、六九〇	ナシ
バンカース・ライフ・ネブラスカ	一九三四	—	二〇三、四七八	二三、四一五	六八、八八九	六八、八八九	一三、一三一	ナシ
	一九三三	—	一七九、〇六三	四五、五七三	五五、二三三	五五、二三三	一〇、八六二	ナシ
バークシヤ・ライフ	一九三四	五三二、七四六	一、〇二七、九五一	四九六、九四二	一、六九九、八七五	—	七一、四一六	ナシ
	一九三三	三三四、六八六	五三一、〇〇九	三二四、四七一	六二九、三八四	—	一〇、二〇三	ナシ
ビズネス・メンス・アツシユランス	一九三四	六六、九七〇	一五三、二一九	三一、八〇五	六五、九三〇	—	五、七〇三	ナシ
	一九三三	四五、七八七	一二一、四一四	三一、九一二	六二、五二九	—	一、二七七	ナシ
カルフオルニア・ウエスターン・ステーツ	一九三四	一一、二六六	三三、五三〇	七、六四六	二五五、三三〇	二五五、三三〇	四〇、八〇六	ナシ
	一九三三	—	二五、八八四	—	一八六、八〇〇	一八六、八〇〇	二〇、九四九	ナシ
カナダ・ライフ	一九三四	一、九二四、四二四	七、六〇六、一七六	一、五七〇、四二六	一三、二三八、九四三	—	三、八〇三、六五四	ナシ
	一九三三	一、六六三、四八六	六、〇三五、七五〇	一、四二〇、八五八	一〇、一六三、七一四	—	三、〇一〇、二九〇	ナシ
セントラル・ライフ・アイオワ	一九三四	八、一八九	一五、七二四	八、一八九	一三一、一三一	一五三、四三〇	一〇、〇三〇	ナシ
	一九三三	三、五七五	七、五二五	三、五七五	五〇、七七七	六五、五六七	五、〇五八	ナシ
コロンビアン・ナショナル	一九三四	七三、九〇一	一六六、二五八	八四、七一七	一七六、四八八	—	二〇、四五五	ナシ
	一九三三	—	八一、五四一	二六、〇七一	七〇、五三一	—	一五、一五三	ナシ
コロンバス・ミユーチユアル	一九三四	四七、九八五	一三九、七二四	三七、一一五	一〇四、三三一	—	一五、四四一	ナシ
	一九三三	三一、〇四三	一〇二、六〇九	二、五六九	六〇、七一七	—	一九、八四八	ナシ
コネクチカット・ゼネラル	一九三四	一、五五七、八四四	三、四二三、四二三	一、三〇九、一五五	三、七七五、九七七	四、一三三、〇六七	八一〇、二四二	四、七四九
	一九三三	八〇六、六三〇	二、一一三、二六八	六三四、〇八九	二、一七七、九二三	二、四五八、四五一	六七二、四〇三	四、八五一
コネクチカット・ミユーチユアル	一九三四	七〇一、八三八	一、九四九、八一四	五五八、四五四	一〇、一七二、八九九	—	一、五四六、六八二	ナシ
	一九三三	五四六、四六六	一、二九一、三六〇	五一三、四一三	七、三〇六、三一二	—	九七五、〇九七	ナシ
コンネンタル・アメリカン	一九三四	三六七	九、三三八	三、六九一	四、五二〇	二七、二六四	六、一五七	ナシ
	一九三三	二、一八五	五、六四七	一、六五七	三二、二四一	三九、二三四	四、一五三	ナシ
コンチネンタル・アツシユランス	一九三四	二九三、六六八	五〇五、一三〇	二二六、四〇五	二〇九、三一〇	二二七、四三七	一五、四二九	ナシ
	一九三三	一五五、七六一	二六八、七二五	一一七、一三一	一〇七、三八三	—	七、〇五四	ナシ

エクタブル・ライフ・ニューヨーク	一九三四	三六、四八八、五三六	一二八、五四九、一三三	三〇、三三六、七七八	二一六、九六〇、二七七	一三一、二二五、〇四一	一三、一五六、五六二	一、五〇七、七五七
	一九三三	二二、六〇〇、〇五〇	八八、二二二、三七四	一五、六三九、四七四	七〇、四四五、九六八	八一、八二一、八七二	八、八五八、九七三	一、五八六、八四九
エクタブル・ライフ・オブ・アイオワ	一九三四	一、六八四、二三五	三、五六七、八四一	一、〇五九、八七〇	三、二四八、五五八	—	五四七、六一三	ナシ
	一九三三	八九八、三六八	二、五〇七、九七一	—	一、六三三、八八四	—	二〇九、二七四	ナシ
フアイデリチイ・ミューチュアル	一九三四	五三六、〇一三	一、〇九七、九一三	二五七、一二一	一、一〇五、〇二九	—	二五三、八〇五	ナシ
	一九三三	二四四、八四六	八四〇、七九一	一八五、四七八	一、〇四〇、七七九	—	二七〇、七九〇	ナシ
フランクリン・ライフ	一九三四	三五、五一二	九二、三九二	二六、九九一	一〇七、四八八	一二八、三六八	二〇、六九四	ナシ
	一九三三	二〇、一四五	六五、四〇一	一四、九一三	七七、九三〇	八三、〇五四	一一、六〇五	ナシ
グレート・サウサーン	一九三四	二、三四七	五、八二七	—	五九、一八二	一、六七四	五、九九〇	ナシ
	一九三三	—	—	—	一、六七四	—	二、〇六五	ナシ
グレート・ウエスト・ライフ	一九三四	八九七、三一六	一、二三七、五三九	五八七、四〇三	一、二八〇、五九〇	一、四六九、二四一	九二、五三三	ナシ
	一九三三	六一四、九六五	六五〇、一五六	二七七、九八七	四〇五、九六九	五九九、二二九	六二、五五一	ナシ
ギャランテイー・ミューチュアール	一九三四	一四、七九九	二〇、七八四	一四、七九九	二七、三四八	二七、三四八	一、四四一	ナシ
	一九三三	二、四四五	五、九八五	二、四四五	五、八六二	七、一九七	三二二	ナシ
ガーデアン・ライフ	一九三四	八九一、五七三	一、六二九、五三〇	七五三、六三三	一、七二一、九九五	—	一六八、二九六	ナシ
	一九三三	四四五、二〇五	八六五、八九八	五六七、九五四	九六九、〇七〇	—	一三一、七二三	ナシ
ホーム・ライフ・ニューヨーク	一九三四	六〇、九一五	四〇八、七二五	二二四、一八二	一、六九六、七三三	—	一一一、九四八	ナシ
	一九三三	—	一八四、五四三	五三、四五五	二七九、一五六	—	九五、四四六	ナシ
ゼファーソン・スタンダード	一九三四	八三、六五八	一一三、〇九〇	三六、五七七	五三、八七七	—	三三、四七二	ナシ
	一九三三	二、五八八	七六、七二三	二、五八八	一三、七六一	—	四九、〇三一	ナシ
ジョン・ハンコック・ミューチュアル	一九三四	五、〇二〇、九〇六	五、七八八、八四七	二、一二三、五五六	八、一四一、三三〇	八、四八九、二三〇	八〇二、三六五	二〇、五三一
	一九三三	二、一二三、九五七	五、六六五、五一一	一、五七〇、七五六	六、〇八五、五三七	六、二五〇、七四四	四〇〇、九一五	一四、九〇五
カンサス・シチー・ライフ	一九三四	—	三五一、二六四	二一、二四一	一、六一七、九三三	一、八八九、七七七	九〇六、九七五	ナシ
	一九三三	—	三一〇、〇三五	一三五、四三六	七九九、四七五	—	二九六、七一〇	ナシ

ライフ・オブ・バージニア	一九三四	四八〇、六三五	六一四、三七九	四六一、四二八	四九八、六七一	—	—	ナシ
	一九三三	四七、七九二	一五二、九五一	四五、五五四	一五三、七二三	—	—	ナシ
リンコルン・ナショナル	一九三四	—	一、四三二、四六六	四七五、四六六	一、五八六、三一四	一、九二七、三五一	五三三、六二四	ナシ
	一九三三	—	‡九五七、〇〇〇	†一八二、〇〇〇	九九〇、二七九	—	四七四、六〇〇	ナシ
マンハッタン・ライフ	一九三四	三、三七七	二六、五〇六	三九〇	八、四五九	一一、八三六	二一、二九七	ナシ
	一九三三	—	二六、八九六	—	一四、四〇三	—	一五、五四三	ナシ
マニファクチュラース・ライフ	一九三四	九四、四二四	二七六、六九六	七九、五四〇	一、一三八、六三八	—	二七四、七三一	ナシ
	一九三三	七二、八二七	一九七、一五九	七一、五三四	九四五、六四四	—	一三四、三六四	ナシ
マサチューセッツ・ミューチュアル	一九三四	四、〇九六、三五〇	一二、二四六、五六八	三、八九四、八九五	一三、二六五、八三五	一四、五九五、六六一	一、七九二、七八二	五三、九〇〇
	一九三三	四、二四四、一七〇	八、五五一、四七三	三、四〇三、五七二	八、四八七、五九八	九、四〇五、八二六	一、一八六、六二三	二八、九九九
メトロポリタン	一九三四	一四、〇八五、六六三	四四、五三五、八四三	一〇、五八五、〇五三	三五、〇二五、二二七	—	九、〇二六、五六〇	ナシ
	一九三三	六、八六五、〇〇〇	三三、九五〇、七九一	三、九八七、一三三	二七、五五一、四〇一	三二 四三一、五九七	八、三三三、七三三	ナシ
ミッドランド・ミューチュアル	一九三四	—	—	—	二二二、七六八	二五三、〇九三	三五、三四七	三、五九一
	一九三三	—	—	—	一四〇、一一八	一七〇、九九一	三九、六四〇	三、三七三
ミネソタ・ミューチュアル	一九三四	一七五、五九八	五五八、九五六	七六、四七七	三九三、六三六	四八六、三一九	一三四、四九六	五、三五九
	一九三三	一六八、五七九	四六〇、四七九	三八、一一一	四一九、七〇一	—	一〇一、七二一	五、一一三
ミューチュアル・ベネフイット	一九三四	二〇八、四四六	一、五三四、九〇七	一二二、八二九	七九五、七五六	—	一三七、五七四	ナシ
	一九三三	一三一、九九三	一、四三一、〇七八	三、九五一	三三四、四三〇	—	一三四、二一七	ナシ
ミューチュアル・ライフ・ニューヨーク	一九三四	四、九九八、六六九	二一、九三七、九九五	四、四〇九、七一二	二三、三四三、六三七	—	†三、九三八、四七九	†ナシ
	一九三三	二、五三九、四九九	七、五四八、二八三	二、〇九三、六四六	一三、六〇三、〇二六	—	二、六三四、三一一	ナシ
ミューチュアル・トラスト	一九三四	五、三九八	九、九三八	五、三九八	二五一、七四七	二八五、七三六	三五、七七四	ナシ
	一九三三	二、四八三	四、五四〇	二、四三〇	一四四、四〇〇	一六二、五六三	二三、八五三	ナシ
ナショナル・ライフ・エンド・アクシデント	一九三四	一五、四〇四	一五、四〇四	一五、四〇四	四、五五三	四、五五三	ナシ	ナシ
	一九三三		ナ		シ			

ナショナル・ライフ・バーモント	一九三四	八九五、三三三	二、九三〇、八九八	七一六、六四七	五、三三六、六一七	—	一、五八二、三三六	ナシ
	一九三三	六七〇、四四〇	二、二二四、二五一	五三一、二〇〇	五、〇〇三、四三一	—	一、一六〇、四九七	ナシ
ニュー・イングランド・ミューチュアル	一九三四	二、二七九、三六六	三、八七三、五三一	二、〇九一、一五〇	八、三八一、二三七	八、八五九、三七一	七四七、四一八	ナシ
	一九三三	一、四九三、七三五	一、七八二、三七一	一、四九三、七三五	六、三四〇、五三五	六、八二八、二三七	二四四、九五一	ナシ
ニューヨーク・ライフ	一九三四	九、七六五、七七四	二七、七四七、九四三	九、三一六、八二三	五〇、九九九、九二六	—	六、六〇〇、一〇三	一五三、九五七
	一九三三	四、九四八、四三五	一八、四三一、一三一	四、〇〇一、六四四	二六、三〇五、七三四	—	四、八五八、三七七	九三、二九四
ノースウエスタン・ミューチュアル	一九三四	四一〇、五三三	四八三、三三七	四〇八、七八七	五、三九四、三四四	—	二七〇、九二六	ナシ
	一九三三	五四、五七四	七四、四五〇	五一、二四九	七一二、〇六九	—	一三九、六四一	ナシ
ノースウエスタン・ナショナル	一九三四	+ 二八、一九七	七六、〇九三	二五、七七三	三三九、五六〇	—	五五、八五六	ナシ
	一九三三	九、〇四三	五〇、三三一	七、四八四	一一〇、九二八	—	四七、〇八八	ナシ
カリフォルニヤ・オクシデンタル	一九三四	四三、二五〇	一〇六、八七〇	三五、〇七六	一五九、一六一	—	六四、一六三	ナシ
	一九三三	三三、二九四	七一、七九四	— 一一、四七九	一一八、三四四	—	一五、二八〇	ナシ
オハイオ・ナショナル	一九三四	一八、五三七	二七、四五四	一八、五三七	二八七、七〇八	二八七、七〇八	一五、〇〇九	ナシ
	一九三三	—	—	—	一七八、二九七	—	八、九一七	ナシ
パシフィック・ミューチュアル	一九三四	一、一六三、四三四	五、七九〇、七三五	七三三、三三四	四、三五七、二八八	四、三五七、二八八	一、〇三〇、六八四	ナシ
	一九三三	九六五、七五一	五、〇六八、四一一	五三〇、四〇二	三、六五三、四一八	三、六五三、四一八	九四九、〇九六	ナシ
パン・アメリカン	一九三四	九一、一〇四	三三四、二八八	七五、五六一	一〇六、二八九	—	一九、四三五	ナシ
	一九三三	一〇〇、八九六	一五八、七二七	六〇、二五一	九三、三四〇	—	一三、二七七	ナシ
ペン・ミューチュアル	一九三四	三、六七七、〇四九	一三、一八七、八九四	二、三七一、一三四	二三、二二七、九七三	二七、六六〇、四六八	七、四九四、六三五	ナシ
	一九三三	四、一九八、五〇三	一〇、八一六、七六〇	二、九〇四、五〇五	二〇、五六六、三三六	二三、八二一、五四九	五、〇一一、二四三	ナシ
フキーニックス・ミューチュアル	一九三四	一、二六〇、〇八四	五、三二七、九四三	九五七、九〇一	五、〇九五、二二九	—	二、八九〇、六五五	ナシ
	一九三三	七二二、七〇六	四、三六〇、〇四二	五〇五、一三〇	三、四七二、四四八	—	二、六五六、八九三	ナシ
プロビデント・ミューチュアル	一九三四	一、六五九、〇八六	四、四一三、四六〇	一、四四八、六九四	九、五七九、九九六	—	九〇二、二八五	ナシ
	一九三三	一、〇九五、三八七	二、九六四、七六六	八八〇、〇一七	五、六九六、四九七	—	四九〇、〇六八	ナシ

プルーデンシャル	一九三四	七、八四八、六八四	二一、六三八、〇七一	五、三三八、九三〇	一五、九八九、七七九	—	三、二九六、九四〇	四二、七九七
	一九三三	五、五五六、七一九	一六、三〇九、一五一	四、五七九、四五九	一三、九〇四、三三六	—	二、五四八、七九二	一四、四七〇
+レライアンス・ライフ	一九三四	三三、三六六	一〇九、六三三	三〇、八二九	四〇三、〇八五	—	九六、八一三	ナシ
	一九三三	一五、五〇九	七八、八〇五	一四、八一八	一八五、二八五	—	六四、〇一九	ナシ
サウスランド・ライフ	一九三四	八四	一、三六八	— 一、五〇二	四九、八五二	四九、八五二	一、三三七	ナシ
	一九三三	—	二、八七〇	二、五七〇	二六、〇二七	二六、〇二七	一、〇二一	ナシ
サウスウエスターン・ライフ	一九三四	六、九七三	一五、〇八七	六、九七三	九五、九九四	九五、九九四	一五、〇八七	ナシ
	一九三三	—	—	—	五六、〇八〇	五六、〇八〇	八、一一五	ナシ
ステーツ・ライフ・インデアン	一九三四	六七七	一、〇三七	六七七	一、七三四	一、七三四	四〇九	ナシ
	一九三三	—	三六〇	—	—	—	三六〇	ナシ
ステーツ・ミューチュアル・ライフ	一九三四	四八二、九一四	一、〇九五、四三四	三八三、五九六	一、七五〇、三三九	—	三四六、七三六	二、六四四
	一九三三	三三四、二八二	七二一、八三八	三九八、一二七	一、三六一、六五一	—	二三六、一六〇	ナシ
カナダ・サン・ライフ	一九三四	五、二二三、〇〇五	一六、八四三、六二八	三、九九八、〇三三	一七、七六六、四五一	一九、七〇二、三七〇	一三、一一八、八四六	ナシ
	一九三三	二、七四四、三六五	一三、八四四、五九五	一、六五八、五四〇	一三、九三三、五六三	一三、六四〇、四〇五	一三、一四二、四二七	ナシ
トラベラーズ	一九三四	五、二六三、一〇九	一一、七六七、三〇九	四、六四三、三一七	一五、二五三、八二九	一六、八六七、六二八	三、〇三七、八五一	ナシ
	一九三三	二、八三一、七七六	七、一三一、九九二	二、三九四、四一六	六、七八二、〇二六	七、九七九、一一六	二、四二九、九二三	ナシ
ユニオン・セントラル	一九三四	五、六〇二、四四九	一一、一三五、八六四	七、八四一、三九八	八、〇七〇、五七四	八、二二三、〇四四	七五七、九〇九	ナシ
	一九三三	一、四九七、六五〇	三、二八四、四六六	一、〇三八、四八六	二、六五八、〇三三	二、八九七、九五六	六二八、三九七	ナシ
ボランチア・ステート	一九三四	—	二、七〇〇	八四九	四三、五一〇	—	二、八九五	ナシ
	一九三三	—	二、三〇九	一、八五一	二五、三一五	—	一、八〇九	ナシ
ウエスト・コースト・ライフ	一九三四	一、〇六九	一八、二九四	二、三三一	九八、三四二	ナシ	一三、九〇七	ナシ
	一九三三	一、三六二	一六、二七三	四、二八八	一二九、八九〇		一〇、五五七	ナシ

(乙) 表　一流會社の年金現在契約高に依る順位

會社名	一九三四年度末現在契約高	一九三三年度に對する純增加率	一九三三年度末現在契約高
一、エクタブル・ニュー・ヨーク	一二八、五四九、一五二	三四・四	八八、二二二、五四四
二、メトロポリタン	四四、五五五、八四五	三一・二	三三、九五〇、七九一
三、ニュー・ヨーク・ライフ	二七、七四七、九四五	五〇・五	一八、四三一、一二一
四、プルーデンシャル	二一、九五八、〇七一	三二・七	一六、三〇九、一五一
五、カナダ・サン・ライフ	一六、八四二、六二八	三一・一	一三、八四四、五九五
六、ペン・ミューチュアル	一三、一八七、八八四	二一・九	一〇、八一六、七六〇
七、マサチユセツツ・ミューチュアル	一二、二四六、三六八	四六・六	八、三五一、四七三
八、ミューチュアル・ライフ・ニュー・ヨーク	一二、九五七、九九五	五六・四	七、五四八、二八三
九、トラベラーズ	一二、七六七、三〇九	六五・二	七、一二一、九九二
一〇、ユニオン・セントラル	一一、一三五、八六四	二三八・七	三、二八四、四六六
一一、カナダ・ライフ	七、六〇六、一七六	二六・〇	六、〇三五、七五〇
一二、イート・ライフ	七、〇一九、八八八	七四・八	四、〇一五、二四〇
一三、パシフキック・ミューチュアル	五、七六〇、七三五	一四・三	五、〇六八、四一一
一四、ジョン・ハンコック	五、七八八、八四七	五七・九	三、六五五、五二一
一五、フキーニックス・ミューチュアル	五、三一七、九四五	二二・〇	四、三六〇、〇四三
一六、プロビデント・ミューチュアル	四、四三五、四六〇	四八・九	二、九六四、七六六
一七、ニュー・イングランド・ミューチュアル	三、八七三、五二一	一一七・三	一、七六二、三七一
一八、エクタブル・アイオワ	三、五六七、八四一	四二・三	二、五〇七、九七一
一九、コネクチカット・ゼネラル	三、四三二、四二三	六一・九	二、一一三、二六八
二〇、バーモント・ナショナル・ライフ	二、九五〇、八九八	三二・四	二、二四四、二五一
合計（二〇社）	三三九、三三〇、七九九	四〇・五	二四一、五九八、五七一

ウエスト・ヴァーヂニア州養老恩給法

「マンスリ・レーバー・レヴュー」一九三四年八月號には、ウエスト・ヴァーヂニア州養老恩給法實施成績に關する同恩給局の年次調査による實績が掲げられてある。而して右報告中の一節で、米國各州の一般恩給事情の概要が述べられてをる筈である。ところが、ウエスト・ヴァーヂニア州に關する該記事中（同誌一六四頁）に、ウエスト・ヴァーヂニア州養老恩給法が一九三五年からは强制加入に改められたとあるけれども、この記

事は誤りである。一九三四年度の議會では左様な法律は絶體に通過してをらぬ。而して同州恩給法は依然として任意加入を規定するものであり、かつ、法律の改正には、通常投票又は特別投票によつて過半數の贊同を得なければならない筈である。

紐育生保社の「年金」配當率

同社の配當附契約の保險料は利率三%の基礎に據つてゐるが、無配當契約の保險料よりも高いのは勿論である。

年拂込退職年金と一時拂込退職年金に對しても生殘年金と据置生殘年金に對しても一九三五年一月一日から新配當率を適用してゐる。

單生終身年金の配當率は左表に示す通りである。これに關して、同社は次の如く云つてゐる。

『これ等の配當率は五ヶ年間丈けのものであつて、それ以後の將來にわたる配當を示すものではない。又、この配當率は將來の配當を我社が保證するものではない。契約の繼續に伴つて、配當率は減ずるかもわからぬ點を御注意されたい。それは、年金支拂の繼續と共に、その積立金が減少するが爲めである。配當は現金で支拂ふ。この配當金を我社に預入るゝ(利息附で)規定も、又、この配當金で追加年金の購入に充當し得る規定も定めてはない。』

左表の配當率は、一九三四年十二月一日以前に契約せる配當附即時終身年金にして本表所定の年數繼續せる契約に對して、一九三五年一月一日表に基き配當支拂するものである。

掛金一、〇〇〇弗に對するもの

加入年齢	年金年額一〇〇弗で對するもの	年金年額一〇弗に對するもの	年拂	半年拂	三月拂	月拂
元金拋棄終身年金						
(男)二五、(女)二九						
第一年	一四・七七弗	一七・一二弗	六・〇一弗	五・九四弗	五・九一弗	五・八八弗
第五年	一四・二七	一七・一二	五・八一	五・七四	五・七一	五・六九
(男)五五、(女)五九						
第一年	一一・一三	一三・三六	七・四一	七・二八	七・二一	七・一七
第五年	一〇・三三	一二・四〇	六・八八	六・七五	六・六九	六・六六
(男)八一、(女)八五						
第一年	八・九四	一〇・七二	一三・三七	一四・六九	一四・三七	一四・一七
第五年	八・二五	九・九〇	一四・二〇	一三・九七	一三・二八	一三・〇九
償却年金						
(男)二五、(女)二九						
第一年	一五・三一	一八・三七	五・九六	五・九〇	五・八七	五・八四

教育生保社の年金配當率

第五年	一四・七五	一七・六〇	五・七四	五・六八	五・六五	五・六三																	
(男)五五、(女)五九																							
第一年	一二・一七	一四・六〇	七・〇〇	六・八九	六・八四	六・八一																	
第五年	一一・一七	一三・四〇	六・四二	六・三三	六・二八	六・二五																	
(男)八一、(女)八五																							
第一年	九・八八	一一・八六	一〇・七五	一〇・四四	一〇・三〇	一〇・二〇																	
第五年	八・四九	一〇・一九	九・二四	八・九七	八・八五	八・七六																	
(男)二五、(女)二九																							
第一年	一五・四五	一八・五四	一〇・九五	一〇・八八	一〇・八七	一〇・八五																	
第五年	一四・八六	一七・八三	五・七二	五・六六	五・六三	五・六二																	
(男)五五、(女)五九																							
第一年	一二・三五	一四・八二	九・八六	九・六一	九・四九	九・四〇																	
第五年	一一・二九	一三・五五	六・二九	六・二〇	六・一五	六・一二																	
(男)八一、(女)八五																							
第一年	一〇・〇四	一二・〇八	八・二七	八・一六	八・〇五	七・九八																	
第五年	八・五五	一〇・二六																					

保險篇

團體生命保險の起源より日本團體生命保險株式會社の誕生まで（其ノ二、完）

目　次（再掲）

第一　はしがき

第二　本　論

一、團體生命保險の沿革

二、團體生命保險の定義

三、團體生命保險の特徴

四、外國に於ける狀況

（一）　盛況を極むる米國

(1)　發達の經過

(2)　發達の理由

（二）　歐洲諸國の情勢

(1)　英　吉　利

(2)　獨　逸

(3)　佛　蘭　西

(4)　瑞　西（以上前號）

五、日本に於ける狀況

（一）　日本團體生命保險株式會社

(1)　創立の趣旨

(2)　事業計畫の概要

(3)　約　款

(4)　保險料の算出基礎

(5)　收支狀況

（二）　團體生命保險國營の問題

第三　結　論

團體生命保險株式會社　吉利

五、日本に於ける狀況

我國に於ても北米合衆國の團體生命保險事業に就ては一部の人々によつて夙に紹介せられて居たのではあるが未だ實現の機運熟せずして最近に至つたのである。併しながら利に敏き彼等企業家が斯かる好餌を發見した以上何條默すべき、昭和三年の砌り當時日華萬歲生命の重役であつた河合良成氏一派に依つて其の計畫が具體化されたのである。之が我國に於ける團體生命保險事業計畫の公にせられた先鞭である。其の後昭和七年には同氏の許に於て愈〻成案を得て商工省に對し正式に營業の認可申請を爲したのであるが、本申請は資本系統全國的ならざる爲の理由に由り遂に認可せられなかつたのである。然るに一方勞資の協調機關と自稱する全國產業團體聯合會(註)は己を母體として非營利主義を標榜する獨立會社の創立方認可申請を爲した。故に爰に河合氏一派の分と競願のかたちとなつたのである。政府は遂に後者の經營を適當と認め昭和八年十二月十一日、日本團體生命保險株式會社設立認可の指命を發したのである。爰に於て同社に於ては昭和九年五月九日會社事業免許申請書を商工大臣に提出し同年五月十七日た之が免許を得ので愈〻九年六月一日から我邦に於ては劃期的事業である團體生命保險が誕生した次第である。

(註)　全國產業團體聯合會

全國產業團體聯合會は、之を略稱して全產聯と呼ばれて居ることは今更說明の要はあるまい。本會の誕生は昭和五年時の濱口內閣に依り偶々勞働組合法案が帝國議會に提案せられむとするや之が對策を協議するを名として——實は同法案の議會通過を阻止せむが爲に全國の產業家が一致の行動を採るべく約二百の產業團體が東京に聯合協議會を開催したのに胚胎する。そして本事件を機機として其の後恒久的に全國の產業團體の緊密なる聯携を保ちつつ社會の推移に注視し、殊に產業經濟上共通の諸問題に付ては共同の調査研究を行ひ之に關する意見を發表して輿論を喚起し之が對策を計ることを目的として結成せられたものである。聯合會組織以來未だ數年に過ぎないが、主なる全國の產業團體は殆んど網羅せられて居るのであつて、連絡機關としては全國の樞要都市に夫々關東（東京）關西（大阪）中部（名古屋）西部（小倉）北部（札幌）の五支部を有し、事業としては對外的には毎年國際勞働會議に對する國內の意見を取纏めて之を發表し、尙日本商工會議所と聯合して世界勞働會議に使用者代表を送つて居る。又對內的な仕事としては前記の如く本會誕生の趣旨に依り勞働立法、社會立法等に對する研究、監視、援助を爲し、諸官廳其の他の諸問にも應じて居るのである。

（一）　日本團體生命保險株式會社

本社は昨年六月の開業であることは前に述べた。而して全國產業團體聯合會によつて一般勤勞生活者大衆の福利增進並に產業平和促進の爲の公益的事業として計畫せられ東西主要なる產業團體關係の事業家及び代表的事業會社が此の趣旨に贊同して進んで株式を引受くることによつて創立せられたのである。併しながら既に承知せられた通り當時團體生命保險に對する官營と民營との是非に關する囂〻たる世論の中に於て主務省は敢然民營獨占主義をとつて日本團體保會社に事業開始を認可したのである。六月一日に營業を開始したる本社は、七月一日には大阪市大同ビル內に大阪支店を、十一月五日には博多商工會議所內に福岡出張所を、又越えて十年二月十四日に

は札幌出張所札幌商工會議所内に、又三月一日からは名古屋市住友ビル内に名古屋出張所を設置する等着々其の組織網を擴張して來て居る。之で當初同會社の發表した第一期の基礎工作を了へたわけである。次に會社代表役員としては取締役會長に男爵郷誠之助、專務取締役膳桂之助、取締役に藤原銀次郎、井坂孝、宮島清次郎、小畑源之助、吉野孝一、青木鎌太郎、松本健次郎、監査役に橋本圭三郎、阿部房次郎、岡谷惣助の各氏が夫〻選任せられて居る。本社の職制は營業課、契約課、計理課、會計課及庶務係の四課一係制になつて居る。そして本店支配人兼營業課長は花岡俊夫、契約課長兼會計課長坂本仁、計理課長村上鐵石、庶務主任竹内秀雄、醫務顧問高橋孝太郎の諸氏といふ顔振れである。又大阪支店長には前掲取締役吉野孝一氏、福岡、札幌、名古屋、各出張所長には各當該地の商工會議所理事であゐ長田義彦、岩田彦二郎、森尾繁春の各氏が當つてゐる。多少煩はしくはあるが、我等は參考の爲當時全産聯の發表に係る、會社創立の趣旨、事業計畫の概要に對する宣言を披見することゝしやう。

(1) 創立の趣旨

生命保險が勤勞生活者及其の家族の生活の安定を保障する上に於て缺くべからざる社會制度なること贅言を要せず、然るに現在我國に行はる生命保險は料金比較的に高率なるが爲普く其の利便を小額所得者を一團となし公益的主義の下に團體生命保險を施さむか、最も能く社會連帶の理想と相互援助の精神とを實現し、同時に至つて低廉なる料率を以て確實に保險の經營を爲すことを得べし。斯るが故に既に諸外國に於て夙に團體生命保險の發達を見、現に米國に於ては一九一二年創始以來僅に二十箇年に過ぎざる間に契約高實に百億弗を突破せむとする

の盛況を呈する狀況なり。爰に鑑みる所あり、全國産業團體聯合會關係者相謀り、特に團體生命保險事業を創始し、各般事業に從事する職員勞務者の福利幸福を增すと共に事業經營者の利便を圖り、勞資の協調と事業の健實なる經營とに資し、進むでは其の福祉を汎く一般の俸給勞銀生活者に頒たむとす。

昭和九年一月

日本團體生命保險株式會社
創立委員長
男爵　郷　誠之助
外　發起人一同

(2) 事業計畫の概要

會社の組織　本團體生命保險事業は全て公益的特値を有するものにして實値と、保險團體が聯合して共通組合を組織すると同樣と見るべきものなるを以て事業經營の組織は全國産業團體聯合會が直接に或は公益法人を組織して之を經營するを理想とすべきも、現行保險業法の規定は之を許さざるを以つて新に株式會社を組織して其の經營主體たらしめむとす。

一、名稱　日本團體生命保險株式會社

二、目的　帝國領土内滿洲國内及中華民國内に於ける團體生命保險事業經營

三、本店所在地　東京市

四、資本金　金二百萬圓、之を四萬株に分ち一株を金五十圓とし、四分の一金五拾萬圓の拂込を以て創業す

五、發起人　男爵　鄕誠之助氏（全國産業團體聯合會々長）外三十數名

六、株式募集方法　一般公募を爲さず、其の全部を發起人並産業團體聯合會に加入せる團體、其の役員、及聯合會に加盟し又は之を贊助する會社、又は事業主に於て引受く

七、株式の讓渡　會社の承認と商工省の認可を受くることを要す

八、評議員會　取締役及監査役の外に評議員を置き、全國産業團體聯合會の役員中に就き之を囑託し、會社の業務經營に關する重要事項を諮る

九、役員報酬　常務役員を除くの外役員には報酬及賞與を給せず

一〇、株式に對する配當　年七分以内に制限する見込

一一、創立及事業開始　昭和九年三月十一日迄に會社を創立し、同年四月頃より開業の豫定

一二、創立費用　金八千圓以内

會社並會社經營保險の特色

其の一　會社の確實性

A　主務省が他の銓顧ありたるに拘らず、特に當社のみに對し團體生命保險の發起を認可せられたる所以のもの

のは、一は本事業が本邦に於て最初の企業たること、他は當社の組織及經營方針の公益的性質に鑑み、當分の間之を他に許さずして其の發達を助成せむとの趣旨に出でたるものと推知せらる。從つて事實獨占的企業たる結果となること。

B　工場、鑛山、事務所等の從業者に對し、團體的に加入を求め原則として無診査を以て保險契約を爲すを以て勸誘費、診査費を要すること極めて少額たるのみならず、當社の事業は實質上、全國産業團體聯合會の事業として其の援助の下に經營するものなるを以て、人件費を最少限度に節約し得ること。（一般生命保險會社の經費は收入保險料の二割五分乃至三割に上るを常とするも當社の經費は其の一割以内を以て足る）

C　當社の收支豫算は收入に於ては利息の計算を小額に見込み（保險會社の資産の運用利率は通常五分以上なるに拘らず總て四分の金利を見積りたり）且解約又は中途脫退より生ずる利益は之を計算外に置きたる等、總て確實を旨としたること。

D　會社の發起人、並に贊成人に全國産業團體聯合會の役員其の他本邦産業界の巨頭を網羅したるものにして社會より絶大なる信用を博し得べきこと。

其の二　保險契約者並被保險者の享受する利益

A　當社は實質上被保險團體の聯合共濟組合と同樣のものにして、而も經費並資本に對する利潤分配も少額に止るを以て當社の保險を利用することにより事業會社自ら共濟組合等を組織する煩を省き、且自家保險を爲

すよりも安全確實に職員及勞働者の福利增進をなし得ること（會社が單獨に自家保險的に、或は共濟組合を組織して死亡に對する保險を爲す場合に比し、當社の團體定期保險は稍高率なる如き感を懷く場合あるべきも、實際の死亡率が豫定率よりもも低き被保險團體に對しては、其の差額に比例して保險契約者利益配當を爲すものなるを以て被保險團體が自家保險を爲す場合と大差なし）

B　職員、勞務者が低廉なる料金に依り保險の利益を受くること（通常生命保險の半額以下の料金を以て同等以上の保險給付を受け得べし）

C　無診査を以て保險に加入し得るを以て、從來保險に加入し得ざりし弱體者も本保險に依り利益を受けること

D　從業者並其の家族の生活の安定に資すること多大にして從て勞資協調に寄與する效果少かざること

E　事業主は本保險を利用することに依り實質上工場法、鑛業法又は勞働者災害扶助法上の責任の重要なる部分を保險し得ること

F　事業主は本保險の利用に依り退職手當金支給に付確實安全なる途を得ること

G　事業主は本保險の利用に依り稅金の賦課を受くることなくして退職基金を蓄積し得ること

H　事業内に設置せられある共濟組合給付に對する再保險として利用し得ること

I　當社は前述の如く事業費を要すること極めて僅少なるのみならず常務以外の重役に對しては報酬及賞與金の支出を爲さず、且株式に對する配當は之を七分以内に止むるを以て本保險事業より生ずるに巨額の利益は總て保險契約者並被保險者の利益の爲に使用せらるること

J　當社に於ては保險勸誘員は全然之を使用せず、勸誘、契約等一切を擧げて責任ある内勤社員之に當るを以て保險勸誘員に件ふ弊害を避け得ること、其の稱する處は以上の通りであるが、成果果して相異なきやは保障の限りであるまい。そして或點は讀者の明察を要すべく、或部分は將來の成績に俟つのみ。

（以上　原文のまゝ）

(3) 約　款

然らば我等は同社の約款の内容を一覽しやうと思ふ。

日本團體生命保險株式會社約款概要

イ、保險契約者

事業主又は其他の代表者

ロ、被保險者

A　資　格

會社、工場、官公署等の同一團體に二ヶ月以來現實に勤務又は就業中の職員若は勞務者又は之に準する者であつて九年六ヶ月以上六十年六ヶ月未滿（保險契約更新の場合は七十年六ヶ月未滿迄）のものとす但し現に重大なる疾患を有する者又は繼續的に不健康なる者は之を除くことあり

B　員　數

有資格者の十分の八以上（十分の八未滿なるも診査の結果支障なしと認めたときは例外を認める）且五十人以上

C　醫　約　診　査　　無診査　有診査

1. 被保險者が從業員の十分の八以上なるとき
2. 被保險者が從業員の十分の八以下なるとき
3. 診査手數料＝保險契約者から受診査一人に付十錢以上一圓以下を徴收する

D　年　齡　計　算

滿年を以て計算し六ヶ月未滿は切捨て六ヶ月以上は之を一年とす

E　年　齡　更　正

左の區別に依る

1. 實際年齡が契約締結、途中加入又は更新の當時保險料表に掲げた年齡の範圍外なるときは其の者を保險契約から除き既拂保險料を保險契約者に拂戻す
2. 實際年齡が契約締結又は途中加入の當時保險料表に掲げた最低年齡に達しない場合であつても既に該年齡に達して居るときは其の者が該年齡に達した日に保險契約に加入したものと看做し其の日以後の保險料を更正し既往超過額を保險契約者に拂戻す
3. 錯誤年齡の保險料が實際年齡の保險料を超過するときは將來の保險料を更正し既往超過額を保險契約者に拂戻す
4. 錯誤年齡の保險料が實際年齡の保險料に不足するときは將來の保險料を更正し既往の不足額に年百分の六の複利を附加して追徴する但し保險金額支拂事由發生前に此の手續をとらなかつたときは保險料の割合を以て保險金額を減額するのである

F　脫　退

1. 事　由

被保險者たる資格を喪失した者は當該被保險團體から脫退し其の翌日から被保險者たる權利を失ふ但し保險期間中は任意脫退を認めない

2. 通　知　義　務

保險契約者は二週間以内に脫退者の氏名、脫退の日及脫退の事由を通知する義務がある

八、保　險　金

A　保險金額制限

一被保險者に對する保險金額に付左記各號の制限を設く

1. 五百圓以上三千圓以下但し六ヶ月分、九ヶ月分又は十二ヶ月分の報酬額を以て保險金額と爲すことを得る
2. 當該保險契約に屬する總被保險者の平均保險金額の三倍以下
3. 五十圓を單位として定むること

B　保險金額決定方法

甲　種　各被保險者の保險金額を全部同一とする方法

乙　種　勤務若は就業の場所、職制、性、年齢、報酬額、勤續年數又は以上の基準の組合せに依り被保險者を若干の組に分ち組毎に各被保險者の保險金額を同一とする方法

丙　種　各被保險者の報酬額に同一整數を乘じた額を以て各被保險者の保險金額とする方法

C　保險金受取人

保險契約者以外の者

被保險者死亡し被保險者票に保險金受取人の記載がない場合又は保險金受取人死亡した場合に於て保險金を受取るべき者は工場法施行令第十條乃至第十二條の規定に準じ之を定む

D　保險金受取人の指定、變更

保險契約者は被保險者の同意を得て保險金受取人を指定又は變更することが出來る

E　保險金額支拂の手續

1. 保險契約者又は保險金受取人が被保險者死亡したることを知つたときは遲滯なく本店に通知すること
2. 保險金受取人は被保險者の死亡を知つた二ヶ月以內に保險契約者を經由し會社所定の請求書に左の書類を添付して保險金額の支拂を請求すること

一、死亡診斷書又は檢案書

二、被保險者及保險金受取人の戶籍謄本又は抄本

3. 保險金は調査の爲特に時日を要する場合の外前號の書類が本店に到達後二週間以內に被保險者票と引換に本店に於て之を支拂ふ

F　保險金額支拂免責

左の場合は保險金支拂免責とす

1. 被保險者の自殺但し其の者か引續き一ヶ年以上被保險者であつた場合を除く
2. 被保險者が決鬪其他の犯罪又は死刑の執行に因り死亡したとき

3. 保險金受取人が故意に被保險者を死に致したるとき但し其の者か保險金額の一部を受取るべき場合には其の殘額を支拂ふ

4. 保險契約者が故意に被保險者を死に致したるとき

5. 保險契約者が特別保險料の拂込を爲さず又は被保險者が戰爭地又は變亂地に赴かんとするときは保險契約者又は被保險者が遲滯なく其の旨を當會社に通知を怠り被保險者が戰爭其他の變亂に因り又は戰爭地若は變亂地に於て特に流行せる傳染病に罹り死亡したとき

6. 契約の復活請求を爲したる場合に於て延滯保險料及延滯利息の拂込前に被保險者が死亡したるとき

二、保　險　料

A　保險料支拂義務者

保險契約者

B　保險料拂込方法

原則として一ケ年分前拂、但し毎月拂も認む、毎月拂の場合に於ては第二回以後の保險料は保險證券記載の拂込期日までに拂込むこと

C　特別保險料

戰爭其他の變亂發生又は被保險者が戰爭地若は變亂地に赴き必要ありと認めたるとき徵收する

D　割增保險料

被保險者の業務の種類、勤務若は就業の場所、勤務若は就業の方法又は勤務若は就業の場所に於ける設備又は其等の變更により業務上の危險ありと認めた場合に徵收する

ホ、保　險　期　間

一ケ年

ヘ、保險證券及被保險者票

保險契約者に對し保險契約締結又は更新の際保險證書一通を交付、各被保險者に對し保險契約締結又は途中加入の際被保險者票一通を發行する

被保險者票は保險證券の一部を組成するものとす

亡失、毀損による再交付手數料

保險證券　　三十錢

被保險者票　　十　錢

ト、責任開始期

保險料又は當會社の定めた保險料概算額を拂込んだ日の翌日に始まる

チ、途中加入

保險契約者は會社の承諾を得て何時にても被保險有資格者又は新に資格者と爲つた者を保險契約に加入せしむることが出來る但し重大現症者又は繼續的不健康狀態者を除く

醫的診査＝診査又は身體檢査を行つた上加入を承諾す但し之を省略する場合もある

保險料計算＝月割計算、一ヶ月未滿の端數は一ヶ月として計算する

責任開始期＝保險契約者が當會社の通知に依り其の者に對する保險料を拂込んだ日の翌日に始まる

リ、保險期間の更新

保險契約者又は會社が保險期間滿了日の二週間前までに別段の意思を表示しないときは當然更新せらる

契約更新の場合現に重大なる疾患を有する者若は繼續的に不健康なる者又は休職其の他之に準ずる者であつても常時に於ける報酬額の二分の一以上を受けつつ在る者（陸海軍に徵集又は召集中の者を除く）は保險契約から除かれない

保險契約者は契約更新に際し會社の承諾を得て各被保險者の保險金額を變更することが出來る

保險契約者は會社の指定する方法に依り保險期間滿了日の一ヶ月前に當該被保險團體に於て被保險者たる資格を有する者に關し報告を爲す義務がある

ヌ、契約の讓渡

保險契約者は被保險者の同意と會社の承諾を得た場合保險契約に基く一切の權利義務を包括して他人に讓渡することが出來る

ル、契約の失效及復活

A　失　　效

保險料拂込期日までに、保險契約更新の場合又は割增保險料請求の場合に於ては會社の通知した拂込期日までに保險料を拂込まないとき

B　復　　活

保險契約者は契約失效後一ヶ月以內は被保險者の健康及被保險者の健康に影響を及ぼすべき周圍の狀況に著しい變化のない場合其の旨の誓約書を提出し復活を請求することが出來る

此の場合には被保險者の醫的診査を爲すことがある

復活を承認したるときは延滯保險料及日步貳錢の延滯利息を徵收する

ヲ、契約の無效

保險契約者の詐欺に因る保險契約は無效とし既拂保險料は返戻しない

ワ、契約の解除

A　保險契約者は何時にても被保險者の同意を得て將來に向つて保險契約を解除することが出來る

B　保險契約者の告知義務違反

C　會社に於て危險が著しく增加した事實を知つたとき又は保險契約者が二週間以內に業務上の危險增加を會社に通知しないときは會社は危險が著しく增加した時に遡つて保險契約の解除することが出來る

D　保險契約者が正當の事由なくして會社が被保險者たる資格を有する者若は被保險者の異動、勤務狀況及報酬の支拂を記載した帳簿其の他の文書の閱覽又は被保險者たる資格を有する者若は被保險者の勤務若は就業の場所に立入り其の場所に於ける設備の點檢を爲さんことを要求した場合に於て之を拒んだときは當會社は一ケ月以內に保險契約を解除することが出來る

E　保險契約者が會社の指定する方法に依り保險期間滿了日の一ケ月前に當該被保險團體に於て被保險者たる資格を有する者に關する報告を爲す義務に違反し又は保險期間中任意に被保險者を保險契約から脫退せしめたとき

カ、被保險者の除斥

A　保險契約締結に際し被保險者の詐欺行爲があつたときは其の者を保險契約から除斥し既拂保險料は返戻しない

B　被保險者が被保險者氏名票記載事項に付告知義務に違反したときは其の被保險者を保險契約から除斥することが出來る

C　保險契約から除斥せられた被保險者は初から保險契約上の權利を有しない

ヨ、契約の解除及被保險者除斥關係事項

A　被保險者死亡後當會社が告知義務違反に因る保險契約の解約を爲し又は被保險者を除斥した場合に於ても死亡の原因が其の告げ又は告げなかつた事實に基かないことを證明したときは保險金額を支拂ふ

B　告知義務違反に因る保險契約の解除又は被保險者の除斥は會社が保險契約締結又は被保險者途中加入の當時當該事實を知り若は過失に因り之を知らなかつたとき又は解除若は除斥の原因を知つた時から一ケ月又は保險契約締結の時若は當該被保險者の保險契約加入の時から六ケ月を經過したときは解除又は除斥しない

タ、解約還戻金（本項は普通團體保險にはなし）

A　支拂事由

契約の失效、解除又は被保險者の除斥

B　要件

保險契約締結後三ケ年以上有效に繼續せる保險契約又は保險契約加入後引續き三ケ年被保險者であつた者

C　返戻金額

被保險者が契約の失效、解除又は除斥の日に保險契約から脫退し又は脫退したるものと看做された場合に於て支拂を受くべき勤續給付金額から附加給付金の半額を差引いた額

D　被保險者が保險料の全部又は一部を負擔する場合の返戻金

保險契約者は保險料負擔の割合に應じ返戻金を被保險者に配分する義務がある

レ、其他の返戻金

A　事　由

當會社が保險金額を支拂ふ責に任しない場合又は商法第四百三十三條第二項に掲ぐる場合但し保險契約者が故意に被保險者を死に致した場合を除く

B　返戻金額

當該被保險者の爲に積立てた金額

C　被保險者が保險料の全部又は一部を負擔する場合の返戻金

保險契約者は保險料負擔の割合に應じ返戻金を被保險者に配分する義務がある

ソ、繼續保險

脱退事由發生した被保險者と雖も保險契約者の請求あるときは當該保險期間の殘存期間の外仍三ヶ年の範圍にて繼續被保險者となることが出來る但し未拂込保險料を被保險者が負擔するときは被保險者も繼續保險に加入を請求することが出來る

保險料＝繼續期間に對する未拂込保險料は一時拂込である

ツ、利益配當

A、普通團體定期保險

1.　受益者

保險契約者に對して配當する

被保險者が保險料の全部又は一部を負擔するときは保險契約者は保險料負擔の割合に應じ被保險者の負擔額を減額する義務がある

2.　配當方法

左の方法に依る

イ、決算の際普通團體定期保險契約に關する損益を特別計算し其の利益金の百分の五十以上を此種の總保險契約に對する利益配當準備金とす

ロ、利益配當準備金は二分し

其の一は毎年割當を爲すべき普通利益配當金に充當

他の一は五年毎に割當を爲すべき特別配當準備金に繰入る

ハ、普通利益配當金は當該事業年度に於て實際死亡か豫定死亡に達しなかつた保險契約に對し豫定死亡保險金額と實際死亡保險金額との差額に正比例して割當て之を次の事業年度に於ける保險契約更新日に於て引續き有效に存續する保險契約に配當する但し計算の都合に依る其の全部又は一部を次年度に繰越す

ことがある

配當金が拂込保險料（保險料は年拂を基準とし且癈疾特約附の場合は癈疾特約に對する保險料を控除す）の十分の二を超ゆるときは之を十分の二に止め超過剩餘金は特別利益配當準備金に繰入る

ニ、特別利益配當準備金は會社營業開始の第一事業年度から起算した五事業年度毎に其の總金額を當該五事業年度に於て實際死亡が豫定死亡に達しなかつた保險契約（保險契約更新二回以上のものに限る）に對し豫定死亡保險金額と實際死亡保險金額との差額に正比例して割當て其の五分の一づつを次の五事業年度内に於ける特別利益配當金とし之を各契約更新日に於て引續き有效に存續する保險契約に配當す

3. 支　拂　方　法

イ、契約更新の爲の拂込年拂と相殺す（毎月拂なるときは之を十二分し契約更新以後の拂込保險料と相殺）

ロ、會社の承諾の下に保險料相殺以外の支拂方法によることも出來る

4. 配當開始期

普通利益配當金　第二年度から開始

特別利益配當金　第六年度から開始

B 勤續給付附團體定期保險

1. 受　益　者

保險契約者に對し配當す

被保險者が保險料の全部又は一部を負擔するときは保險契約者は保險料負擔の割合に應じ被保險者の負擔額を減額する義務がある

2. 配　當　方　法

左の方法に依る

イ、決算の際勤續給付附團體定期保險契約に關する損益を特別計算し其の利益金の百分の七十以上を此の種の總保險契約に配當す

ロ、利益配當は二分し配當す但し計算の都合に依り其の全部又は一部を次年度に繰越すことがある

其の一は當該事業年度の拂込保險料（毎月拂の場合は之を年拂保險料に換算す一ヶ月未滿の端數は切捨て且癈疾特約附の場合は癈疾特約に對する保險料は之を控除す）に正比例し割當つ

他の一は當該事業年度に於ける損益を各保險契約毎に計算し利益金を生じた保險契約に對し其の利益金額に正比例し各保險契約に割當つ

ハ、利益配當金は次の事業年度に於ける保險契約更新日に於て引續き有效に存續する保險契約に配當す

3. 支　拂　方　法

イ、契約更新の爲の拂込年拂保險料と相殺す（毎月拂なるときは之を十二分し契約更新以後の拂込保險料

と相殺）但し契約締結後第一回及第二回の契約更新日に於て相殺せらるべき利益配當金は第三回の契約更新日又は正味拂込まるべき保險料の均衡を得る爲夫れ以後の契約更新日まで据置く

ロ、會社の承諾の下に保險料相殺以外の支拂方法に依ることを得

4. 配當開始期

更新により滿三ケ年以上引續き有效に繼續せられた契約に對し第四年度から開始

ネ、滿期給付金（普通團體保險にはなし）

A 支拂事由

三年以上引續き被保險者であつた者が保險期間の滿了に際し死亡以外の事由に因り保險契約から脫退したとき

B 給付金

滿期給付金額表

（保險金額千圓に付）

滿期給付金額
円 9.25
19.24
30.00
45.00
65.00
86.00
108.00
131.00
155.00
180.00
206.00
233.00
261.00
290.00
320.00
352.00
386.00
422.00
460.00
500.00
542.00
586.00
632.00
680.00
730.00
782.00
835.00
889.00
944.00
1000.00

保險契約者は滿期給付金額を二倍額又は三倍額に特約することが出來る

C 滿期給付金額の制限

滿期給付金額は其の者に付定めた保險金額と同額以内とし更新に依り之を超過するときは當該被保險者は保險契約から脫退す

保險加入後經過年數
年 1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30

ナ、勤續給付金（普通團體保險にはなし）

A 支拂事由

三ケ年以上引續き被保險者であつた者が死亡以外の事由に因り保險契約から脫退したとき

B 給付金

前保險期間末に於ける滿期給付金に相當する金額及當該保險期間に於ける其の者の脫退までの經過月數に應じ定めた金額（附加給付金と稱す）の合算額左表の如し

勤續給付額表

（保險金額一千圓に付）

保險契約の加入後の經過當年數	勤續給付金額 年末	勤續給付金額 經過月數一月に付
		円
1	滿期給付金と同額	
2		
3		
4		1.250
5		1.667
6		1.750
7		1.833
8		1.917
9		2.000
10		2.083
11		2.167
12		2.250
13		2.333
14		2.417
15		2.500
16		2.667
17		2.833
18		3.000
19		3.167
20		3.333
21		3.500
22		3.667
23		3.833
24		4.000
25		4.167
26		4.333
27		4.417
28		4.500
29		4.583
30		4.667

ラ、廢疾特約

A　廢疾者の意義

廢疾者とは保險契約加入後の負傷又は疾病に因り保險年齢が六十一年に達する日の前日以前に左の各號の一に該當するに至りたる者を謂ふ

一、兩眼失明

二、咀嚼及言語の機能全廢

三、兩上肢を腕關節以上にて切斷

四、兩下肢を足關節以上にて切斷

五、一上肢及一下肢を腕關節及足關節以上にて切斷

六、終身全く報酬又は利益を得る如何なる職務又は勞務にも從事し得ざる狀態に陷り且將來恢復の見込がないもの

B　廢疾特典

1. 廢疾の認定を受けたときは其の後被保險者たる資格を喪失することあるも尙廢疾者となりたる日の翌日から將來の保險料の拂込を免除せらる
2. 廢疾特約に對しては平素から被保險者の年齢如何を問はず一樣に保險金額千圓に付年額金一圓十錢（月拂の場合には月額十錢）の割增保險料を徵收するものとす
3. 當該被保險者か廢疾者となりたる日に支拂を受くべき勤續給付金の支拂を受く（普通團體保險に本號ない）
4. 廢疾者となつた日の翌日以後の其の者に對する未經過保險料は月割計算にて返戻す但し一ヶ月未滿の端數は切捨つ
5. 原契約の失效、解除又は不更新の場合と雖も消滅しない

C　保險金額

廢疾者となつた當時の保險金額から勤續給付金額を控除したる殘額（普通團體保險の場合は廢疾者となつた當時の保險金額と同額）

D　癈疾認定の手續

1.　保險契約者は被保險者が癈疾者となつた日から二週間以内に當會社所定の左の書類を提出請求すること

一、當該被保險者の癈疾告知書

二、醫師の診斷書及保險契約者の證明書

2.　終身全く報酬又は利益を得る如何なる職務又は勞務にも從事し得ざる狀態に陷つた爲癈疾者となつた被保險者は癈疾となつた日から六ケ月經過した時は二週間以内に癈疾の狀態に付醫師の診斷を受け當會社所定の左の書類を提出して再認定を受くること

一、癈疾再告知書

二、醫師の診斷書

3.　癈疾認定又は再認定の請求があつたときは書類の當會社本店に到達後二過間以内に其の認否を決定し保險契約者に通知す

4.　癈疾再認定の請求があつた場合、會社が終身全く報酬又は利益を得る如何なる職務又は勞務にも從事し得ない狀態が熄んだと認めたときは其の旨を被保險者に通知し被保險者は其の翌日から本特約に依る被保險者の權利を失ふ

5.　癈疾認定診査料

必要ありと認めたとき會社の指定醫をして診査せしむ。一人につき五十錢以上三圓以下

E　癈疾不認定及脫退

甲　左の各號の一に該當する事由に因る場合

1.　保險契約者が被保險者の業務の種類、勤務の場所、方法、設備の變更に因り業務上の危險著しく增加せるものと認めた場合に於ける割增保險料の拂込を爲さず又は業務上の危險が著しく增加ありたることを二週間以内に通知を怠つた場合に於て增加した危險に因る負傷又は疾病

2.　旅行其の他の行爲に因り著しく增加した危險に因る負傷又は疾病

3.　戰爭其他の變亂に因る負傷又は疾病

4.　故意に自身に加へた負傷但し精神病に因る場合は例外である

5.　保險契約者、被保險者又は保險金受取人の爲し又は誘致した違法行爲に因る負傷又は疾病

乙　終身勞務不能に陷つた爲癈疾の認定を受けた被保險者が癈疾者と爲つた日から六ケ月經過し其の後二週間以内に再認定の請求を爲ないとき又は正當の事由なくして指定醫の診査に應じないときは其の者に對し癈疾狀態の熄んだものと看做し其の者を保險契約から脫退せしむる

F　癈疾認定取消

1.　被保險者が癈疾の告知書記載事項に付告知義務違反を爲し又は癈疾の認定若は再認定の請求に付詐欺の

行爲があつたときは癈疾の認定を取消す

2. 認定を取消したときは當該被保險者は認定の初に遡り保險契約から脱退する

G　主契約との關係

主契約が消滅したときは本特約は其の效力を失ふ

(4) 保險料の算出基礎

保險料の算出根據に付ては會社から發表せられない爲適宜なる基礎は之を掴み難いのであるが大體左の基礎及計算方法に基いて居る樣である。

(一) 普通團體定期保險

死亡率　二十四歳以上は內閣統計局第二表男子死亡率二割減、十九歳以下は日本三會社表截斷表男子死亡率 $(JM^{(5)})$ の約二割減

附加保險料　一圓五十錢（對保險金千圓）

保險料計算公式（對保險金千圓）

$$P_x' = 1000q_x + 1.5$$

(二) 勤續給付附團體定期保險

甲種

死亡率　普通團體定期保險と同じ

利率　年四分

附加保險料　三圓（對保險金千圓）

保險料計算公式

$_tV_x$ を加入後滿 t 年の勤續給付金とすれば保險金千圓に對する營業保險料は次式の如し

$$_tP_x' = \frac{_{t+1}V_x\, D_{x+t+1}}{D_{x+t}} - {_tV_x} + 1000q_{x+t} + 3$$

勤續給付金は左表の如し

t	$_tV_x$
1	一一
2	30
3	45
4	65
5	86
6	108
7	131
8	155
9	180
10	206
11	233
12	261
13	290
14	320
15	352
16	386
17	422
18	460
19	500
20	542
21	586
22	632
23	680
24	730
25	782
26	835
27	889
28	944
29	1000
30	

乙種（勤續給付金甲種の二倍）

死亡率　普通團體定期保險と同じ

利率　年四分

團體生命保險の起源より日本團體生命保險株式會社の誕生まで

附加保險料　四圓五十錢（對保險金千圓）

保險料計算公式

$_tV_x$を加入後滿t年の給付金とすれば保險金千圓に對する營業保險料は次式の如くなる

$$_tP'_x = \frac{_{t+1}V_x\,D_{x+t+1}}{D_{x+t}} - {_tV_x} + 1000q_{x+t} + 4.5$$

$_tIV^3$

勤續給付金は左表の如し

t	$_tV_x$
1	—
2	—
3	60
4	90
5	130
6	172
7	216
3	262
9	310
10	360
11	412
12	466
13	522
14	580
15	640
16	704
17	772
18	844
19	920
20	1000
21	1084
22	1172
23	1264
24	1360
25	1460
26	1564
27	1670
28	1778
29	1888
30	2000

丙種（勤續給付金甲種の三倍）

死亡率　普通團體定期保險と同じ

利率　年四分

附加保險料　六圓（對保險金千圓）

保險料計算公式

$_tV_x$を加入後滿t年の給付金とすれは保險金千圓に對する營業保險料は次式の如し

$$_tP'_x = \frac{_{t+1}V_x\,D_{x+t+1}}{D_{x+t}} - {_tV_x} + 1000q_{x+t} + 6$$

$_tIV^3$

勤續給付金は次表の如し

t	$_tV_x$
1	—
2	—
3	90
4	135
5	195
6	258
7	324
8	393
9	465
10	540
11	618
12	699
13	783
14	870
15	960
16	1056
17	1158
18	1266
19	1380
20	1500
21	1626
22	1758
23	1896
24	2040
25	2190
26	2346
27	2505
28	2667
29	2832
30	3000

（三）割增保險料

職業其他周圍の狀況によつて割增保險料は五圓以內を徵すと定めあるも如何なる職業及周圍の狀況に對し如何なる保險料を徵收するかは不明である。

尙癒疾特約の保險料は最初發表のものに對して其の後訂正せられたのであるが、大體年拂のものは一圓乃至四圓、月拂のものに在りては十錢乃至四十錢と云ふ處である。

(5) 收支狀況

次に同社の收支狀況を監査してみやう、先づ實績と比較する便宜の爲創始當時同社の發表に係る收支豫算を掲ぐることとする。

曰く會社は昭和九年四月（事實は前述の如く六月から開始した爲此の間二ヶ月の差算がある）より業務開始の豫定なるが開業後の事業成績及收支は大體左の如き豫想にして早くも第二年度より相當の利益を擧げ第三年度末に於ては約一億萬圓の保險契約を爲し得る見込なり。

A 事業成績見込

	初年度		二年度		三年度	
	團體數	保險金額	團體數	保險金額	團體數	保險金額
新契約	二三五	二八、一三五千円	三三八	四三、二四〇千円	三三七	四八、三五七千円
解約	—	—	四五	五、六三五	一〇四	一三、〇〇〇
死亡	—	—	二七五	二七五	—	—
補充	一	五六	—	六四、七五〇	四八九	四八九
年末現在	二三五	二八、一三五	五一八		一〇〇、一三五	

備考　一被保險團體に於ける平均被保險者數を二百五十名、被保險者一名に對する平均保險金額は之を五百圓、一被保險團體に於ける保險金額總額を十二萬五千圓として計上せり。

B 收支並利益處分方法豫想

收入の部

	初年度	二年度	三年度
收入ノ部	円	円	円
保險料	五〇六、三〇〇	一、一六五、五〇〇	一、八〇二、三〇〇
諸利息	一八、六〇〇	五〇、二〇〇	八二、八〇〇
前年度繰越責任準備金	—	四〇六、七〇〇	一、一〇二、三〇〇
前年度繰越金	—	—	一〇、三〇〇
合計	五二四、九〇〇	一、六二二、四〇〇	二、九九七、七〇〇
支出ノ部			
保險金	五六、〇〇〇	二七五、〇〇〇	四八九、〇〇〇
事業費	七二、〇〇〇	一二〇、〇〇〇	一五〇、〇〇〇
稅金	三、〇〇〇	六、〇〇〇	九、〇〇〇
責任準備金	四〇六、七〇〇	一、一〇二、三〇〇	二、〇三二、七〇〇
創立費	八、〇〇〇	—	—
合計	五四五、七〇〇	一、五二四、一〇〇	二、六八〇、七〇〇
差引計算			

利益金	—	九八、三〇〇
利益金處分方法		
法定積立金（百分の五以上）	—	五〇、〇〇〇
保險契約者利益配當準備金並特別準備金	—	五〇、〇〇〇
從業員退職基金（百分の五以上）	—	三、〇〇〇
株主配當金	（損失金）二〇、八〇〇	三〇、〇〇〇（年六分）
次年度繰越金	（損失金）二〇、八〇〇	一〇、三〇〇
合計		九八、三〇〇

然らば右豫定計畫に對する實際成績はどんなであつたか。會社は九年末を以て初年度の決算を終了したのであるが今次に之を各計數を擧げて點檢することにする。

C　會社初年度豫想成績及實際成績の比較

（一）契約狀況

項目	(1) 豫想成績	(2) 實際成績	(2)の(1)に對する割合
新契約團體數	一七團體	五八團體	〇・三三
被保險者數	四三、七五〇人	一五、七七四人	〇・三六
保險金額	二一、八七五、〇〇〇円	八、二八九、〇〇〇円	〇・三八
途中加入			
被保險者數	八七人	八六人	〇・九九
保險金額	四三、五五五円	五〇、〇〇〇円	一・一五
死亡			
被保險者數	八七人	四人	〇・〇五
保險金額	四三、五五五円	二、五〇〇円	〇・〇六
失效解約			
團體數	—	—	—
被保險者數	—	五六人	—
保險金額	—	三一、五〇〇円	—
年末現在契約			
團體數	一七團體	五八團體	〇・三三
被保險者數	四三、七五〇人	一五、八〇〇人	〇・三六
保險金額	二一、八七五、〇〇〇円	八、三〇五、〇〇〇円	〇・三八
參考			
新契約一團體平均被保險者數	二五〇人	二七二人	一・〇九

同一被保險者一人平均保險金額	五〇〇円	五二六円
同一團體平均保險金額	一二五、〇〇〇円	一四二、九一四
死亡率	〇・〇〇三九八	〇・〇〇〇八七

(二) 收支狀況

項目	(1) 豫想成績	(2) 實際成績	(2) の (1) に對する割合
收入の部			
保險料	三九三、七八五円	五三、〇一五円	〇・一三
諸利息	一四、四六七	一二、一八四	〇・八四
其の他	—	三五	—
合計	四〇八、二五六	六五、二三五	〇・一六
支出の部			
保險金	四三、五五六	二、五〇〇	〇・〇六
事業費（含稅金）	五八、三三三	八五、七七〇	一・四七
創立費	八、〇〇〇	五、四六四	〇・六八
其の他	—	一九	—
責任準備金	三一六、三二二	四四、一八〇	〇・一四
合計	四二六、二一一	一三七、九三六	〇・三二
缺損金	一七、九五五	七二、七〇一	四・〇九

豫想成績欄に掲げた計數の前掲『收支並利益處分方法豫想』の初年度計數と相違するのは、先にも述へた樣に日本團保會社は昭和九年四月一日から營業開始の豫定であつた爲四月以降十二月に至る九ヶ月間に於ける事業成績に對する豫想見込數を發表したのであるが實際に營業を開始したのは同年六月一日であつて昭和九年內に於ける營業期間は七ヶ月に過きなかつた關係上本表に於ける豫想成績欄には四月一日から營業開始の豫想成績に關する計數の九分の七としての計數を豫想成績とした。

之に依れば、日本團體生命保險株式會社の初年度實際は甚だ不振と謂ふべく初期の效果を收めず將來の苦境を暗示するもの多きが如し。

今左に重要なりと認めらるる二三事項に付檢討すれば

（イ）實際契約高は豫想の三分の一に過ぎざること

前掲の如く新契約の豫想は被保險者數四萬三千人保險金額二千百八十萬圓なりしに對し實際締結高は前者に於て一萬五千人、後者は八百二十八萬圓に過ぎないのである。

同社は全國産業團體聯合會を事業的背景として組織せられ、事業開始前に於ける會社側の發表に於ては其の系統に屬する諸會社の好意的應募あるを以て豫想契約高の達成には特別の困難なしとせられたる經過から見て、實際募集成績の擧らなかつたは甚だ一般の豫期に反せる觀がある。之が原因として算へらるゝ事項は固より一、二に止まらないであらうが爰に具述し難きは、曩に官民兩案の併立に對し民營反對、官營支持を主張せる各種從業員團體の總意は先づ初年度成績に反映せしものと觀るは誤であらふか。

（ロ）　收入保險料は豫想の一割三分に過きざること

豫想收入保險料は三十九萬三千圓なりしに對し實際收入保險料は七ヶ月間の營業期間に於て總額僅かに五萬三千圓にして豫想の一割三分に過きない。故に爰に特記すべきは前記の如く新契約保險金額の豫想對實際比率か三割八分なのに對比するときは之に相應すべき收入保險料か一割三分であつて其の三分の一に止まれるは最も著しき會社の違算の樣である。其の原因は會社の豫想が保險料高額なる勤續給付附團體定期保險を多數見込んだのに反し實際契約の大部分が保險料小額なる普通團體定期保險なりしことに由來するのであらう。

（ハ）　實際所要事業費割合は豫想の十倍に達したること

事業開始前會社側に於て最も力說せるは事業經營費の低率といふことである。之亦同社の事業的背景を利用することに依り特別の募集組織をも必要としないし關係會社との個々的諒解に依り容易に豫想契約の獲得可能なりと見込んだ結果であつて、豫想に於ては收入保險料三十九萬三千圓に對し事業費五萬八千圓を計上し後者の前者に對する割合は一割五分に過ぎない。これ收入保險料中附加保險料のみを以て優に初年度事業費を支辨し得べしとの計算から出て居る。然るに實際收支計算に於ては收入保險料五萬三千圓に對し事業費八萬五千圓にして後者の前者に對する割合は十六割を超過したので、當初の豫想に對しては實に十倍の支出となつたのである。

右の結果前記の如く實際收入保險料の金額を以てするも尙事業費を支辨するに足らず又實際契約高八百萬圓に要した事業費額の方が豫想契約高二千萬圓に見込める事業費額よりも約三萬圓を超過するの奇觀を生じた。而してこの事實は前記の事業的背景が事業費の節約にも其の實效なかりしことを裏書するものである。

（ニ）　缺損金は豫想の四倍を超過せること

事業費の高額と保險料收入の不足とは必然的に缺損金の增加を來し其の總額七萬二千圓にして缺損金として豫定した一萬七千圓の四倍を超過したのであつた。而も前記の如く實際事業費の割合が豫想の十倍に達せるに比すれば其の割合に缺損金の增嵩するを免れたるは寧ろ實際契約高の僅少であつたことが僥倖した結果と解釋するも失當でないと思ふ、之と共に死亡率の過少（豫想死亡率の二割二分）に因る死差益の充當及契約匆々解約益の計上を得たる等の變則的理由に因るものなることを注意すべきである。

（ホ）　勤續給付附團體定期保險契約の僅少なること

會社の豫想に於ては普通團體定期保險及勤續給付附團體定期保險の加入割合に關し具體的に明示しては居ないけれども、保險金千圓對收入保險料一八・四六圓を計上せるに徵すれば契約の大部分を勤續給付附團體定期保險と

見込んだことに間違はないであろう。これ會社は勤續給付附團體定期保險を以て官營に有せざる制度的魅力と看做し利用者の歡迎を期待せるに依るものであつて、又其の多數加入を見込むことに依り、之から生ずる過剩利益を以て保險料少額にして實收少なき普通團體定期保險に於ける事業上の犧牲を塡補する立前を執れるものと認めらるる處である。然るに會社の發表せる決算報告書により保險種類別實際契約狀況を觀るに保險金額に於て普通團體定期保險七、〇二八、四〇〇圓に對し勤續給付附團體定期保險一、二六〇、六〇〇圓にして兩者の契約割合は前者八割五分、後者一割五分の成績に過ぎない。從つて保險金千圓對收入保險料も六・三五圓であつて豫想の三分の一に足りない狀態である。

斯く勤續給付附團體定期保險が不成績に終つたことは其の制度が特に加入上の魅力に非ざることを主張せるものであつて團體保險の經營は偏に其の本道たる普通團體定期保險に存することを示唆するものと認めらる。

蓋し勤續給付附團體定期保險に於ては契約の當初から特別保險料を徵收するに拘らず、契約後三年間を無補償とせる等其の內容が加入者にとつて不利なるは容易に發見せらるべき所であるから此制度の不成績は將來も持續するものと豫想して大なる誤りはあるまい。從つて假令第二年度以降に於て會社の募集成績が幾分の好轉を見ると假定するも其の割合に保險料收入の增加と餘剩利益とを期待し得ず一方事業費の高率と相俟て事業經營上の困難を緩和するの效果は少ないのではあるまいか。

（二）團體生命保險關係の問題

之より先昭和九年一月團體生命保險を實施せむとする簡易生命保險法の改正法律案が第六十五回帝國議會に提案せられむとするや、賛否兩論囂々として渦卷き官營、民營の是非が世上の大問題となつたことは承知せらるゝ通りであるから我々は順序として一言之に觸れなければならないのである。併しながら本誌上に於て右改正法案の詳しき內容に亙つて論ずることは遺憾ながら未だ發表の時期でないことを讀者と共に殘念に思ふ。ただ此の際一言御斷りせねばならぬことがある。それは簡易保險局に於て、團體生命保險を創始せむが爲實際的研究を始めたことが民間側よりもずつと早かつたといふことである。卽ち當局に於ては簡易生命保險創始後幾何もなく文書や海外出張者の視察報告等により米國に於ける團體生命保險の紹介及國際アクチュアリー會議に提出せられたる論文等に基き常に之に關する內外に於ける各種資料の蒐集と其の實施上に於ける諸問題を研究して來たものであつて、其の調査は夫の昭和六年十月一日から實施せられた小兒保險よりも以前に殆んど完成して居たと謂ふことを知つて貰へれば幸である。

更に今一つ。民間會社の當事者が如何に手前味噌的巧言を羅列するとも、官營と民營とを比較勘考するとき敢へて双方の內容を檢討する迄もなく、單に何れが營利的なりやといふ觀點のみから言つても、加入者に及ぼす影響は蓋し明白なるものがあるであらう。

第三　結論

以上團體生命保險に關する諸國の概況を述べ、日本團體生命保險株式會社の組織、內容及第一期決算を解剖して、出來得る限り詳しく紹介した心算である。たゞ返す〳〵も遺憾とする處は、官營案の內容は勿論官營民營を繞つての各種問題の眞相と及其の間の經緯、世評に對する當時の狀況を本誌上に於て御傳へすることが出來なかつたことである。此等の點に就いては當時の新聞、雜誌等に於ては相當論戰せられたのであつた。勿論其の中には眞僞正歪交々といふ程度に止まらず、全然民營の提灯持に終始したものもあるが、是等の點を考慮に入れたら或程度迄は信憑せられて差支へあるまい。此の點或は進んで官營案に對する誤解者の蒙を啓き、更に其の長所を高唱する位は當然爲すべき責務であつたかも知れない。併し今度は紙數の都合もあることだから省略することゝした。是等の點に就いてはたゞ賢明なる讀者の御想像に委することゝして暫くの預りとし、一切の公表を他日に讓る。

團體生命保險に關する歐米各國の業界の將來を展望することは容易ではない。たゞ之だけは斷言出來るのではあるまいか。卽ち傳統と國情より見て、米國の業界は更に隆盛を續くべし、未だ幼年なりとは言へ歐洲諸國の業界も藉すに相當の歲月を以てすれば、如何に社會保險の發達せる各國なりと言ふと雖も、團體生命保險の具有する特質より見ても、或程度迄普及することは疑ふ餘地はない樣に想はれる。

然らば、我國に於ける團體生命保險の將來性はどうであらうか。此の豫想こそ一層困難なことである。が、先づ團體生命保險の我國に於ける地位を考察してみることゝする。

社會保險施設に於て缺くる我國情は米國に類似して居るとは謂へまいか。

卽ち、現在、我國に於ける社會保險的施設は寔に不徹底であつて、僅かに二百萬人の加入者を擁する健康保險と、他に勞働者災害扶助責任保險が施行せられて居るに過ぎない。從つて團體生命保險の利用發展を拒むと稱せらるる歐洲諸國に實施せらるゝ失業保險、疾病保險等の如き施設がない。

是等の點から觀るならば、我國情も亦米國と同樣であると言へる。從つて其の前途には輝かしき業績を擧ぐべしとの期待が出來る筈である。しかしながら果して同國の如き優秀なる成績を擧げ得るや否やは疑問と言はなければならない。何故ならば、米國の事業界及國民の經濟狀態が我國の夫れに比して格段の相違あること、及我國民の習性等の諸點が彼と同一レベルに於て談じ得ないからである。

以上繰返し述べた通り、日本團體生命保險株式會社は、幾多の迂餘曲接を經て、今や漸く呱々の聲を擧げたばかりである。同社は商工省より當分の間(會社の基礎確立する迄)團保獨占の特典を與へられて居る。然るにも拘らず、其の初年度の決算は寧ろ悲觀すべき數を以て發表せられた。今後斯かる狀態が續くものとすれば、斯業の前途は無論暗澹たるものであると謂はなければならない。とは謂へ、我國に於ける各種會社、工場に於ける事業主及從業員の本事業に對する理解と意氣込が本事業に對して、今後果して如何なる程度に反映するかは興味あ

る問題であらねばならない。又日本團保會社自身の今後の活躍はどうであらうか。之等當事者の熱意如何によつては、決して其の前途に光明無しとは誰が斷言し得やう。我等も亦切に其の將來の伸長を祈つて熄まぬものである。

序でに附言したいのであるが——今春設置せられた內閣調査局に於ては、他の諸重要事項と共に國策樹立に關して保險問題を採擇することを公表するに至つた。我國の現狀は、啻に團體生命保險の國營問題ばかりでなく、各種社會保險問題——疾病保險、無診査保險等をはじめ、一日も忽がせに出來ない幾多の緊急案件が橫つて居る。又識者の夙に着眼せる保險の國營に關する研究も愈々具體化するであらう。斯く觀じ來るとき、我等の使命亦輕からざるを覺ゆる次第である。（了）

附　錄

（日本團保會社使用の雛形）

一、團體定期保險契約申込書　　二、告知書

三、被保險者票（其一 普通團体定期保險、其二 同上癈疾特約附、其三 勤續給付附團体定期保險、其四 同上癈疾特約附）

四、被保險者氏名票（其一 勤續給付附團体定期保險、其二 普通團体定期保險）

（書　込　中）

（決定通知欄）

保険證券	第　　號	保険期間	契約昭和　年　月　日
	昭和　年　月　日作成		契約昭和　年　月　日
	昭和　年　月　日發送		

電略

一 保險種類	二 被保險者及其ノ所在地	三 被保險者ノ保險期間及保險金	四 被保險者	五 保險金受取人	六 保險金額	七 保險料拂込方法	八 保險金額ノ支拂方法	九 保險料拂込方法	十 特約事項	參考事項

（書込ノ）

重	支	課	店	受	介
	人	長	長	理	紹
	配		所	者	者

團体定期保險契約申込書

住所

保險契約者

昭和　年　月　日

日本國体生命保險株式會社御中

貴社普通保險約款（團体定期保險約款）團体定期保險約款ノ條項ニ付テハ左記保險契約書ニ記載シタル保險料ノ拂込ヲ條件トシテ被保險者及其ノ所在地ノ表示ヲ以テ本申込書ニ添附シタル告知書及被保險者氏名表ノ本申込書ノ一部ヲ組成スルモノトス

追而本申込書ニ添附シタル告知書及被保險者氏名表ノ本申込書ノ一部ヲ組成スルモノト認ム

保險料拂込方法	保險料拂込方法	保險料拂込方法	保險料拂込方法	保險料拂込方法	保險料拂込方法	保險料拂込方法	保險料拂込方法	保險料拂込方法	保險料拂込方法	保險料拂込方法

備考　二ノ被保險團体ガ參アル場合ノ別表ニ記載スルコト

本保險契約ニ對シテハ定保險料ノ外左記ノ割增保險料ヲ附加スルコトヲ承諾也

割增保險料（保險金壹千圓ニ付）

金　　圓

保險契約者

日本國體生命保險株式會社

決定係　　診査課　　計理　　契約　　會業

重役　支配人　課長　店所長　扱店　受理者

告知書

保険契約者

昭和　年　月　日

日本團体生命保険株式會社　御中

本日附團體生命保険契約申込候處左記事項及被保険者氏名票ノ裏面ニ記載シタル事項ハ總テ事實ニ相違無之候也

作業所名

（告知書表面）

一　業務又ハ作業ノ種類

二　(イ)工場法第一條第一項第二號（事業ノ性質危険ナルモノ又ハ衛生上有害ノ虞アルモノ）ニ該當スル事業ノ種類（工場法施行令第三條各號ノ事業ノ名ヲ記載スルコト）

(ロ)石炭坑爆發取締規則第一條ノ規定ニ依ル商工大臣ノ指定ノ有無

三　契約申込日現在ニ於ケル職員労務者又ハ之ニ準スヘキ者ノ總人數

職員労務者ノ他	男	女	計
	人	人	人

四　一定ノ基準ニ依リ區別セラルル集團ヲ被保険團體トスル場合其ノ集團ニ屬スル職員労務者又ハ之ニ準スヘキ者ノ總人數

職員労務者ノ他	男	女	計
	人	人	人

五　第三號又ハ前號ノ内被保険者トナルヘキ者ノ數

職員労務者ノ他	男	女	計
	人	人	人

日本團体生命保険株式會社

（同裏面）

六　被保険者カ労務者ナル場合ニ於テ勤務若ハ就業スル作業所ニ醫療機關ノ有無亦其ノ作業所ニ應急治療又ハ應急手當ノ施設ノ有無

七　職員、労務者又ハ之ニ準スヘキ者ヲ雇入ルル際診査又ハ身體檢査ヲ爲スヤ否

八　最近五箇年ニ於ケル年度末現在又ハ六月末日ニ於ケル職員、労務者又ハ之ニ準スヘキ者ノ數

年度	職員労務者ノ他	男	女	計
自　昭和　年　月 至　昭和　年　月		人	人	人
昭和　年度		人	人	人
昭和　年度		人	人	人
昭和　年度		人	人	人
昭和　年度		人	人	人
昭和　年度		人	人	人

九　最近五箇年間ニ於ケル職員、労務者又ハ之ニ準スヘキ者ノ退職者及解雇者數

職員労務者ノ他	
	人

十　最近五箇年間ニ被保険者ノ勤務若ハ就業スル工場、鑛山ニ於テ多數ノ死傷者ヲ出シタル災害ノ發生シタルコトノ有無、有ラバ其ノ原因及死傷者數

備考　一、被保険團体ニ數箇ノ事務所、工場、鑛山其他ノ作業所アル場合ニハ作業所毎ニ本書ヲ作成スルコト

二、被保険團体カ共済團体ナルトキハ右告知書中第一號第二號第六號第七號及第十號ノ事項ニ付當該被保険團体ノ屬スル工場鑛山其ノ他ノ事務所ニ於ケル事實ヲ記載ノコト

（本洲ハ保險ノ性質ニ鑑ミ特ニ其ノ期間ヲ一部ノ團體ニ限リ保險金額ヲ減ジタル組合ニスルモノデアリマスガ洲ノ所ニ依リマシテハ通知ヲ要シマス）

日本國体生命保險株式會社

東京市麻布區霞町廿五ノ内番地

昭和　年　月　日　東京市ニ於テ本洲ヲ發行ス

一、保險金額

被保險者ト定リタル日　昭和　年　月　日

國也

保險金受取人　年　月　日生殿

被保險者　年　月　日生殿

被洲番號

被定期保險

被保險團体

保險ノ種類

保險期間ノ始期

保險期間ノ終期

保險契約年月日

被保險團体

保險契約者

被保險者ノ加入シタル團体保險契約ノ要領

備考　本洲ノ保險金ノ受取人ハ被保險者ノ他ニ必ズ洲ノ所ニ依リ代理人ヲ定メテ下サイ

（保險金ハ洲ノ所ニ依リマシテハ通知ヲ要シマス）

（被保險者洲其一）

（本表ハ保險料ガ毎月拂ヒ込マレル場合ニ就テノミ行ハレタモノデアリ、年拂ヒ、半年拂ヒ、四半期拂ヒ等ノ場合ニハ、適當ニ修正シテ用ヒラレタイ。）

一、保險金額表

昭和　年　月　日　東京本店ニ於テ本表ヲ發行ス

東京市麻布區霞町百五番地ノ八
日本團體生命保險株式會社

保險期間ノ終期　昭和　年　月　日
被保險者トナリタル日　昭和　年　月　日

保險期間ノ終期	保險期間ノ終期	保險契約ノ年月日	保險ノ種類	被保險團體	保險契約者	被保險者ノ加入シタル團體保險契約ノ要領
昭和　年　月　日	昭和　年　月　日	昭和　年　月　日	團體定期保險			

備考　本表ハ保險金ノ最大ナル場合ニ就テノミ作リタルモノデアリマス。

（被保險者原表二）

（本表ハ保險期間ガ毎月拂ヒ込マレル場合ニ就テノミ作リタルモノデアリマス。年拂ヒ、半年拂ヒ、四半期拂ヒ等ノ場合ニハ、適當ニ修正シテ用ヒラレタイ。）

一、保險金額表

昭和　年　月　日　東京本店ニ於テ本表ヲ發行ス

東京市麻布區霞町百五番地ノ八
日本團體生命保險株式會社

保險期間ノ終期　昭和　年　月　日
被保險者トナリタル日　昭和　年　月　日

保險期間ノ終期	保險期間ノ終期	保險契約ノ年月日	保險ノ種類	被保險團體	保險契約者	被保險者ノ加入シタル團體保險契約ノ要領及勤務付金額表
昭和　年　月　日	昭和　年　月　日	昭和　年　月　日	勤務付團體定期保險			

勤務付金額表記ノ通リ	保險料ノ通リ	保險料ノ通リ	勤務付金額表記ノ通リ	保險料ノ通リ	保險料ノ通リ
勤務年數	第一月目	第二月目以後	勤務年數	第一月目	第二月目以後
円	円	円	円	円	円
1	1.250	1.667	13	32.500	43.333
2	2.500	3.333	14	35.000	46.667
3	3.750	5.000	15	37.500	50.000
4	5.000	6.667	16	40.000	53.333
5	6.250	8.333	17	42.500	56.667
6	7.500	10.000	18	45.000	60.000
7	8.750	11.667	19	47.500	63.333
8	10.000	13.333	20	50.000	66.667
9	11.250	15.000	21	52.500	70.000
10	12.500	16.667	22	55.000	73.333
11	13.750	18.333	23	57.500	76.667
12	15.000	20.000	24	60.000	80.000
			25	62.500	83.333
			26	65.000	86.667
			27	67.500	90.000
			28	70.000	93.333
			29	72.500	96.667
			30	75.000	100.000

備考　本表ハ勤務付金額ガ最大ナル場合ニ就テノミ作リタルモノデアリマス。

（被保險者原表三）

(被保險者票其四)

被保險者ノ加入シタル團体保險契約ノ要領及勤續給付金額表	
保險契約者	
被保險團体	
保險ノ種類	疾病特約附勤續給付附團体定期保險
保險契約ノ年月日	昭和　年　月　日
保險期間ノ始期	昭和　年　月　日
保險期間ノ終期	昭和　年　月　日

勤續給付金額表（表記ノ保險金壹千圓ニ付）

加入後經過年數	年末（円）	經過一月ニ付（円）
1	一	一
2	一	一
3	30	1.250
4	45	1.667
5	65	1.750
6	88	1.833
7	108	1.917
8	131	2.000
9	155	2.083
10	180	2.167
11	208	2.250
12	233	2.333
13	261	2.417
14	290	2.500
15	320	2.667
16	352	2.833
17	386	3.000
18	422	3.167
19	460	3.333
20	500	3.500
21	542	3.667
22	586	3.833
23	632	4.000
24	680	4.167
25	730	4.333
26	782	4.417
27	835	4.500
28	886	4.583
29	944	4.667
30	1000	

備考
一、經過月數ニ一箇月未滿ノ端數ノアルトキハ一箇月ニ切上ゲテ計算致シマス。
二、給付金額ニ錢未滿ノ端數ヲ生ジタトキハ之ヲ切捨テテ計算致シマス。
三、保險契約ノ更新ガナカツタ爲自然ニ保險期間末ニ保險カラ脱退セラルル方又保險期間滿了ノ時ニ脱退セラルル方ニハ勤續給付金ノ代リニ滿期給付金ヲ支拂ヒマス。
四、滿期給付金額ハ勤續ノ年數ト並イテ保險金額ノミ増額セラルル場合ニハ、其ノ増額セラレタ保險金額ニ對スル保險料ハ普通團体定期保險ト同率ノ保險料ヲ以テ計算致シマス。
五、本票ハ保險金ノ受取ノ場合其ノ他ニ必要ナ票デアリマスカラ大切ニ保管シテ下サイ。

勘定第　號
被票第　號

疾病特約附
勤續給付附團体定期保險　被保險者票

被保險者　年　月　日生　殿

保險金受取人　殿

一、保險金額金　圓也

勤續給付金額　第四面ニ記載ノ勤續給付金額表ニ定メタル金額

被保險者トナリタル日　昭和　年　月　日

昭和　年　月　日　東京本店ニ於テ本票ヲ發行ス

東京市麴町區丸ノ内壹丁目貳番地壹
日本團体生命保險株式會社

（本票ハ保險證券ノ一部ヲ組成スルモノデアリマス
保險契約ガ更新セラレタ場合ニハ本票ノ再發行ハ致シマセン
保險契約更新ノ際保險金額ニ變更ガアリマシタトキハ通知書ヲ交付致シマス）

(被保險者氏名票其一表面)

勘定第……號　　被保險者氏名票　　記
被票第……號　　　　　　　　　　　號……

保險種類	勤續給付附團体定期保險	保險金額　圓（勤續給付金額　種）	保險金受取人		續柄	
兵役關係	種、階級 / 豫備、後備、國民 / 疾病ニ因ル中途除隊ノ有無	身長　米　尺	體重　瓩　貫	男　女	獨身　有配偶	
實父　健在　死亡年齡　歳 / 實母　健在　死亡年齡　歳	他ニ保險契約アラハ其ノ保險金額	生命保險　圓	簡易保險　圓			
現ニ病氣又ハ負傷ニ因リ療養中ナリヤ、又ハ姙娠ノ有無	病名 / 療養日數　日	姙娠　ケ月				
過去一箇年間病氣又ハ負傷ニ因リ療養ヲ受ケタルコトアリヤ	病名	日數　日				

貴社普通保險約款及保險料率熟知ノ上保險契約加入ヲ同意致候
付上記事項及貴社診査員又ハ檢査保員ノ質問ニ對スル應答ハ事
實ニ相違無之候也

現住地
被保險者

年　月　日生
滿　年　ケ月

（被保險者氏名票其二表面）

普證第……號
被票第……號

被保險者氏名票

記號……

保種	普通團体	保金	圓	受保		續	
險類	定期保險	險額		取人		柄	
（癈疾特約附）							

兵關	種、階級	身	米	體	瓩	男	獨身
役係	豫備、後備、國民	長	尺	重	貫	女	配偶有
	疾病ニ因ル中途除隊ノ有無						

實父 健在 死亡年齢 歳	他ニ保險契約アラバ其ノ保險金額	生命保險 圓	簡易保險	圓
實母 健在 死亡年齢 歳				

現ニ病氣又ハ負傷ニ因リ療養中ナリヤ、又ハ姙娠ノ有無	病名	姙振	ケ月
	療養日數 日		
過去一箇年間病氣又ハ負傷ニ因リ療養ヲ受ケタルコトアリヤ	病名	日數	日

貴社普通保險約款、癈疾特約條項及保險料率熟知ノ上保險契約加入ヲ同意致候尚上記事項及貴社診査員又ハ檢査係員ノ質問ニ對スル應答ハ事實ニ相違無之候也

現住地
被保險者

年　月　日生
滿　年　ケ月

（被保險者氏名票其一裏面）

保險契約加入申込書

表記ノ者保險契約ニ加入セシメ度此段申込候尚下記事項ハ事實ニ相違無之又表記被保險者ノ記入シタル事項ハ事實ニ相違無之モノト相認候也

1	被保險者ハ二箇月以來現實ニ勤務若ハ就業中ノ職員、勞務者又ハ之ニ準スヘキ者ナリ	
2	被保險者ノ勤務若ハ就業スル作業所名	
3	被保險者ノ職名	
4	被保險者ノ任命又ハ雇傭年月日	年　月　日
5	被保險者現在ノ俸給、給料、賃金其ノ他ノ報酬額	日額 月額　圓　錢
6	被保險者ノ最近二箇月內ニ於ケル缺勤日數	日　內負傷又ハ疾病ニ因ル缺勤　日

保險契約者

昭和　年　月　日

日本團体生命保險株式會社
御中